

令和8年山形県教育委員会3月定例会

令和8年3月17日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 山形県教育DX推進ビジョンについて (高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県公立学校における働き方改革プラン(第Ⅲ期プラン)の策  
定について (教職員課)

議第2号 県立高校未来創造ビジョンの策定について  
(高校教育課高校未来創造室)

議第3号 山形県教員指標の一部改正について (教育政策課)

議第4号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に  
関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について  
(教育政策課)

議第5号 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び  
監督に関する規則を廃止する規則の設定について (教育政策課)

議第6号 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について (教育政策課)

議第7号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて (教職員課)

議第8号 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定につい  
て (教職員課)

議第9号 教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の一部を改正す  
る規則の制定について (教職員課)

議第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づ  
く意見に係る臨時専決処理の承認について (教育政策課)

議第11号 教育委員会職員の人事について (教育政策課)

議第12号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

# 山形県教育DX推進ビジョン 概要版

- 策定趣旨  
「第7次山形県教育振興計画」に基づき、学校にとどまらず、学ぶ場所を自由に選び、教育データを活用した児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図り、さらなる本県の教育DXの実現・推進に向けて、その方向性や取組を示すもの
- 位置付け  
学校教育の情報化推進に関する法律第9条に基づく山形県の学校教育情報化推進計画
- 対象期間  
令和7年度から令和11年度（5年間）

- ### 目指す姿
- ◎児童生徒は、自分のペースや興味に合わせてもっと楽しく、もっと深く学べるようになる
  - ◎教員は、児童生徒一人ひとりの学びをきめ細かに支援し、質の高い教育を提供できるようになる
  - ◎校務のDXによる働き方改革を推進し、教員が教育活動に注力できるようになる

## 本県の学校教育の情報化の現状と課題

### 児童生徒の資質・能力

- ・ 「全国学力・学習状況調査」から、児童生徒のICT活用状況に課題
- ・ 効果的なICT活用の推進、情報モラルと必要な知識の習得が課題

### 教員の指導力

- ・ 教員のICT活用は、学校間、職員間で活用頻度に差が生じていることが課題
- ・ 1人1台端末の利活用の日常化の推進、教員の指導力の向上が課題

### 学校における働き方改革と組織・体制

- ・ 校務DX推進のため、クラウド、生成AI、次世代校務DX環境等の検討が必要
- ・ 統合型校務支援システムや学習用アカウント等は各自治体で運用

### ICTの環境整備

- ・ ネットワーク速度の推奨帯域は約半数の自治体が充足
- ・ 学校のデジタル学習基盤の整備及び更新を進めていくことが重要

	到達を目指す目標	実現するための取組
方針1 児童生徒の学びのDX	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 個に応じた学びの実現、自律的に学ぶ力の育成</li> <li>② 情報活用能力の育成</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分のペースに合わせて、AIドリル等を活用した個に応じた学習の推進</li> <li>・ オンラインでの学校等の垣根を超えた協働的な学び、遠隔教育の推進</li> <li>・ クラウドツール、生成AI等を活用した学習活動の実施</li> <li>・ 情報モラル教育の充実</li> </ul>
方針2 教員の指導のDX	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 個に応じた指導、エビデンスベースの指導への変革</li> <li>② 誰一人取り残さないきめ細かな支援</li> <li>③ 授業改善に向けた教員のICT活用指導力向上</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄積された教育データの可視化による個に応じた指導の充実</li> <li>・ AIや教育データを活用したエビデンスベースによる授業改善</li> <li>・ 障がいから生じる困難さを軽減するための支援の充実</li> <li>・ ICT活用における児童生徒の心身の健康面への配慮</li> <li>・ 教員の活用レベル、教育DXの最新動向を反映した研修の実施</li> <li>・ 教員研修プラットフォームの活用、オンライン・オンデマンド研修等の充実</li> </ul>
方針3 校務のDX	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 働き方改革を前進させる次世代の校務DXの実現</li> <li>② データの分析・活用による学校経営の改善</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種申請等の電子化による校務効率化の推進</li> <li>・ 生成AI等の積極的な活用</li> <li>・ 統合型校務支援システムのクラウド化及び県域調達の推進</li> <li>・ 人事異動等により学校が変わっても利用できる県統一アカウントの新設 ※県統一アカウント…市町村立学校教員向けに県がアカウントを発行</li> </ul>
方針4 教育DXを推進するための環境整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>① いつでもどこでも、誰とでも学習できる環境のために必要なデジタル学習基盤の整備</li> <li>② 県及び市町村の連携体制の構築</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1台端末や機器・設備の更新整備等、デジタル学習基盤の確実な整備</li> <li>・ 県立高等学校における遠隔授業の実施に必要な機器等の整備</li> <li>・ GIGAスクール推進協議会、次世代校務DX推進協議会の活用</li> </ul>

評価指標	現状値				目標値			
	現状値	現状値	現状値	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値
・ 授業にICTを活用して指導する教員の割合	79.3%	81.6%	—	—	100%	100%	100%	100%
・ 児童生徒のICT活用を指導する教員の割合	81.6%	—	—	—	100%	—	—	—
・ 教育データの可視化のシステムを活用した学校の割合	—	—	—	—	100%	—	—	—
・ 教職員から学校へ提出する事務手続き資料をペーパーレス化した割合	—	—	—	—	50%	—	—	—
・ 次世代型校務支援システムの各自治体の整備率	—	—	—	—	100%	—	—	—

山形県  
教育DX推進ビジョン

令和8年3月  
山形県教育局

## 目 次

---

<b>第1章 はじめに</b> .....	1
1-1 策定の趣旨 .....	1
1-2 期間 .....	2
<b>第2章 本県の学校教育の情報化の現状と課題</b> .....	3
2-1 児童生徒の資質・能力 .....	3
2-2 教職員の指導力 .....	5
2-3 学校における働き方改革と組織・体制 .....	7
2-4 ICTの環境整備 .....	9
<b>第3章 目指す姿</b> .....	13
3-1 到達を目指す目標 .....	14
方針1 児童生徒の学びのDX	
方針2 教員の指導のDX	
方針3 校務のDX	
方針4 教育DXを推進するための環境整備	
3-2 教育DXの推進に向けた段階 .....	14
<b>第4章 実現するための取組</b> .....	18
方針1 児童生徒の学びのDX .....	18
方針2 教員の指導のDX .....	18
方針3 校務のDX .....	20
方針4 教育DXを推進するための環境整備 .....	21
<b>評価指標</b> .....	22
<b>用語集</b> .....	23
<b>参考資料</b> .....	24

# 第1章 はじめに

## 1-1 策定の趣旨

令和元年（2019年）6月、「学校教育の情報化推進に関する法律」（令和元年法律第47号、以下「法」）が公布・施行されました。文部科学省は令和4年12月に法第8条第1項に基づき「学校教育情報化推進計画」を策定しています。法第9条では各自治体の学校教育情報化推進計画の策定を努力義務としています。

本県では令和3年度から6年度までの期間、本県の学校教育情報化推進計画として、児童生徒の情報活用能力の育成、学校のICT環境の整備、教員のICT活用指導力の育成等の取組を総合的・計画的に行っていくための「山形県ICT教育アクションプラン」を策定し、取り組んでまいりました。

令和7年3月に策定された「第7次山形県教育振興計画」では「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」の実現に向けたこれからの本県教育の方向性が示されています。特に目標実現に向けて「県民みんなでチャレンジ」を支えるものとして「教育DX」が掲げられており、方針Ⅲ「社会の変化に対応した学びの環境を整える」アクション6「教育DXを実現する」施策13「デジタル人材の育成とICTの活用」の取組として「デジタル人材の育成やICT環境整備等の取組をとりまとめた学校DX推進基本計画（仮称）」を推進していくこととしております。

これらを受け、学校にとどまらず、学ぶ場所を自由に選び、教育データを活用した児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図り、デジタルを活用した山形県としての新しい価値創造を推進していくため、「山形県教育DX推進ビジョン」を定め、本県の教育DXの実現・推進に向けて、その方向性や取組を示しています。

### ● 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）

- DXに至るには、一般的に「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3段階がある。
  - ・ デジタイゼーション：紙の書類などアナログな情報のデジタル化  
例）紙のプリントをデジタル化して配信すること など
  - ・ デジタルライゼーション：サービスや業務プロセスのデジタル化  
例）推奨されたデジタル教材を参考に教材の最適な選択を行うこと など
  - ・ デジタルトランスフォーメーション：デジタル化でサービスや業務、組織の変革  
例）教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化 など
- 教育DXを推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について可能な部分から着手することが重要
- DXの推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であり、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成が重要

（資料）「教育振興基本計画」（文部科学省）

## **1-2 期間**

「第7次山形県教育振興計画」で示されている主要施策への取組期間と合わせて、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるものとします。

## 第2章 本県の学校教育の情報化の現状と課題

### 2-1 児童生徒の資質・能力

#### ア これまでの取組

- 文部科学省の「リーディングDXスクール事業」において、県内の小学校・中学校・高等学校の計4校が指定され、GIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXの事例創出に取り組んできました。その内、県立高校1校が生成AIパイロット校として、授業や校務における生成AIの活用に関する事例創出に取り組んできました。
- 文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」において、令和7年度は県内21校の高等学校（うち県立17、市立1、私立3）が採択され、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化しています。
- 文部科学省の「AIの活用による英語教育強化事業」において、県立高等学校3校が生成AIを活用し、個別最適な学びに取り組んでいます。
- 「やまがたグローバル・イノベーター育成事業（多文化共生社会への対応事業）」において、県立高校18校がオンライン英会話を実施し、英語によるコミュニケーション能力の向上と異文化理解の促進を図っています。
- 「AI学習システム活用モデル事業」において、県立高校5校がAI学習システムを活用し、教育データを分析することで、生徒一人ひとりに応じた課題を抽出しています。
- ICT活用による学習活動充実推進事業により、県内7校の小中学校がICT教育推進拠点校となり、効果的なICT活用の効果実証を行ってきました。

#### イ 現状と課題

##### ○全国学力・学習状況調査における児童生徒のICT活用に関する状況

	校種	山形県	全国
あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど）ことができると思いますか	小	35.2%	39.3%
	中	35.8%	36.4%
あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか	小	51.2%	50.6%
	中	53.6%	48.4%
あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか	小	22.6%	26.9%
	中	19.5%	21.1%
あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか	小	36.3%	38.6%
	中	33.4%	31.8%

	校種	頻度	山形県	全国
児童生徒が自分で調べる場面（ウェブブラウザによるインターネット検索等）では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか	小	週1回以上	92.3%	95.5%
		ほぼ毎日	22.6%	31.1%
	中	週1回以上	90.4%	93.5%
		ほぼ毎日	25.5%	35.9%
児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか	小	週1回以上	65.6%	81.2%
		ほぼ毎日	8.6%	21.3%
	中	週1回以上	65.9%	81.3%
		ほぼ毎日	11.7%	21.4%
教職員と児童生徒がやりとりする場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか	小	週1回以上	62.0%	83.4%
		ほぼ毎日	21.7%	37.6%
	中	週1回以上	57.4%	80.2%
		ほぼ毎日	12.8%	31.9%
児童生徒同士がやりとりする場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか	小	週1回以上	56.2%	73.6%
		ほぼ毎日	14.5%	21.4%
	中	週1回以上	49.0%	66.4%
		ほぼ毎日	9.6%	17.1%
児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか	小	週1回以上	72.4%	82.1%
		ほぼ毎日	10.4%	19.5%
	中	週1回以上	57.4%	72.1%
		ほぼ毎日	7.4%	16.6%

（文部科学省 令和7年度全国学力・学習状況調査）

### ○県・各市町村教育委員会における児童生徒1人1台端末の持ち帰り学習の状況

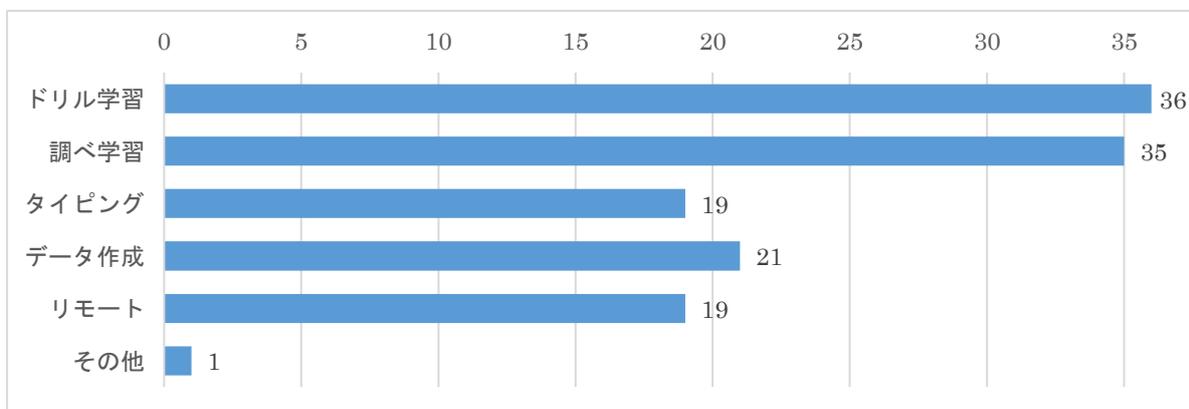


※その他…課題がある日など必要に応じて持ち帰っている

単位：自治体数

（県独自調査 令和7年10月結果）

### ○県・各市町村教育委員会における児童生徒1人1台端末の持ち帰り学習の内容



（県独自調査 令和7年10月結果）

単位：自治体数

- G I G Aスクール構想による児童生徒の学習者用端末等の I C T環境整備が推進されています。全ての自治体で端末の持ち帰り学習が許可されているなど、I C Tの活用を日常的に行うことができるようになっていきます。
- 令和7年度に実施された「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の学校質問紙調査によると、「教員が大型提示装置など I C T機器を活用した授業を、どの程度行ったか（1クラスあたり・週1回以上）」の結果は、全国と同等です（小学校は97.7%（全国平均97.9%）、中学校は97.9%（全国平均97.2%））。
- 一方、「I C T機器をどの程度使用させているか（学習場面ごと・週1回以上、ほぼ毎日）」の結果は、全国と比較して低くなっています（例：「児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」（週1回以上）小学校は65.6%（全国平均81.2%）、中学校は65.9%（全国平均81.3%））。
- 令和6年度本県のいじめに関する定期調査から、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」の件数が増加している状況です（令和5年度 305件、令和6年度 344件）。
- これら本県の状況を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための効果的な I C T活用を推進し、情報社会において適切な活動を行うための情報モラルと必要な知識を習得させる必要があります。

## **2-2 教職員の指導力**

### ア これまでの取組

- 県では、「山形県教員『指標』」に基づく「山形県教員研修計画」を踏まえ、初任者研修・経験者研修・専門研修等において、教職員のキャリアステージに応じた I C T活用指導力の段階的な育成に取り組んできました。
- 全国教員研修プラットフォーム（P l a n t）を活用し、研修の申込み・資料配布・リフレクション（振り返り）の入力・受講履歴の管理等、教職員の学びのサイクルを一元管理しています。
- 県教育センターでは、集合型研修「I C T活用講座」の拡充や、オンライン型・オンデマンド型講座の開設等、教員の研修参加環境の充実を図ってきました。また、令和3年度から7年度まで I C T利活用をテーマとした調査研究を行い、山形県 I C T活用4次元モデルを用いた授業デザイン研修の開発や、I C Tを活用した授業実践事例の収集・W e b ページでの公開等を行ってきました。
- 県立中学校・高等学校においては、県 I C T教育推進委員・校内 I C T教育推進担当者等による校内研修体制の確立に取り組んできました。また、民間事業者と連携し、全教員を対象としたオンラインでの基礎研修、地区ごと、学校ごとでの活用力向上研修等の実施により、教員の I C T活用指導力の育成を進めています。
- 県立特別支援学校においては、令和6年度から8年度まで毎年各2校を I C T活用推進校として指名し、具体的な授業場面における I C Tのより良い活用方法について研究・実践を行い、効果的な活用方法の好事例を収集・発信することで、特別支援教育における I C T活用を推進しています。

- 市町村においては、現状と課題を踏まえ研修体系を整備し、小中学校において校内研修体制を確立しています。

### イ 現状と課題

#### ○「教員のICT活用指導力」の状況

（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）

	山形県	全国
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用することができる	89.7%	90.7%
授業にICTを活用して指導することができる	79.3%	82.2%
児童生徒のICT活用を指導することができる	81.6%	83.1%
情報活用の基礎となる知識や態度について指導することができる	87.7%	89.2%
ICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合	60.0%	73.5%
ICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員1人あたりの受講回数	1.8回	2.3回

（文部科学省 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 令和7年3月結果）

#### ○県・各市町村教育委員会での教員のICT活用指導力向上に係る教員研修実施状況



（県独自調査 令和7年10月結果）

単位：自治体数

- 「教員のICT活用指導力」については、全国平均と比べて低くなっています。校務や授業におけるICT活用については、学校間、教員間で利用頻度に差が生じていることが課題として挙げられています。
- ICT活用に関する研修を受講した教員の割合、1人当たりの平均受講回数とも全国平均と比べ低くなっており、研修機会の確保が課題となっています。
- 市町村においては、77%の自治体が教員のICT活用指導力向上に係る研修を実施しています。そこでは、ICT支援員等による機器やアプリの操作法の研修が中心となっています。
- 学習の基盤となる資質・能力として位置付けられる情報活用能力の育成のため、学習者用端末の利活用の日常化を推進するとともに、教員の指導力向上を図る必要があります。
- 研修等を通じて、デジタル学習基盤の活用を前提とした授業づくりについて理解

を深め、児童生徒が自律的・探究的に学ぶ「学習者主体」の授業への転換を図ることが重要です。

## 2-3 学校における働き方改革と組織・体制

### ア これまでの取組

- 県立学校においては、令和2年度に県統一の Google Workspace for Education サービスを導入し、授業、校務でのクラウド活用を進めており、各種ペーパーレス化や連絡等のデジタル化等も進めています。
- 令和3年度に県立中学校・高等学校で統一した統合型校務支援システムを導入し、各種校務のデジタル化、ネットワーク分離によるセキュリティ対策を施して生徒の機微情報を処理できるようになっています。令和8年度公立高等学校入学者選抜ではWeb出願システムを導入し、入選における手続等のデジタル完結を進めています。令和8年度からは県立特別支援学校で統一した統合型校務支援システムを稼働します。
- 市町村においては、それぞれに適した統合型校務支援システムを選定し、整備しています。
- 県立中学校・高等学校では令和7年1月、県立特別支援学校では令和7年7月に県立学校職員勤務管理システムを導入し、教職員の休暇や旅行命令等を電子申請に切り替えるとともに、出勤簿や学校日誌等への自動転記等を取り入れ、校務の効率化を図っています。
- 文部科学省の「生成AIパイロット校事業」において、令和7年度に県内の小学校、中学校、高等学校のそれぞれ1校が生成AIの校務への活用を研究し、業務改善の事例創出に取り組んでいます。

### イ 現状と課題

#### ○県全体における校務DXチェックリストの達成状況

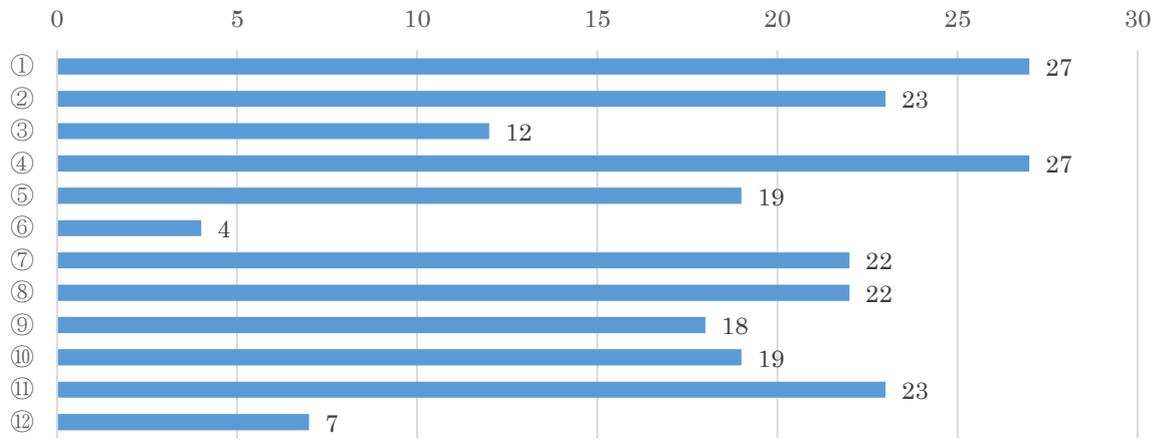
	山形県全体	満点
学校向け 達成状況（報告数：325）	333.5点	930点
学校設置者向け 達成状況（報告数：36）	266.5点	570点

（文部科学省 GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリストに基づく自己点検 令和7年9月結果）

#### ○県・各市町村教育委員会における「12のやめることリスト（デジタルに変えること）」の達成状況

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付</li> <li>② 紙での保護者への調査・アンケート</li> <li>③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収</li> <li>④ 紙での教職員への調査・アンケート</li> <li>⑤ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力</li> <li>⑥ 電話や書面による保護者との日程調整</li> <li>⑦ 職員会議等資料の紙での共有</li> </ul> |
|--|

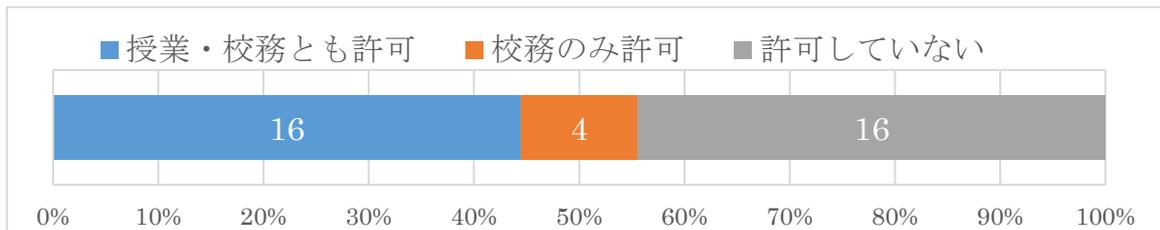
- ⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
- ⑨ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
- ⑩ 教職員が作成した教材等の各自での保存
- ⑪ 学校徴収金の現金徴収
- ⑫ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理



(県独自調査 令和7年10月結果)

単位：自治体数

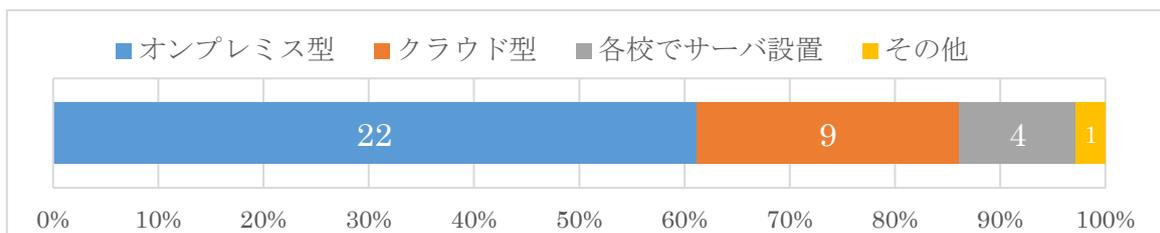
○県・各市町村教育委員会における、教職員の校務及び授業での生成A I 利用状況



(県独自調査 令和7年10月結果)

単位：自治体数

○県・各市町村教育委員会における、統合型校務支援システムの構築形態



※その他…小学校サーバ設置、中学校クラウド型

単位：自治体数

(県独自調査 令和7年10月結果)

- 学校及び教育委員会が校務D Xを推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「G I G Aスクール構想の下での校務D Xチェックリストに基づく自己点検」の達成状況から、各自治体へ課題について調査をしたところ、「デジタルスキルと教職員の意識変革」、「I C Tインフラと環境整備」、「校務プロセスとペーパーレス化」、「校務支援システムとデータ連携」、「制度・政策・ルール形成」等について課題があると回答がありました。校務D Xを推進するため、クラウド環境

の活用、FAXでのやり取り・押印を原則廃止、紙や転記作業の一掃、校務における生成AIの活用、次世代の校務支援システムの導入等について、進めていく必要があります。

- デジタル庁、文部科学省等が令和7年6月に公開した「教育DXロードマップ」にある「12 のやめることリスト（デジタルに変えること）」の達成状況について各自治体に調査したところ、9個の項目について自治体の半数が達成できている状況でした。一方、③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収、⑥ 電話や書面による保護者との日程調整、⑫ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理については、デジタルに移行することが出来ていない自治体が過半数となっております。このため、まずは教育DXの1段階目であるデジタイゼーションを進めていく必要があります。また、紙ベースの校務をデジタルに置き換えるだけでなく、今後はクラウド環境を活用した業務フロー自体の見直しや外部連携の促進、データ連携による学習指導・学校経営の高度化も含めた、次世代の校務DXを進めていく必要があります。
- 次世代の校務DXを実現するためには、適切なセキュリティ対策を講じることを前提に、学習系ネットワークと校務系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、データ連携基盤（ダッシュボード）の構築等の環境整備が必要です。
- 約73%の自治体において、統合型校務支援システムを自前サーバに構築し（いわゆるオンプレミス）、校務用端末からのアクセスを前提として運用しています。
- 現在、統合型校務支援システムや学習用アカウント等は県と各市町村それぞれで運用されている状況です。例えば教職員の人事異動等により、作成した教材データや研修等で得た情報が容易に引継ぐことができない等、県全体での校務DX推進に向けた課題となっています。
- 文部科学省「働き方改革事例集」では、出勤簿の電子化を進めることで1人当たり年1.8時間、休暇申請等の押印廃止は1人当たり年1.8時間の削減となるという試算が示されるなど、校務のデジタル化の整備は学校の働き方改革にも有効であると考えられます。学習者用端末の管理等を含め、校内全体で授業でも校務でもICT活用を推進する体制づくりが必要です。

## 2-4 ICTの環境整備

### ア これまでの取組

- GIGAスクール構想の実現のため、ICT環境の整備を県全体で進めています。
- 学習者用端末は、主体的・対話的で深い学びを支える必須のツールであり、計画的な維持・更新の計画を立てていく必要があります。GIGAスクール構想第2期である令和6年度からは、県内の全ての市町村が参画するGIGAスクール推進協議会において学習者用端末の共同調達を実施しています。
- 県立高等学校、特別支援学校高等部においては、令和4年度に学習者用端末、指導者用端末を整備しました。
- 県立特別支援学校においては令和2年度から、小中学校においては令和3年度に

障がいのある児童生徒が学習者用端末を効果的に活用するために必要な入出力支援装置を整備しました。

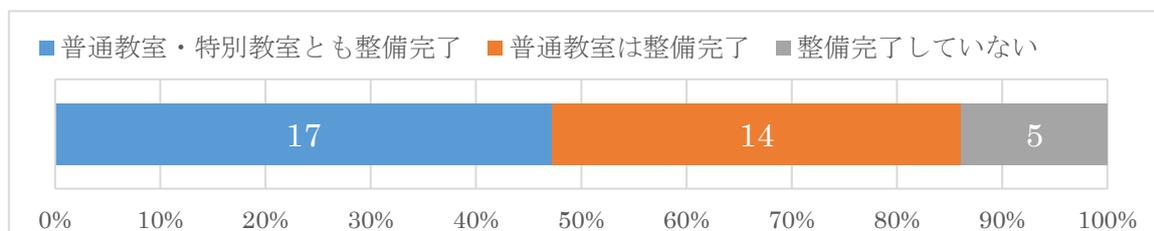
## イ 現状と課題

### ○県・各市町村教育委員会における ICT 環境整備状況

	山形県	全国
児童生徒一人当たりの学習者用 PC 台数	1.1 台/人	1.1 台/人
普通教室の大型提示装置整備率	86.6 %	91.0 %
無線 LAN 又は移動通信システム (LTE 等) によりインターネット接続を行う普通教室の割合	98.7 %	99.3 %
統合型校務支援システム整備率	92.0 %	94.8 %

(文部科学省 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 令和 7 年 3 月結果)

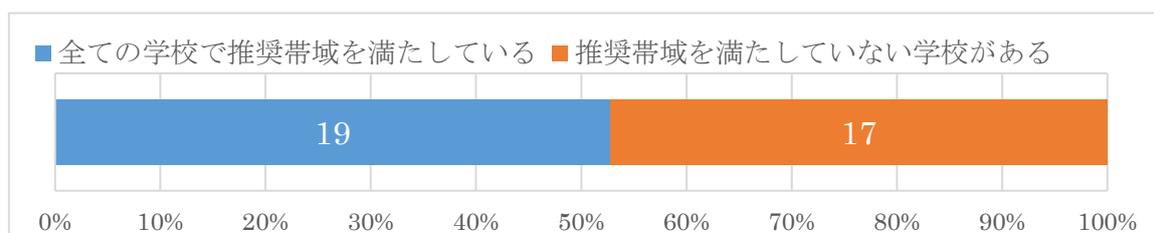
### ○県・各市町村教育委員会における電子黒板等の大型提示装置の整備状況



(県独自調査 令和 7 年 10 月結果)

単位：自治体数

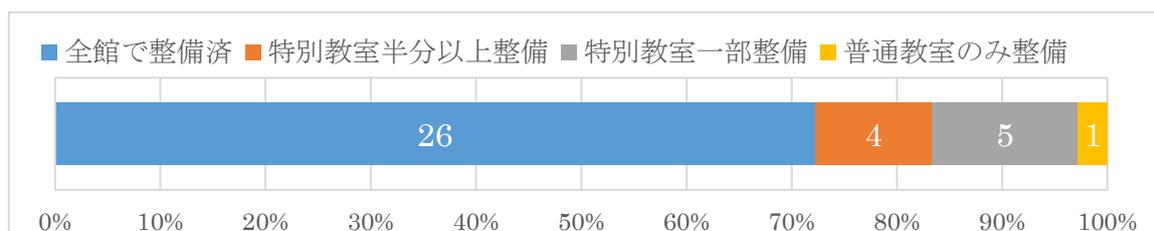
### ○県・各市町村教育委員会における、文部科学省が示すネットワーク帯域の「当面の推奨帯域」への対応状況



(県独自調査 令和 7 年 10 月結果)

単位：自治体数

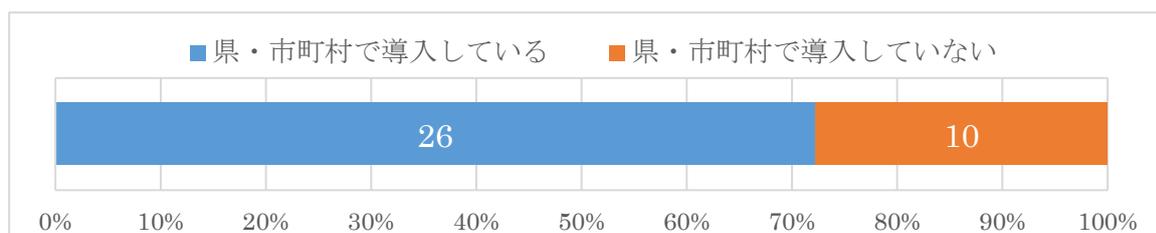
### ○県・各市町村教育委員会における、無線 LAN の設置状況



(県独自調査 令和 7 年 10 月結果)

単位：自治体数

○県・各市町村教育委員会における、独自の指導者用デジタル教科書導入状況



(県独自調査 令和7年10月結果)

単位：自治体数

- 文部科学省が示す「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」では、校内全体の無線LAN100%整備、ICT支援員4校に1人配置、電子黒板等の大型提示装置・実物投影機等に関する整備計画が示されており、各自治体でも計画の達成にむけて整備を進めているところです。

(参考：文部科学省 学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度))

### 学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」を策定
- 必要な事業費は単年度で1,464億円とし、所要の地方財政措置



#### 学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債(仮称)の対象

##### 計画において措置されているICT環境の水準

■ 学校のネットワーク	・「当面の推奨帯域」を満たすなど 必要なネットワークを確保している学校	: 100%
	・無線LAN	: 100%整備
■ 高校生の学習者用端末		: 生徒数の3分の1程度 <small>※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等</small>
■ 教師の端末等	・指導者用端末★及び校務用端末	: 1人1台整備
	・業務用ディスプレイ	: 1人1台整備
	・次世代型校務支援システム 又は 統合型校務支援システム	: 100%整備 <small>※次世代型校務支援システムへ順次移行</small>
■ 学校のニーズに応じたICT支援体制		: ICT支援員4校に1人配置 : ヘルプデスクの設置 <small>※複数の自治体が共同設置することも考えられる</small>
■ 教室のICT機器	・電子黒板等の大型提示装置★/実物投影機 <small>※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備</small>	: 各普通教室1台 : 特別教室用として各学校に6台

上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリー)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備  
※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例：教師・児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI

- 必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- 次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

- 文部科学省ではGIGAスクール構想の実現に向けて、十分なネットワーク速度が確保されるよう、固定回線において当面の推奨帯域を示しています。山形県内においては令和7年10月段階で約53%の自治体が推奨帯域を満たしています。しかし、約14%の自治体において対応が令和11年度以降又は未定となっています。
- 国が提供するデジタル教科書は、英語において学習者用デジタル教科書が100%提供され、算数・数学も約55%提供されています(小学校5年生～中学校3年生)。さらに市町村独自で指導者用デジタル教科書等を整備している状況があり、デジ

タル教科書の活用が増加してきています。

- 山形県G I G Aスクール推進協議会において学習者用端末等の共同調達を行い、意見交換や情報共有等を通じて、各自治体同士の連携が強化されています。一方で、学習者用端末の活用を含め、I C Tの活用に関する意識には差があり、その意識を高めていく必要があります。
- 義務教育段階において学習者用端末を活用し学んだ児童生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、今後の更新計画を検討していく必要があります。
- 全ての児童生徒にとってI C T活用が日常的なものになる中、学校の教育環境を整備すること及びその環境を維持していくために更新を進めていくことが重要です。

### 第3章 目指す姿

第7次山形県教育振興計画の目標である「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」の実現に向けて、山形県の教育DXとして、次の3つを目指す姿とし、その実現に向けさらなる推進を図ってまいります。

- ◎ 児童生徒は、自分のペースや興味に合わせて、もっと楽しく、もっと深く学べるようになる
- ◎ 教員は、児童生徒一人ひとりの学びをきめ細かに支援し、質の高い教育を提供できるようになる
- ◎ 校務のDXによる働き方改革を推進し、教員が教育活動に注力できるようになる

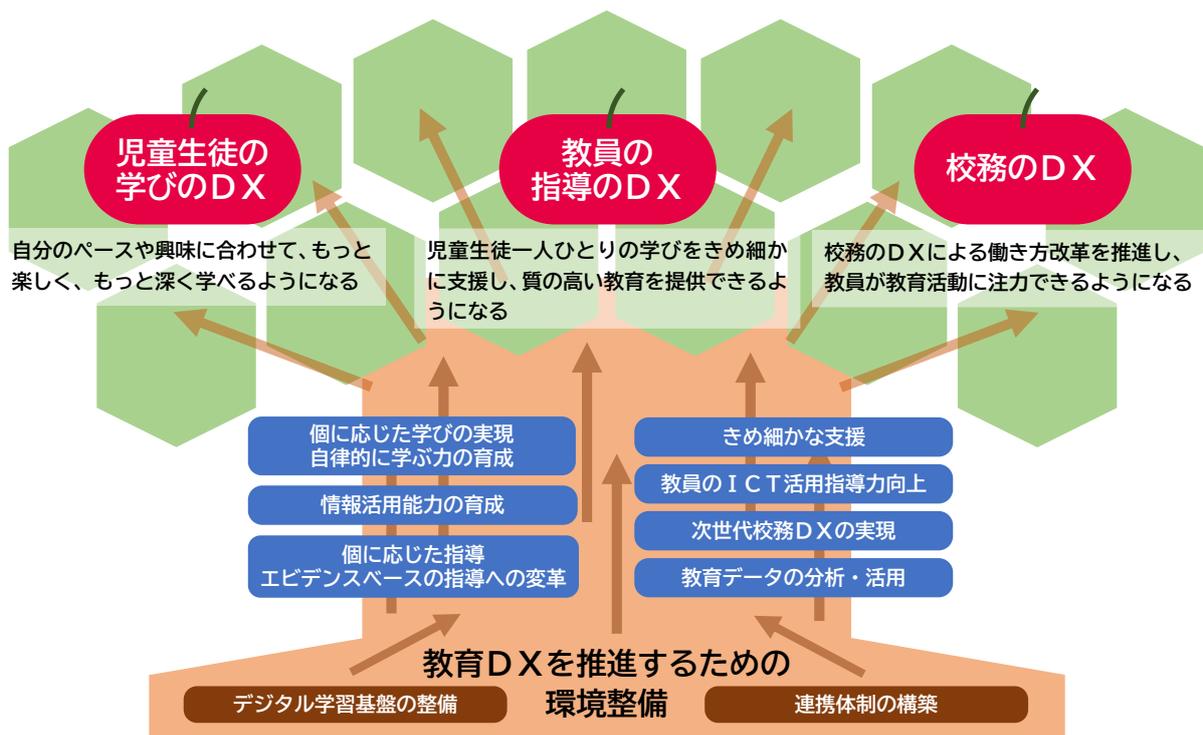


図 目指す姿のイメージ

### **3-1 到達を目指す目標**

#### **方針1 児童生徒の学びのDX**

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させながら、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- 自律的に学ぶ力の育成に向け、デジタル学習基盤※1を活用し個に応じた学びの実現を目指します。
- 児童生徒自身がデジタル学習基盤を学びのツールとして適切に活用できるよう、情報活用能力を育成するための学習活動の実現を目指します。

#### **方針2 教員の指導のDX**

- 教育データの利活用による個に応じた指導、エビデンスベースで児童生徒の実態に応じた指導への変革を目指します。
- デジタル学習基盤の活用により、生まれた環境や生まれ持った特性等に関わらず、誰一人取り残すことがないきめ細かな支援を目指します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善のため、教員のICT活用指導力向上を目指します。

#### **方針3 校務のDX**

- 学校における働き方改革を前進させる次世代の校務DX※2の実現を目指します。
- 個別最適な学びの実現や困難を抱える児童生徒の早期発見、新たな価値の創造、働き方改革の推進等に向けた、教育データの分析・活用の実現を目指します。

#### **方針4 教育DXを推進するための環境整備**

- 児童生徒がいつでもどこからでも、誰とでも学習できる環境のために必要となるデジタル学習基盤の整備を目指します。
- 県及び市町村が連携を図り、県全体で教育DXを実現できるような体制の構築を目指します。

### **3-2 教育DXの推進に向けた段階**

本県の教育DXの推進に向けて、今後5年間を見据えた、教育DXで目指す姿及び教育DXを推進するための環境整備について、次に示します。

## ※1 デジタル学習基盤

- 国策として整備してきた学校の ICT 環境は、学校教育における重要な学習の基盤となっており、この「デジタル学習基盤」の意義は、
  - ・ 1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤であり、
  - ・ 多様で大量の情報を扱ったり、時間や空間を問わずに情報をやり取りしたり、思考の過程や結果を共有したりするなど、子供の学習活動や教師の授業・校務における情報活用の格段の充実を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が可能となり、
  - ・ 多様な子供たちにとって包摂的で、主体的・対話的で深い学びの一層の充実に資する学習環境を教師にとっても持続可能な形で実現するものであると整理できる。
- 「令和の日本型学校教育」における「デジタル学習基盤」を整理すると、次の要素で構成される。
  - ①児童生徒の端末、②通信ネットワーク、③周辺機器、
  - ④デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア、⑤CBTシステム (MEXCBT)
  - ⑥教育データ利活用、⑦情報セキュリティ

(資料)「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」(文部科学省)

## ※2 次世代の校務DX

- クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて以下の事項の実現に資する新しい校務の在り方
  - ・ 学校における働き方改革  
汎用クラウドツールを積極的に活用することなどにより、コミュニケーション・情報共有の迅速化・活性化、事務負担軽減が可能  
学校内外を問わず、校務をロケーションフリー化することにより、場所や時間を選ばない効率的かつ柔軟な働き方が可能
  - ・ 教育活動の高度化  
各学校や教育委員会に蓄積された様々な校務系情報や学習系情報を円滑に接続し、効果的に分析・活用することで、児童生徒の個別最適な学びの実現や、教師によるデータに基づくよりきめ細かい指導・支援や効果的な学級経営、自治体による教育政策の改善につなげる。
  - ・ 教育現場のレジリエンス確保  
クラウド環境を活用することで、大規模災害発生時や感染症流行時等の非常時にデータの損失やデータにアクセスできない事態の発生を防ぎ、場所や時間を選ばない迅速な情報共有や意思決定、業務実施が可能

(資料)「次世代校務 DX ガイドブック-都道府県内全体で取組を進めるために-」(文部科学省)

## 教育DXに向けた段階

		すでに実施している	実施が進みつつある	これからの実施を目指す
従来の業務・環境		第1段階 デジタルイゼーション 電子化	第2段階 デジタルイゼーション 最適化	第3段階 デジタルトランスフォーメーション 新たな価値
		紙資料等をデジタル化	デジタルにより効率化	仕組みそのものを変革
児童生徒の学びのDX	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙と鉛筆による学習</li> <li>授業の受講は校内に限られる</li> </ul>	学習者用端末の活用 (例：授業内でのプレゼンテーション利用、課題を受け取り、提出 等)	汎用クラウドサービスを活用した授業、探究学習、協働学習、特別活動等の展開 AI等を活用した個別最適な学習の実施 習熟度に応じた、遠隔授業の実施 授業等における対話型生成AIの活用	多様なツールの中から、個に応じた学習支援を実現 各種システムの教育データ連携によるダッシュボード等での可視化を通じた児童生徒自身の自己理解の充実
		デジタル教科書の活用	定期テスト等の成績を含むデータの利活用	
教員の指導のDX	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の経験や勘に頼る指導</li> <li>板書を中心とした授業</li> <li>現地集合型の教員研修、紙、冊子での資料提供</li> </ul>	オンサイト、オンライン、オンデマンドそれぞれの特性を活かした研修の実施 県ICT教育推進委員、校内ICT推進担当者等によるICT活用の校内研修体制の確立	Plantを活用した教師の学びのサイクルの一元管理 研修等を通じた教員のAIリテラシー、データリテラシーの向上	AIの活用による教育データの高度な分析・予測に基づいた、エビデンスベースの指導への変革 各種システムの教育データ連携によるダッシュボード等での可視化を通じた教師の見取りの充実、児童生徒への学習支援
		教材のデジタル化・大型提示装置の活用等、教員が授業でICTを活用する 研修資料のデジタル化 デジタル採点システムの活用 障がいの状態や特性に応じたICT機器活用 市町村教育委員会主催の研修、校内研修体制の確立	AI学習システムを活用し、エビデンスに基づき授業改善を図る 協働学習ツール等を活用しオンライン上での学習活動を設計	
校務のDX	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席簿での出欠管理</li> <li>指導要録等を学校で紙にて保管</li> <li>旅行命令、休暇等の紙での申請</li> <li>紙の出勤簿による押印での出勤申告</li> </ul>	県立学校職員勤務管理システムによる、休暇や旅行命令等の電子申請 教員・生徒が統一した授業用アカウントを付与 校内の連絡のデジタル化	生成AIを活用した校務効率化 高校入選における事務手続き等のデジタル完結	各種教育データのダッシュボード化による学校経営の高度化 汎用クラウドサービスによる事務手続、保護者連絡の、調査等の負担軽減・効率化 自治体間のデータ連携により、生涯を通じて学びのデータを活かせる環境整備
		県立中学高校、特別支援学校への統合型校務支援システムの導入 Web出願システムの導入 遠隔授業の導入 県域でのアカウントの統一、統合型校務支援システムの共同調達		

## 教育DXを推進するための環境整備ロードマップ

		令和6年度まで	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
教育DXを推進するための環境整備	県立学校	(R4～) GIGAスクール運営支援センター、(R6～) 各県立学校へICT支援訪問							
		県立中学、特別支援学校小学部・中学部 学習者用端末の整備							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育情報ネットワークの構築</li> <li>県立学校統合サーバの運用及びネットワーク分離によるセキュリティ確保</li> <li>全普通教室に無線LAN、大型提示装置を整備</li> <li>生徒用、指導者用端末の整備</li> <li>職員室、一部特別教室への無線LAN整備</li> <li>貸し出し用モバイルルーター及びSIMの整備</li> <li>学習無線系ネットワークローカルブレイクアウト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が示すネットワーク帯域、次世代校務DX環境に合わせた次期教育情報ネットワーク、県立学校統合サーバ、統合型校務支援システムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育情報ネットワーク、県立学校統合サーバの運用</li> <li>県立中学高校の統合型校務支援システム運用、県立特別支援学校での統合型校務支援システム運用開始</li> <li>アクセス制御によりセキュリティを確保しながら、校外から校務データにアクセスする仕組みを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校、特別支援学校高等部の学習者用端末更新に向けた展開</li> </ul>				
		県立学校の無線LAN更新							
		(R6～) 県立高校の無線LAN環境拡張(一部特別教室)							
	市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村におけるネットワーク整備計画の策定・公表</li> <li>GIGAスクール構想加速化基金の設立</li> <li>GIGAスクール推進協議会による令和7年度調達のための仕様書等策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクール推進協議会による契約候補者の選定</li> <li>GIGAスクール推進協議会による令和8年度調達のための仕様書等策定</li> <li>次世代校務DXの県域調達による構想およびロードマップの策定</li> <li>評価問題シートのCBT化</li> </ul>	県域調達による校務システムの検討			<ul style="list-style-type: none"> <li>県域調達による校務システムの構築</li> <li>次世代校務DX環境の整備、順次開始</li> </ul>	学習者用端末の更新(GIGA3期への対応・準備)	
		学習者用端末の更新・整備のための予算確保		次世代校務DXの整備に係る予算確保					
		学習者用端末の整備							
		GIGAスクール構想加速化基金の運用							
		(R5～) GIGAスクール推進協議会、(R8～) 次世代校務DX推進協議会							
							次世代校務DX順次開始		

## 第4章 実現するための取組

### 方針1 児童生徒の学びのDX

- 個に応じた学びの実現
  - 自分のペースや興味に合わせて、AIドリル等を活用できるように、個々の児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、個に応じた学習を推進します。
  - 県教育委員会が、小中学校および義務教育学校を対象とした教科指導に係る問題シートのCBTシステムを提供し、個別最適な学習を充実させるための教育データ利活用を推進します。
  - オンラインにより学校や学年、校種等の垣根を超えた協働的な学びを推進するとともに、遠隔教育等をとおして、いつでもどこでも学習が受けられる等、児童生徒の多様な学習ニーズ・習熟度に応じた学習を推進します。
- 情報活用能力の育成
  - 小中高12年間を通じた情報活用能力の育成を推進します。情報技術の活用や適切な取扱い、および特性の理解に関する学習活動を、発達段階に合わせて行います。
  - 児童生徒が自分自身の考えを深めることや、仲間と協力しながら課題解決していくことに学習者用端末等を活用する時間を増やし、深い学びの実現を図ります。
  - 汎用クラウドサービス等の積極的で効果的な活用やデジタル教科書、AI等の新しい技術を生かした学習活動の充実を図り、その実践や活用方法を県内で共有し、積極的で効果的な教育DXの推進を図ります。
  - 生成AIの活用にあたっては文部科学省の「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」等を踏まえ、児童生徒、教職員それぞれが利活用する場面において利用前に必ず確認すること等の理解、指導等を行います。
  - 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、情報モラルに関する教育の充実を図ります。

### 方針2 教員の指導のDX

- 個に応じた指導、エビデンスベースの指導への変革
  - デジタル学習基盤の活用を前提とし、児童生徒が自律的・探究的に学ぶ「学習者主体」の授業への転換を図ります。
  - デジタル学習基盤の活用により蓄積された教育データを、ダッシュボード等により可視化し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
  - 自分のペースや興味に合わせて、AIドリル等を活用できるように、個々の児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、個に応じた学習を推進します。【再掲】

- A I や教育データを活用して児童生徒の学習過程や学習履歴等を可視化し、教員の見取り等従来の視点を補完することで、理解度やつまづいている箇所等を瞬時に把握・分析することにより、エビデンスベースによる教員の授業改善を進めます。
- 教育データを効果的に活用し、エビデンスベースによる指導ができるよう、教員のデータリテラシーの向上を図ります。
- きめ細かな支援
  - デジタル技術等を活用し、児童生徒の多様な学び方に応える学習機会を提供します。
  - 障がいから生じる困難さの軽減をはかり、様々な学習活動に積極的に参加し、主体的な学びとなるよう学習者用端末や入出力支援装置の一層の活用を進めます。
  - いじめ・不登校等の早期発見、未然防止に向けて、クラウドサービス等を活用し、児童生徒が相談しやすい環境づくりと、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
  - 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、情報モラルに関する教育の充実を図ります。【再掲】
  - I C T 機器の使用時における児童生徒への心身の健康面への影響に関して配慮します。
- 教員の I C T 活用指導力向上
  - 学習者用端末やデジタル教科書、大型提示装置等のデジタル学習基盤を活かした学習活動の充実を図り、その実践等を県内で共有し、積極的に効果的な活用を推進します。
  - 学習の基盤となる資質・能力として位置付けられる情報活用能力の育成のため、教職員の活用レベルに応じた研修、A I やデジタル教科書、教育データ利活用など、教育D X の最新動向を反映した研修等を実施します。
  - 全国教員研修プラットフォーム（P l a n t）を活用し、自ら学びをデザインし、実践を通して成長する教員の育成を図ります。また、各種教員研修のオンライン化やオンデマンド型講座の開設等、研修環境の充実を図ります。
  - 県教育センターにおいて、教育D X に関する調査研究等を行い、W e b ページやクラウドサービス等を活用して情報を発信・共有します。また、指導主事による訪問サポートなど、学校への伴走支援を行い、校内研修体制を確立し、各学校のD X を推進します。
  - 情報活用能力育成の中核を担う、中学校技術分野・高等学校情報担当教員について、指導力向上に資する研修の充実を図ります。

### 方針3 校務のDX

- 次世代校務DXの推進
  - クラウドサービスを活用し、学校等において紙媒体で運用している各種申請等の電子化を図り、校務効率化、次世代の校務DXを推進します。
  - 生成AI等の新たなデジタル技術については、国や関係機関と連携して課題等を整理し、活用に向けた環境整備を推進します。
  - 生成AIの活用にあたっては文部科学省の「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」等を踏まえ、児童生徒、教職員それぞれが利活用する場面において利用前に必ず確認すること等の理解、指導等を行います。【再掲】
  - 学習システムとのデータ連携及び大規模災害時のデータ維持等のため、学習系端末と校務系端末のデータ及び統合型校務支援システムのクラウド化を推進するとともに、その計画を立て、県と市町村が一体となって推進します。
  - 児童生徒の成績情報等の重要性の高い情報をクラウド上で取り扱うため、強固なアクセス制御による対策を実施します。
  - 次世代校務DXの実現に向けて、情報セキュリティ対策を見直し、必要に応じて県・各市町村教育委員会の情報セキュリティポリシーの作成・改訂を行うとともに遵守していきます。また、教職員への情報セキュリティ研修を実施します。
  - 山形県GIGAスクール推進協議会及び次世代校務DX推進協議会にて、県教育委員会及び各市町村教育委員会が相互に情報を共有し、意見を調整しながら、GIGAスクール構想、次世代校務DXを推進します。
  - 学校において、デジタル学習基盤の整備や学習者用端末の管理等、校内全体で教育DXを推進する組織づくりを行います。
- 教育データの分析・活用
  - デジタル学習基盤の活用により蓄積された教育データを、ダッシュボード等により可視化することにより、教員の従来の視点を補完し、学校経営の高度化を図ります。
  - 県教育委員会が、小中学校および義務教育学校を対象とした教科指導に係る問題シートのCBTシステムを提供し、個別最適な学習を充実させるための教育データ利活用を推進します。【再掲】
  - AIや教育データを活用して児童生徒の学習過程や学習履歴等を可視化し、教員の見取り等従来の視点を補完することで、理解度やつまづいている箇所等を瞬時に把握・分析することにより、エビデンスベースによる教員の授業改善を進めます。【再掲】
  - 人事異動等により学校等が変わっても情報等が引き継ぐことができるよう、市町村立学校教員向けに県統一アカウントを新設します。

## 方針4 教育DXを推進するための環境整備

### ● デジタル学習基盤の整備

- G I G Aスクール構想等の政府の方針に基づき、学習者用端末や機器・設備の更新・整備等、デジタル学習基盤の確実な整備を図ります。
- 義務教育段階において学習者用端末を活用して学んだ児童生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、県立高等学校における今後の更新計画を検討します。
- 経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭等に対して、端末の持ち帰り時の可搬型通信機器の貸与等、引き続き必要な措置を講じていきます。
- 個別最適な学びの実現、校務処理の更なる効率化につなげるため、校務系・学習系システムのネットワークの統合・高速化を推進します。
- 学習システムとのデータ連携及び大規模災害時のデータ維持等のため、学習系端末と校務系端末のデータ及び統合型校務支援システムのクラウド化を推進するとともに、その計画を立て、県と市町村が一体となって推進します。

#### 【再掲】

- 児童生徒の成績情報等の重要性の高い情報をクラウド上で取り扱うため、強固なアクセス制御による対策を実施します。【再掲】
- 次世代校務DXの実現に向けて、情報セキュリティ対策を見直し、必要に応じて県・各市町村教育委員会の情報セキュリティポリシーの作成・改訂を行うとともに遵守していきます。また、教職員、生徒等への情報セキュリティ研修を実施します。【再掲】
- 県立高等学校における年間を通じた遠隔授業に取り組むため必要となる機器や設備を整備します。

### ● 連携体制の構築

- 山形県G I G Aスクール推進協議会及び次世代校務DX推進協議会にて、県教育委員会及び各市町村教育委員会が相互に情報を共有し、意見を調整しながら、G I G Aスクール構想、次世代校務DXを推進します。【再掲】
- 外部人材等を活用し、電話・メールでの相談対応や直接訪問等により教育DXの推進を支援します。
- クラウドサービスの活用が進む中、多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を実施します。
- 学校において、デジタル学習基盤の整備や学習者用端末の管理等、校内全体で教育DXを推進する組織づくりを行います。【再掲】

## 評価指標

指標	出典	現状値	目標値
授業にICTを活用して指導する教員の割合	令和6年度 文部科学省	79.3 %	100 %
児童生徒のICT活用を指導する教員の割合	学校における教育の情報化 の実態等に関する調査	81.6 %	100 %
教育データの可視化のシステム を活用した学校の割合	県独自	—	100 %
教職員から学校へ提出する事務 手続き資料をペーパーレス化し た自治体の割合		—	50 %
次世代型校務支援システムの各 自治体の整備率		—	100 %

## 用語集

用語	説明
教育データ	学習に関するデータや校務に関するデータなど、学校教育活動の中で発生する様々な情報をデジタル化したもの
統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム
ダッシュボード	蓄積された様々な教育データをグラフや表などで視覚的に分かりやすく一覧表示するツール
汎用クラウドツール	コミュニケーションや文書作成、情報共有など多目的に活用できるインターネット上のサービス
ロケーションフリー	クラウドツールの活用により、学校内外を問わず、場所や時間を選ばずに効率的かつ柔軟に校務が行える状態
CBTシステム	パソコンやタブレットでテストや学習を行うためのシステム
MEXCBT（メクビット）	文部科学省CBTシステムとして全国学力・学習状況調査でも利用されている、児童生徒が学習端末を用いてオンラインで問題演習等ができるシステムの総称
エビデンスベース	客観的な根拠に基づいた
情報セキュリティポリシー	組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書
遠隔授業	インターネットを活用して、離れた場所にいる教員と児童生徒、あるいは学校間をリアルタイムでつないで行う授業
授業目的公衆送信補償金制度	授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、補償金を支払うことにより、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになる制度

## 参考資料

<p>「教育振興基本計画」（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf</a></p>	
<p>令和7年度 全国学力・学習状況調査 報告書・調査結果資料          （国立教育政策研究所）  <a href="https://www.nier.go.jp/25chousakekkahoukoku/">https://www.nier.go.jp/25chousakekkahoukoku/</a></p>	
<p>学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm</a></p>	
<p>GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html</a></p>	
<p>教育DXロードマップ（デジタル庁）  <a href="https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/511df327-5ba3-456e-a5cd-2ebeddd8c960/b166fe28/20250613_edu-dx-summary.pdf">https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/511df327-5ba3-456e-a5cd-2ebeddd8c960/b166fe28/20250613_edu-dx-summary.pdf</a></p>	
<p>学校の ICT 環境整備 3 か年計画(2025～2027 年度)（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20250417-app_dev04-000041888_2.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20250417-app_dev04-000041888_2.pdf</a></p>	
<p>次世代校務 DX ガイドブック -都道府県域内全体で取組を進めるために-（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20250401-mxt_jogai01-000041267_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20250401-mxt_jogai01-000041267_01.pdf</a></p>	
<p>デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理（文部科学省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20241204-mxt_jogai01-000038845_001.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20241204-mxt_jogai01-000038845_001.pdf</a></p>	

## 議第 1 号

山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）の策定について

山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）を別紙のとおり策定する。

### 提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき文部科学大臣が定めた指針の改正に伴い、山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期）を策定する必要があるため提案するものである。

令和8年3月17日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

## 目的

- 本県の教育の質の向上を目指し、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させながら「働きやすさ」と「働きがい」を実感して業務に従事できるよう教育環境を整備し、教員のウェルビーイング向上を図る

**取組み期間**  
令和8年度～令和11年度

## 「働きやすさ」目標（時間外在校等時間）

- 月における時間外在校等時間45時間超の教員数0人を目指す
- 1年間における月平均時間外在校等時間について30時間以下を目指す

## 「働きがい」目標

- 「児童生徒の成長に貢献する喜び」、「教員の専門性の向上や発揮への喜び」を感じる教員の割合を80%以上にする

## 第Ⅱ期プランの振り返り

年間における月平均45時間超の人数			
	R4・第Ⅰ期末	R5	R6
小	852人	764人	582人
中	1,030人	870人	734人
特	10人	23人	13人
高	583人	529人	504人

1年間における月平均時間外在校等時間			
	R4 第Ⅰ期末	R5 (対R4年度比)	R6 (対R4年度比)
小	35時間32分	34時間21分 (-1時間11分)	31時間58分 (-3時間34分)
中	45時間29分	42時間20分 (-3時間09分)	39時間20分 (-6時間09分)
特	22時間08分	21時間45分 (-0時間23分)	19時間25分 (-2時間43分)
高	40時間47分	38時間35分 (-2時間12分)	37時間32分 (-3時間15分)

- 主な課題**
- **子どもと向き合う時間の確保**  
学校と教員の業務を明確化しつつ外部人材や地域の協力を得て時間的余裕を生み出すことで、働きがいのある教員本来の業務に専念できる環境づくりが必要。
  - **組織マネジメントの推進**  
PDCAサイクルによる更なる業務の精選及び平準化を図るとともに、管理職からの個別の働きかけによって長時間勤務者の解消を推進することが必要。
  - **職場環境の更なる改善による人材確保**  
相談しやすく働きやすい環境を実現し、多くの人材を確保できる職場づくりが必要。

**働き方改革連絡協議会**  
県教育委員会と市町村教育委員会が、働き方改革を計画的かつ円滑に推進するために必要な方策について協議する。

## 第Ⅲ期の取組み方針と具体的な取組み内容

### 方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

**取組みの柱① 外部人材・専門人材の活用**

- ・ 教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材・専門人材配置の推進と効果的な活用 **拡充**
- ・ スクールロイヤー制度の充実 **拡充**

### 取組みの柱② 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進

- ・ 地域学校協働活動の推進（地域人材活用の活性化）
- ・ 学校への過剰な苦情・不当要求への対応や学校施設管理の体制整備等、学校と教員が担う業務の明確化・適正化 **新規**

### 取組みの柱③ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤の有効活用

- ・ 市町村立学校における「共同学校事務室」の整備推進 **新規**
- ・ 県立学校における長期休業中のテレワーク環境の整備 **新規**
- ・ デジタル学習基盤を活用した児童生徒の情報共有、教材の集約等の推進

### 取組みの柱④ 教育課程・指導体制の見直し

- ・ 余剰時数削減を含めた教育課程の見直し等の推進
- ・ 小学校における教科担任制の推進 **拡充**

### 取組みの柱⑤ 部活動改革の推進

- ・ 部活動改革ガイドラインの遵守の徹底、勤務時間内で実施する平日の部活動の在り方検討 **拡充**
- ・ 部活動の地域展開の整備推進 **拡充**

### 方針2 組織マネジメントの推進

**取組みの柱⑥ PDCAサイクルを活かした意識改革**

- ・ 全教職員に対する「『働きやすさ』と『働きがい』アンケート」の実施 **新規**
- ・ 学校における働き方改革に係る取組み状況チェックシートの活用
- ・ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化

### 取組みの柱⑦ 長時間勤務者への対応

- ・ 月時間外在校等時間80時間超の教員が所属する学校の管理職への働きかけの強化 **拡充**
- ・ 45時間超、80時間超の教員に対する面接指導等

### 方針3 働きやすい職場づくりによる人材確保

**取組みの柱⑧ 健康的で働きやすい職場づくり**

- ・ 大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究等の時間確保
- ・ ストレスチェックの実施と結果の活用
- ・ 年次有給休暇の取得推進、男性育休の取得率向上、休暇制度の活用推進

### 取組みの柱⑨ 教員人材の確保

- ・ 教員採用試験の改善による教員人材の確保
- ・ 人材マッチングシステムの活用等による代替教員等の確保 **新規**
- ・ 大学院生や大学生の学校での非常勤講師任用の拡大 **拡充**

(案)

# 山形県公立学校における 働き方改革プラン (第Ⅲ期プラン)

～業務量管理・健康確保措置実施計画～

山形県教育委員会

令和 8 年 3 月

# 目 次

I	はじめに	1
II	第Ⅱ期プランの振り返り	2
	1 第Ⅱ期プランの目的・目標・方針と取組みの柱	2
	2 第Ⅱ期プランの結果	3
III	山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）	8
	方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保	9
	方針2 組織マネジメントの推進	12
	方針3 働きやすい職場づくりによる人材確保	13
	山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会について	15
IV	各学校における「取組み状況チェックシート」	16
V	個人における「『働きやすさ・働きがい』振り返りシート」	18

## I はじめに

社会や経済の変化に伴って学校の抱える課題が複雑化・多様化し、学校や教員が担う業務が増加し、長時間勤務が大きな課題となっている中、令和7年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に関する法律」をはじめとした学校の働き方改革を更に推進する動きが加速し、地域総がかりでの教育環境の整備が求められるようになっていきます。

このような中、山形県教育委員会では、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期プラン）」を策定し、『学校における働き方改革の取組み手引き』による好事例の発信などに取り組んできました。令和5年3月に策定した第Ⅱ期プランでは、「実効性」をキーワードに、教職員の意識改革を促すとともに、ICTの有効活用や人的支援の拡充などを通して長時間勤務の要因に対応してきたところです。

第Ⅰ期から第Ⅱ期プランの6年間において、本県教員の時間外在校等時間は確実に縮減してきており、勤務時間に対する意識の高まりが見られるようになってきました。

学校における働き方改革は、業務量の適切な管理により、教員の健康と福祉の確保を図るものであり、同時に業務の質の維持向上も図られるべきものです。時間外在校等時間の縮減と勤務時間に対する意識の高まりが見られる今こそ、教育の質の更なる向上を目指しながら、働き方改革を進めていく時機です。

この度の第Ⅲ期プランは、新たに各教育委員会に策定が義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付けられるものです。今回は特に時間外在校等時間の削減に着目した「働きやすさ」目標に加え、教員としての大切な感覚である「児童生徒の成長に貢献する喜び」と「教員の専門性の向上や発揮への喜び」に着目した「働きがい」目標を掲げ、三つの方針の下、九つの柱を立て、策定しました。

教員が子どもと向き合う時間と自ら学ぶ時間の確保に加え、学校における人的・物的資源を有効に活用した組織マネジメントの推進に粘り強く取り組み、働きやすい職場であることを情報発信していくことで、人材の確保につなげたいと考えております。

山形県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会との連携はもとより、学校と教職員・家庭・地域の協働を一層促進することで、子どもたちにとってよりよい教育環境を実現してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月

山形県教育委員会  
教育長 須貝 英彦

## Ⅱ 第Ⅱ期プランの振り返り

### 1 第Ⅱ期プランの目的・目標・方針と取組みの柱

#### 第Ⅱ期プランの目的

- 心身の健康保持
  - ワークライフバランスの実現
  - 生き活きと働ける職場づくり
- } ⇒ 教育活動の充実

#### 第Ⅱ期プランの目標

- 目標① 半期における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員数 0 人を目指す。  
目標② 年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数 0 人を目指す。

#### 方針1 更なる意識改革

##### 取組みの柱① P D C A サイクルの構築

- ・ 学校における働き方改革取組み状況チェックシートの活用
- ・ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化

##### 取組みの柱② 管理職や教職員の更なる意識改革及び保護者等の理解促進

- ・ 校長会、教頭会、校内研修等での啓発と先進事例の共有
- ・ 保護者や地域に対する学校の働き方改革の周知

#### 方針2 長時間勤務の要因への対応

##### 取組みの柱③ I C T の有効活用

- ・ 全県立高等学校へのデジタル採点サービスの導入
- ・ I C T を活用した児童生徒の情報共有の推進（統合型校務支援システムの生徒指導等への活用拡大）

##### 取組みの柱④ 人材の確保及び外部人材の活用

- ・ 産育休等の代替教員確保（ペーパーティーチャー説明会の開催、大学院生・大学生の非常勤講師任用等）
- ・ 教員業務支援員や部活動指導員等各種外部人材の配置の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の充実

##### 取組みの柱⑤ 業務の外部委託の推進

- ・ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進（学校徴収金の公会計化、清掃指導の地域ボランティア活用等）

##### 取組みの柱⑥ 教育課程全体の見直し

- ・ 小学校における大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究時間の確保（新採支援プラン）
- ・ 小学校における教科担任制の導入促進（教科担任マイスター制度等）
- ・ 校務分掌の精選、余剰時数削減、日課表の見直し等の推進

##### 取組みの柱⑦ 部活動改革の推進

- ・ 部活動ガイドラインの遵守の徹底
- ・ 部活動指導員の活用や任意加入制・複数顧問制による部活動指導の負担軽減
- ・ 勤務時間内に終了できる部活動の適切な運営に向けた教育課程の検討

## 2 第Ⅱ期プランの結果

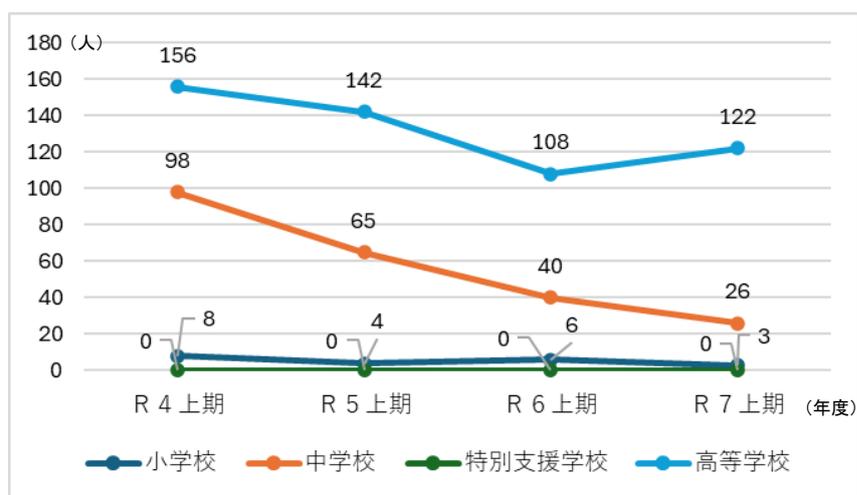
### (1) 第Ⅱ期プランにおける時間外在校等時間調査の結果について

(i) 目標①：半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数0人を目指す。

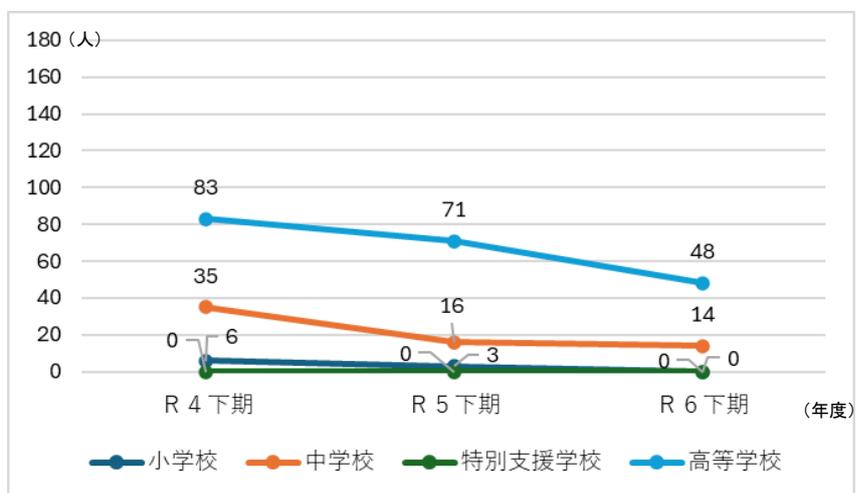
「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	上期	8人	4人	6人	3人
	下期	6人	3人	0人	—
中学校	上期	98人	65人	40人	26人
	下期	35人	16人	14人	—
特別支援学校	上期	0人	0人	0人	0人
	下期	0人	0人	0人	—
高等学校	上期	156人	142人	108人	122人
	下期	83人	71人	48人	—

(令和7年度下期は集計前のため「—」)



「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移グラフ（上期）



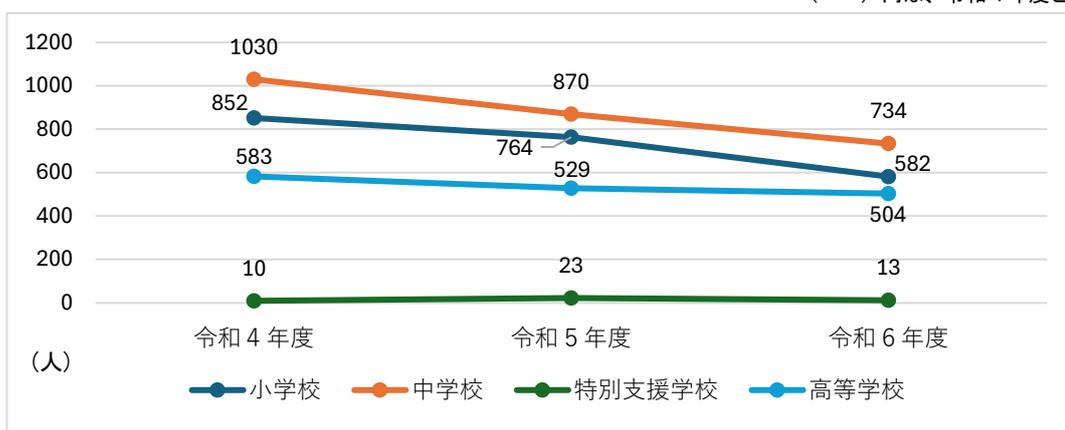
「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移グラフ（下期）

(ii) 目標②：年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数0人を目指す。

「年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数」の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	852人	764人 (89.6%)	582人 (68.3%)
中学校	1030人	870人 (84.5%)	734人 (71.3%)
特別支援学校	10人	23人 (230.0%)	13人 (130.0%)
高等学校	583人	529人 (90.7%)	504人 (86.4%)

( )内は、令和4年度との比較



「年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数」の推移グラフ

(iii) 年間における月平均時間外在校等時間

「年間における月平均時間外在校等時間」の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	35時間32分	34時間21分 (-1時間11分)	31時間58分 (-3時間34分)
中学校	45時間29分	42時間20分 (-3時間09分)	39時間20分 (-6時間09分)
特別支援学校	22時間08分	21時間45分 (-0時間23分)	19時間25分 (-2時間43分)
高等学校	40時間47分	38時間35分 (-2時間12分)	37時間32分 (-3時間15分)

( )内は、令和4年度との比較

**【成果】**

(i)、(ii)ともに、特別支援学校を除き、全体として第I期プラン最終年(令和4年)度から着実に人数が減ってきている。特別支援学校は、(i)については0人が継続できており、(ii)についても低い水準で推移している。(iii)については、全ての校種において40時間を下回る結果となり、着実な改善傾向が見られる。

**【課題】**

(i)については、特別支援学校以外の校種では減少傾向にはあるが、目標を達成できていない。(ii)についても、全ての校種において目標を達成できていない。(iii)については、中学校、高等学校は、小学校や特別支援学校に比べ、時間外在校等時間が長い。

## (2) 第Ⅱ期プラン総括アンケート結果より

### アンケート概況

対 象 職 員：県内の公立学校に勤務する常勤職員および欠員補充の職員（年間を通して任用見込みの者）

回 答 期 間：令和7年12月5日（金）～令和7年12月26日（金）

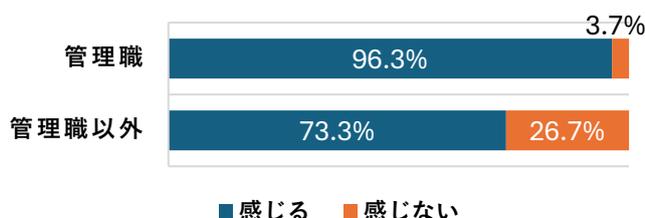
回 答 数：5,270人（うち管理職：587人 管理職以外の教職員：4,683人）

回 答 方 式：無記名のWebアンケート（Google フォーム）

### (i) 勤務時間への意識の高まり

#### 【成果】

管理職の9割超、管理職以外の教職員の7割超が、第Ⅱ期プランの期間で「勤務時間への意識が高まったと感じる」と回答している。

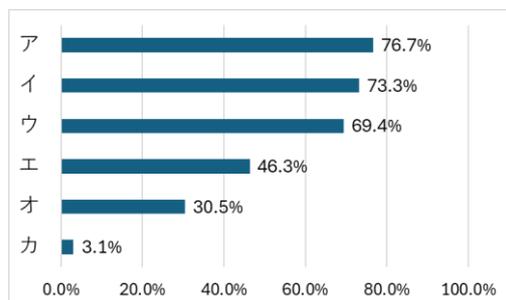


「第Ⅱ期プラン期間中において、勤務時間への意識が高まったと感じますか」

#### 【課題】

勤務時間への意識の高まりを「感じない」とする教職員は、全体で3割ほどである。意識改革につながる取組みを継続するためにも、組織マネジメントの推進が必要である。

### (ii) 第Ⅱ期プランにおいて効果のあった施策



ア： 校務分掌の精選、余剰時間の削減、日課表の見直し  
イ： 教員業務支援員や部活動指導員などの外部人材の活用  
ウ： 部活動ガイドラインに基づいた部活動計画や活動の見直し  
エ： ICTを活用した児童生徒の情報共有  
オ： 学校・教員が担う業務の明確化・適正化の推進  
カ： その他

「第Ⅱ期プランの取組みの柱のうち、長時間勤務を減らすために効果があったものは何ですか」（管理職・複数回答）

#### 【成果】

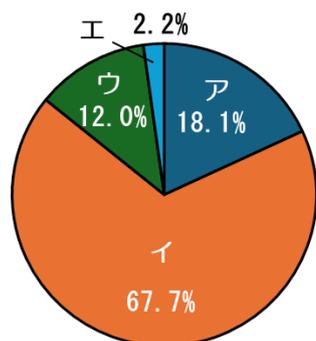
主として学校としての取組みである「ア：校務分掌の精選、余剰時間の削減、日課表の見直し」と教育委員会の施策である「イ：教員業務支援員や部活動指導員などの外部人材の活用」については、どちらも7割を超えている。また、「ウ：部活動ガイドラインに基づいた部活動計画や活動の見直し」についても、概ね7割（中・高の回答のみ）に達している。

#### 【課題】

適切な業務管理には「オ：学校・教員が担う業務の明確化・適正化の推進」が必要であるが、今回、効果があったとする回答は3割程度であった。

また、教職員からは「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応」や「部活動中の大会運営等」に負担感があるという回答が多く、学校単独では解決が難しい面がある。

(iii) 「働きがい」の有無について



「あなたは『働きがい』を感じていますか」(全教職員)

ア： 強く感じる  
イ： 感じる  
ウ： あまり感じない  
エ： 感じない

【働きがいを特に強く感じるもの】

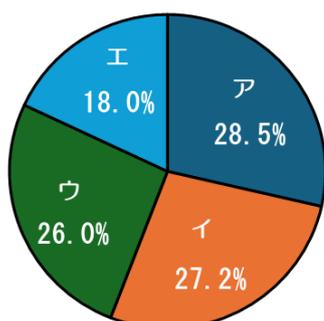
○児童生徒への関わり	68.6%
○授業等での能力（自己の専門性等）の発揮	20.5%
○自己成長	8.1%
○その他	2.8%

(管理職以外の教職員)

【課題】

教職員の8割以上が「働きがい」を感じている。また、「児童生徒への関わり」について教職員の7割程度が働きがいを感じているが、「授業等での能力（自己の専門性等）の発揮」については、2割程度に留まった。教育活動の充実を図り、「働きがい」を向上させるためには、子どもと向き合う時間を確保するとともに、自らの専門性の向上のための時間を確保することが求められる。

(iv) 持ち帰り業務について



「あなたは業務を持ち帰らないようにしていますか」(管理職以外の教職員)

ア： 全く持ち帰らない  
イ： 月に1、2回程度持ち帰る  
ウ： 週に1、2回程度持ち帰る  
エ： ほとんど毎日持ち帰る・毎日持ち帰る

【課題】

「全く持ち帰らない」と回答した教職員が3割近くいる一方、「週に1、2回程度持ち帰る」と回答した教職員が3割近く、「ほとんど毎日持ち帰る・毎日持ち帰る」と回答した教職員が2割近くいる。勤務時間内に業務が収まるよう、平準化や効率化、協働化等を進めることが求められる。

(3) 第Ⅲ期プランへ向けて

(i) 子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

教職員としての働きがいを高めるために、時間的余裕を生み出し、子どもと向き合う時間や自ら学ぶ時間に活用できるようにし、教育の質の向上につなげていくことが求められる。

(ii) 組織マネジメントの推進

長時間勤務は、健康問題につながる教職員個別の課題であると同時に、教育の質を維持しながらその解消を図ることも必要であることから、学校経営全体の課題でもある。個々の事情に寄り添った個別対応と、PDCAサイクルに基づく大胆な業務精選を行うなど、組織マネジメントの推進が求められる。

### (iii) 働きやすい職場づくりによる人材確保

多くの教職員は働きがいを感じており、多くの教職員にとって、教職は魅力のある仕事である。一方、学校現場は忙しいというイメージが先行し、新たな人材確保を難しくしている側面がある。

「働きがい」を高めていくことに加え、一人一人にとって健康的で働きやすい職場環境を整備し、ワークライフバランスが実現できることを広く周知することで、人材の確保につなげていくことが求められる。

## Ⅲ 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）

### 山形県公立学校働き方改革プランの位置付け・実施期間

#### （位置付け）

「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和8年3月17日改正 山形県教育委員会規則第12号）により定める次の「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期）（以下、『第Ⅲ期プラン』という。）」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に関する法律（以下、『給特法等一部改正法』という。）」第8条第1項に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」として定めるものである。

#### （実施期間）

計画の取組み期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

### 第Ⅲ期プランの目的・目標

#### （目的）

○ 本県の教育の質の向上を目指し、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させながら「働きやすさ」と「働きがい」を実感して業務に従事できるよう教育環境を整備し、教員のウェルビーイング向上を図る。

#### （目標）

##### 「働きやすさ」目標（時間外在校等時間）

- 月における時間外在校等時間45時間超の教員数0人を目指す。
- 1年間における月平均時間外在校等時間について30時間以下を目指す。

##### 「働きがい」目標

- 「児童生徒の成長に貢献する喜び」、「教員の専門性の向上や発揮への喜び」を感じる教員の割合を80%以上にする。

### 計画期間中の年度目標

#### （時間外在校等時間）

- 1人あたりの年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数について、令和8・9・10年度は前年度比40%減としながら、令和11年度末までに0人を目指す。
- 1人あたりの月平均時間外在校等時間を前年度調査より10%縮減し、「1年間における月平均時間外在校等時間30時間以下（1年あたり360時間を超えない）」という基準の達成を目指す。

### 留意事項

健康確保措置として次の2点に留意する。

- 月における時間外在校等時間80時間超の教員数0人を早期に達成する
- 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）を100%にする

## 取組みの方針及び取組みの柱

### 方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

取組みの柱① 外部人材・専門人材の活用

取組みの柱② 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進

取組みの柱③ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤<sup>\*</sup>の有効活用

取組みの柱④ 教育課程・指導体制の見直し

取組みの柱⑤ 部活動改革の推進

### 方針2 組織マネジメントの推進

取組みの柱⑥ PDCAサイクルを活かした意識改革

取組みの柱⑦ 長時間勤務者への対応

### 方針3 働きやすい職場づくりによる人材確保

取組みの柱⑧ 健康的で働きやすい職場づくり

取組みの柱⑨ 教員人材の確保

## 具体的な取組み

＜教育委員会の取組み＞、＜学校の取組み＞について、第Ⅲ期プランにおいて新規で取り組む内容は◎、拡充して取り組む内容は○、継続して取り組む内容は□で示している。

### 方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

#### 1 取組みの柱① 外部人材・専門人材の活用

##### ＜教育委員会の取組み＞

##### ○ 各種外部人材の配置の充実

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教員業務支援員や教頭マネジメント支援員、部活動指導員、校務補助員等の各種外部人材の配置の充実を図る。
- ・ 各種外部人材の活用により時間外在校等時間や業務負担を効果的に削減している事例等を定期的に収集し、「働き方改革通信」等により積極的に周知する。

##### ○ 専門人材の充実

- ・ スクールロイヤーについて、担当弁護士を増員を図るとともに、相談手続きや活用例等を「働き方改革通信」等により周知し、積極的な活用を促す。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーから適時専門的な助言を得られる体制を整え、学校が児童生徒対応等に円滑に当たることができるよう支援する。

<sup>\*</sup>デジタル学習基盤：1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。具体的には、児童生徒の端末、通信ネットワーク、デジタル教材、情報セキュリティなど。

## <学校の取組み>

### ○ 外部人材や専門人材の効果的な活用

- ・ より多くの教員が外部人材を有効に活用できる仕組みを整え、時間外在校等時間の縮減につなげる。

### □ チームによる児童生徒への個別対応等

- ・ 児童生徒対応等の際は、担任だけに任せることなく、学年主任、管理職、専門人材等がチームとなり、それぞれの役割を明確にして対応する。

## 2 取組みの柱② 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進

### <教育委員会の取組み>

#### □ 地域学校協働活動の推進

- ・ 地域学校協働活動推進員等の配置を促進し、地域人材の活用が推進されるよう支援する。

#### ◎ 学校問題解決（学校への不当要求等の対応）のための体制整備

- ・ 法改正等を踏まえ、学校問題の基本的な対応の在り方を整理・検討し、対応マニュアルの整備等を進める。
- ・ 県立学校の相談窓口を県教育局内に設置し、相談、対応体制を計画的に整備する。

#### □ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 学校施設管理体制の整備、学校徴収金の公会計化、外部委託等により教員の負担軽減が可能な業務について、手順や必要な手立て、解決すべき課題等を紹介し、取組みを促進する。

### <学校の取組み>

#### □ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 学校施設管理の外部委託、給食補助や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアの活用、清掃の取組み回数数の精選等を進める。
- ・ 教員が集金業務を担わない仕組み（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）への移行を進める。

## 3 取組みの柱③ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤の有効活用

### <教育委員会の取組み>

#### ◎ 市町村立学校の事務処理体制の整備

- ・ 市町村立学校の事務処理体制について、所管する市町村教育委員会と連携し、共同学校事務室を設置するために必要な規定の整備を行う。

#### ◎ 県立学校における在宅勤務環境の整備

- ・ 県立学校においてリモート接続サービス\*を開始し、長期休業期間等における柔軟な働き方を可能にする。

※令和8年度より、アクセス制御により学校以外でも統合型校務支援システムや校内ファイルサーバへのアクセスが可能となる。

#### ◎ 県教育センター研修におけるクラウド活用による教材共有と授業改善支援

- ・ 県教育センターにおける研修等を通して、クラウドを活用した教材の共有や再利用を促し、教材準備の時間を短縮し、授業改善・指導力向上のための時間創出を図るよう、教員の意識改革と支援を行う。

#### □ デジタル学習基盤の活用と業務の効率化の推進

- ・ 市町村教育委員会と連携し、統一した次世代型校務支援システムの導入を進める。
- ・ 授業準備の効率化や児童生徒情報のリアルタイム共有など、負担軽減に効果的な事例を「働き方改革通信」等により周知する。

## <学校の取組み>

### □ デジタル学習基盤を活用した児童生徒の情報共有や教材の集約等の推進

- ・ 校務分掌の事務文書、作成した教材等をデジタルで蓄積し、事務や授業準備の効率化を図る。
- ・ 統合型校務支援システム等を活用し、児童生徒に関する情報を複数の教員が日常的に共有できるようにする。

## 4 取組みの柱④ 教育課程・指導体制の見直し

### <教育委員会の取組み>

#### □ 校務分掌の精選、余剰時数削減、日課表の見直し等の支援

- ・ 余剰時数の削減などの教育課程全体の見直しや校務分掌の精選等により、授業準備の時間確保を実現した好事例等を「働き方改革通信」等により紹介する。
- ・ 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、PTAや地域の理解や協力を得ながら推進するよう、校長会や教頭会等で指導する。

#### ○ 小学校の教科担任制の推進

- ・ 希望する小学校に教科担任マイスターを配置し、教科担任制を推進する。
- ・ 校内OJTの活性化と教科指導力の向上を図るとともに、教材準備の時間を確保できるよう支援する。
- ・ 「教科担任マイスター実践事例集」（義務教育課作成）により好事例を周知する。

### <学校の取組み>

#### □ 教育課程全体の見直し等の推進

- ・ 教材研究や授業準備時間を確保するため、前例にとらわれない見直しを継続して行う。
- ・ 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、保護者や地域に説明し、理解や協力を得ながら推進する。
- ・ 小学校においては、個々の教員の得意分野等を活かし、教科担任制や合同授業等により授業準備の時間確保を図る。
- ・ 中学校においては、勤務時間内で部活動を終了できるよう、日課表等の見直しを行う。

## 5 取組みの柱⑤ 部活動改革の推進

### <教育委員会の取組み>

#### ○ 部活動改革ガイドラインの遵守の徹底

- ・ 新たな部活動改革ガイドライン（文部科学省 令和7年12月）を踏まえ、本県の部活動改革ガイドラインを改訂し、ガイドラインに則った活動を推進する。
- ・ 1日あたりの活動時間や休養日の確保、始業前練習等について、本県の部活動改革ガイドラインが徹底されるよう校長会や教頭会等で指導する。
- ・ 各学校において、本県の部活動改革ガイドラインを遵守した部活動が行われているかどうかを定期的に確認する。

#### ○ 部活動の地域展開の整備推進

- ・ 休日における公立中学校の部活動地域展開を本格的に実行していくとともに、平日についても地域の実情に応じた取組みを検討していく。
- ・ 適切な学校部活動運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動実施、勤務時間の管理、業務改善等）を行う。

#### ○ 平日の部活動の在り方検討

- ・ 適切な休養日及び活動時間を設定する等、平日の部活動の在り方について検討を進める。

## <学校の取組み>

### ○ 部活動改革ガイドラインの遵守

- ・ 休養日の設定や活動時間、始業前練習等について、本県の部活動改革ガイドラインを遵守した活動を行う。
- ・ 本県の部活動改革ガイドラインに基づき、各部の計画と実績を学校ホームページに確実に掲載する。

## 方針 2

## 組織マネジメントの推進

### 6 取組みの柱⑥ PDCAサイクルを活かした意識改革

#### <教育委員会の取組み>

##### □ 学校における働き方改革「取組み状況チェックシート」の活用

- ・ 各学校で取り組む内容を「取組み状況チェックシート」(p. 16、17 参照) にまとめ、学校としての具体的な振り返りや評価を促す。
- ・ 調査結果を基に、取組みの改善や働き方改革連絡協議会における課題の共有などを行うとともに、「働き方改革通信」等により好事例を周知する。

##### ◎ 「働きやすさ・働きがい」振り返りシートの活用

- ・ 年休取得日数や精密検査受診状況などに加え、働きがいの状況などの項目を設定し、教職員が自らの働き方を振り返ることができるよう、アンケート (p. 18 参照) を実施する。

##### □ 校長会、教頭会等での啓発と先進事例の共有

- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら働き方改革を効果的に進めている事例等を校長会や教頭会等で紹介・共有する。

#### <学校の取組み>

##### □ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化

- ・ 管理職の人事評価（業績）には、働き方改革や組織マネジメントに関する目標を設定する。
- ・ 管理職が働き方改革に関する調査結果や自らの評価を振り返ることにより、改善の視点を明確にし、取組みの推進につなげる。

### 7 取組みの柱⑦ 長時間勤務者への対応

#### <教育委員会の取組み>

##### ○ 月における時間外在校等時間 80 時間超の教員が所属する学校の管理職への働きかけの強化

- ・ 80 時間超の教員の状況把握を当該所属校の管理職と積極的に行い、解消に向けた取組みを促す。

##### □ 保護者や地域に対する学校の働き方改革の周知

- ・ 時間外在校等時間調査の結果を半期ごとに集計し、県ホームページで公表する。
- ・ 県内の学校の働き方改革の取組みを「働き方改革通信」等により紹介するとともに、県ホームページへの掲載等により周知する。

#### <学校の取組み>

##### □ 教員一人一人の時間外在校等時間の可視化とその活用

- ・ ICT等を用いて時間外在校等時間の客観的把握を継続する。
- ・ 教員各自が月の途中で時間外在校等時間を認識できるようにするとともに、業務遂行の見通しを持てるよう管理職が指導・助言等を行う。

□ 80 時間超の教員に対する、産業医による面接指導受診の推奨

- ・ 時間外在校等時間が 80 時間超の教員については、産業医による面接指導を受けるよう、管理職が積極的に働きかける。
- ・ 産業医の面接指導を受けない場合でも、管理職が面談等により健康状況を把握し、必要な対応を行う。

**【80 時間超の教員に対し効果的であったとする取組みの例】**

- ・ 「この業務を分担しよう」「この準備はここまでで良い」など、実務に即しながら、管理職が具体的な業務の見直し方法を提示
- ・ 繁忙期であっても躊躇せず、担当業務が長期化しないよう、定期的な打ち合わせを実施
- ・ 年度途中でも担当業務の変更や校務分掌の割り振り直しを行うなど、柔軟な対応を実施
- ・ 部活動における練習内容の精査（個人練習とチーム練習の区別）、終了時間の繰り上げ、担当者一人で抱え込まないよう休日の指導分担の導入などを提示
- ・ 主任業務等の悩みや困難さについて、管理職が十分に話を聞いて整理
- ・ イベントや大会参加の精選
- ・ 教員の配置の工夫（交代や複数化）を行うことで、業務を平準化

□ 45 時間超の教員に対する、管理職による業務改善の具体的な指導

- ・ 時間外在校等時間が 45 時間超の教員に対しては、毎月管理職が面談を行い、業務改善に向けた具体的な指導を行う。

**【45 時間超の教員に対し効果的であったとする取組みの例】**

<小学校>

- ・ 家庭・地域の支援に関する業務の縮減や複数人での分担化
- ・ 柔軟に担当替えを行い、地域や保護者にも役割を一部依頼
- ・ 教育活動の目的を踏まえ、保護者の理解を得ながら地域行事への参加協力を取りやめ

<中学校>

- ・ 部活動の活動時間を、教職員の勤務時間内に収まるよう日課表を変更
- ・ 大会運営や引率担当者は、交代できるよう複数人で分担

<特別支援学校>

- ・ 業務分担の明確化
- ・ 教員でなくとも担える業務については、介助員等に積極的に依頼

<高等学校>

- ・ 部活動の引率は顧問以外の教職員が担当
- ・ 土日の部活動指導者に輪番制を導入
- ・ 物販や集金業務など、業者が対応できる業務については、積極的に業者に委託

□ 地域・保護者に対する働き方改革についての説明・周知の徹底

- ・ 学校の働き方改革の目的や具体的な取組み、進捗状況等について、学校運営協議会や P T A 総会、学校便りやホームページ等で保護者や地域の方々へ周知し、理解と協力を得る。

## 8 取組みの柱⑧ 健康的で働きやすい職場づくり

## &lt;教育委員会の取組み&gt;

 大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究等の時間確保

- ・ 小学校において一定以上の規模の学校に配属される大学新卒の新規採用者を教科担任兼副担任とし、授業準備・教材研究等の時間を確保する。
- ・ 大学新卒の新規採用者が学級担任を持つ場合は、暫定再任用短時間職員や定年前再任用短時間職員、または会計年度任用職員を配置し、担当する授業の一部代替や学級事務の補助等を行う。
- ・ 中学校、特別支援学校、高等学校においても小学校同様、相談しやすい体制づくりや授業準備、教材研究の時間の確保を促す。

 ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・ ストレスチェックの本来の目的である職員自身のストレスへの気づきを促し、メンタル不調の未然防止につなげるため、受検率100%を目指す。
- ・ 所属ごとの集計分析結果に基づき、管理職が仕事の量や偏りを見直し、衛生委員会へ職場のストレス傾向を報告するとともに、職場環境の改善に向けた具体的な対応を実施する。
- ・ 心の健康づくりの基本的な考え方やストレスチェック後の対応方法などに関する管理職対象のストレスチェック制度活用研修を行い、現場での活用を進めていく。

 健康診断時における精密検査受診率を100%にする

- ・ 定期健康診断後の事後指導をはじめとし、精密検査未受診者のいる所属の管理職に対して受診勧奨の依頼文及び受診勧奨指示票・結果報告書を繰り返し送付することにより、受診を促す。
- ・ 精密検査受診率の低い県立学校及び市町村教育委員会を訪問し、受診率向上への取組み等の情報交換を行うことにより、受診率向上に向けた取組みを支援する。

 男性育休の取得率向上

- ・ 令和12年度までに男性職員の育児休業取得率85%を達成するよう、管理職に対し「男性職員の育児参画促進のための面談シート」等を活用しながら面談を確実に実施するよう促す。

## &lt;学校の取組み&gt;

 要精密検査該当者への精密検査受診の周知徹底

- ・ 要精密検査該当者に対し、管理職が精密検査受診を徹底させる。

 休暇制度の周知徹底と年次有給休暇の取得推進

- ・ 年間5日以上、年次有給休暇を取得できるようにする。
- ・ 生理休暇等の理解促進やリフレッシュ年休利用の推進を図る。

 男性育休の取得率向上

- ・ 対象となる男性職員との面談を確実に実施し、育児休業制度の詳細について丁寧に説明を行うとともに、取得希望者に対して確実な取得を促す。

## 9 取組みの柱⑨ 教員人材の確保

## &lt;教育委員会の取組み&gt;

 教員採用試験の改善による教員人材の確保

- ・ 優秀な人材を確保するため、毎年度、選考手法を見直し効果的な採用に向けた改善を継続する。

◎ 人材マッチングシステム「教育やまがた人材バンク」の活用による代替教員確保

- ・ 県教育委員会からの募集と同時に、地域の方々等が自分で登録することができる人材マッチングシステムを用いて、代替者の確保に努める。

□ 臨時教員等登録希望者・ペーパーティーチャー向け説明会の定期的な開催

- ・ 対面で相談に応じる等の良さを活かし、人材の新規掘り起こしや確保に努める。

○ 大学院生や大学生の非常勤講師任用の拡大

- ・ 県内大学に加え、隣県の大学の学生も特別非常勤講師として任用できるよう、対象大学の拡大を図り、代替教員等の人材確保に努める。

<学校の取組み>

◎ 各種活動や支援に対するボランティア等のスタッフの確保

- ・ 県立学校においては、上記人材マッチングシステムを積極的に活用し、学校の各種教育活動を支援できる地域人材等を募る。

山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会について

山形県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、公立学校における働き方改革を計画的に推進するために必要な方策について協議し、併せて、その円滑な実施を図ることを目的とした「山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会」を設置する。

## IV 各学校における「取組み状況チェックシート」

以下の各項目について、管理職が半期ごとに取組み状況を確認してください。(Web アンケート等を活用し、県教育委員会へ報告)

＜確認の方法＞ 各項目について、次の3段階○△×で記入してください。該当する事例がない場合は「－」を記入してください。

○：実施している △：実施に向けて準備している ×：実施も準備もしていない

－：該当なし

校種	学校名	R8		R9		R10		R11	
		上	下	上	下	上	下	上	下
<b>方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保</b>									
1	より多くの教員が教員業務支援員や校務支援員、部活動指導員等の外部人材を活用できるような仕組みをつくっている。								
2	配慮が必要な児童生徒に対し、複数の教員が目配りできるよう、また、早期に問題等を解決できるよう、日常的に情報を共有できるようにしている。								
3	児童生徒の個別対応等の際には、担任だけに任せることなく、チームで役割を決めて対応している。								
4	児童生徒の個別対応等の際には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部人材と連携を取りながら対応している。								
5	事案の内容や研修目的に応じて、スクールロイヤーの活用を検討している。								
6	給食補助、授業準備や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアを活用している。								
7	給食や清掃指導等について、教員の業務負担を軽減するために、輪番制の導入等を行っている。								
8	学校徴収金の公会計化を市町村教育委員会と協力して推進している。 ※学校においては市町村教育委員会の回答と一致するよう確認してください。								
9	教員が集金しなくてもよいようなシステム（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）へ移行している。 (例)・ 裁縫道具や柔道着など、一斉購入が難しい教材については、日時を決めて業者を学校に呼び、児童生徒が業者へ直接支払うようにする。 ・ 支払いが発生するたびに業者を学校に呼び、その場で現金で支払いを行っているものをインターネットバンキングによる口座振替での支払いに変更する。 ・ 彫刻刀や習字セットなど、一部の教材については、学校を介さず、各家庭で量販店やインターネット通販での購入に変更する。								
10	校内LAN等のデジタル学習基盤を活用し、各教員が作成している教材等の蓄積と共有を進めている。								
11	各教員が蓄積・共有化した教材を、教材作成の際に参考にするなどして活用している。								
12	児童生徒に関する情報共有のために統合型校務支援システム等のデジタル学習基盤を活用している。								
13	統合型校務支援システム等のデジタル学習基盤を活用し、児童生徒に関する情報を随時更新し、全ての教員がいつでも最新の情報を確認できるようにしている。								
14	余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直しにより、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。								
15	校務分掌の精選や校務分掌に係る会議の削減により、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。 (例)・ 一つの校務分掌を、可能な限り経験者と若手の二人担当制とする。 ・ 学年業務が比較的大変な小学4～6年生担任の分掌を軽くするよう調整する。 ・ 少数の担当者が大枠を作成することとし、大人数での話し合いの時間を短縮する。								
16	校務分掌業務等の担当が明瞭な業務は持ち帰り業務とならないよう進捗を把握し、相談を行っている。								
17	行事（準備や練習を含む）のスリム化について、PTAや地域に説明している。								



## V 個人における『働きやすさ・働きがい』振り返りシート

以下の各項目について、状況を振り返ってみましょう。(Web アンケート等を活用し、県教育委員会へ報告)  
 <確認の方法> 各項目について、次の3段階○△×で記入してください。該当する事例がない場合は「－」  
 を記入してください。

○：はい・できた    △：取り組んでいる途中・準備している    ×：いいえ・できていない  
 －：該当なし    ※「選択」はWeb上で選択するようになっています。

	R8	R9	R10	R11
1 月の途中で時間外在校等時間の累計を確認していますか。				
2 時間外在校等時間の累計が45時間を超えそうなときに、月の途中で管理職と相談をしていますか。				
3 昨年の10月1日から現在まで、月平均時間外在校等時間が45時間を超えたことがありましたか。				
4 「3」のとき、面談を行いましたか。				
5 「3」についての面談により改善した手立てがあれば回答してください。	－	－	－	－
6 昨年の10月1日から現在まで、月平均時間外在校等時間が80時間を超えたことがありましたか。				
7 「6」のとき、産業医との面接指導を行いましたか。				
8 「7」について産業医との面接指導が受けられなかった場合、管理職との健康確保に関する面接は行いましたか。	選択	選択	選択	選択
9 「8」について、管理職との面接により改善した手立てがあれば回答してください。	－	－	－	－
10 本年4月1日から本日まで、退勤時刻から出勤時刻までの時間は、およそ何時間ですか。	選択	選択	選択	選択
11 本年4月1日から本日まで、持ち帰り業務を行いましたか。	選択	選択	選択	選択
12 持ち帰り業務を行った際、校務分掌や部活動などの業務の場合は、管理職に相談しましたか。	選択	選択	選択	選択
13 次の職務※に「働きがい」を感じていますか。 (※子どもの成長等・専門性の発揮など、「働きがい」を感じる職務を選択)	選択	選択	選択	選択
14 現在の職務の専門性を向上させる時間が確保できていますか。				
15 現在の職務で自分の専門性を発揮できていると感じますか。				
16 特に強く感じる「働きがい」とは、どのようなものですか。(自由記述)	－	－	－	－
17 現在の職場では年休等の休暇が取得できていますか。				
18 健康診断時に精密検査が必要な場合、受診をしていますか。				

## 山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会実施要綱（案）

### 第1条（目的）

この協議会は、山形県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、服務監督教育委員会として公立学校における働き方改革を計画的に推進するために必要な方策について協議し、併せて、その円滑な実施を図ることを目的とする。

### 第2条（任務）

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び情報共有を行う。

- (1) 働き方改革に関して国が示した指針や「山形県公立学校における働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」の推進に関すること。
- (2) 各市町村教育委員会における働き方改革の取り組み状況の情報共有や課題の解消に向けた取り組みに関すること。
- (3) 学校運営協議会や地域学校協働活動等の活用による、保護者・地域との連携・協働の推進に関すること。
- (4) その他、働き方改革の推進に関し必要な事項。

### 第3条（組織）

協議会は、服務監督教育委員会において学校における働き方改革の実務を担う者で構成し、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は県教育局学力向上推進監及び教育DX推進監とし、副委員長は県教育局働き方改革推進室長をもって充てる。
- (2) 委員は、各市町村教育委員会の担当者をもって充てる。
- (3) その他、必要に応じて委員を加えることができる。

### 第4条（会議）

会議は、委員長が必要に応じて招集し、原則として年1回開催する。

- (1) 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- (2) 会議は、対面形式のほか、オンライン形式で開催することができる。

### 第5条（事務局）

協議会に事務局を置く。事務局は県教育局働き方改革推進室とする。議会の事務局は、協議会の運営に必要な事項を処理する。

### 第6条（その他）

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年●月●日から施行する。

● 第Ⅲ期プランにおける主な内容の実施計画

		令和8年度上期	令和8年度下期	令和9年度上期	令和9年度下期	令和10年度上期	令和10年度下期	令和11年度上期	令和11年度下期
「働きやすさ」 目標の段階的 目標	45h 超人数を 年 40%縮減	※1 小学校 349人 中学校 440人 特支学校 8人 高等学校 302人	小学校 209人 中学校 264人 特支学校 5人 高等学校 181人	小学校 125人 中学校 158人 特支学校 3人 高等学校 108人	この年度で解消するようにする。				
	1年間の月平均 時間外在在等時 間を年 10%縮 減	※1 小学校 28時間 46分 中学校 35時間 24分 特支学校 17時間 28分 高等学校 33時間 46分	小学校 25時間 53分 中学校 31時間 51分 特支学校 15時間 43分 高等学校 30時間 23分	小学校 23時間 17分 中学校 31時間 51分 特支学校 14時間 08分 高等学校 27時間 20分	この年度末に全ての校種で 30時間を下回るようにする。				
	80h 超人数を 年 40%縮減	※2 小学校 2人 中学校 16人 特支学校 0人 高等学校 73人	小学校 1人 中学校 10人 特支学校 0人 高等学校 44人	小学校 0人 中学校 6人 特支学校 0人 高等学校 26人	この年度で解消するようにす る。				
	健康診断における 要精密検査 該当者の受診率	94%	96%	98%	100%				
「働きがい」 目標の段階 的目標	「働きやすさ・ 働きがい」 振り返りシート	「児童生徒の成長に貢献する喜び」、「教員の専門性の向上や発揮 への喜び」を感じる教員 80%超							
総合教育会議		旧プラン実施 状況の報告		新プラン実施 状況の報告		実施状況の 報告			新プラン策定 へ
働き方改革連絡協議会		11月末に開催 予定		11月末に開催 予定		11月末に開催 予定			11月末に開催 予定
教員業務支援員活用拡大会議		9月末に開催 予定		9月末に開催 予定		9月末に開催 予定			9月末に開催 予定
教頭マネジメント支援員 活用拡大会議		10月上旬に 開催予定		10月上旬に 開催予定		10月上旬に 開催予定			10月上旬に 開催予定

※1は令和6年度の、※2は令和7年度上期の集計結果を基にした暫定的な数値。本来の数値が判明次第、修正を行う

議第 2 号

県立高校未来創造ビジョンの策定について

県立高校未来創造ビジョンを別紙のとおり策定する。

提 案 理 由

令和 7 年度から令和 16 年度における県立高校の在り方について方向性を示す必要があるため提案するものである。

令和 8 年 3 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

# 「県立高校未来創造ビジョン(最終案)」について

令和8年3月17日

高校未来創造室

## 1 これまでの経緯

- 令和7年2月17日 県立高校の将来の在り方検討委員会より報告書を手交
- 令和7年3月28日 県立高校未来創造ビジョン(案)のパブリック・コメントを実施
- 令和7年6月11日 高校教育無償化等に関する三党合意に「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」の策定等が明記
- 令和8年2月13日 文部科学省がグランドデザインを公表

## 2 パブリック・コメントについて

- (1) 募集期間 令和7年3月28日(金)から令和7年4月18日(金)まで
- (2) 公表資料 県立高校未来創造ビジョン(案)及び概要版
- (3) 意見件数 12名から24件の意見
- (4) 主な意見及び加筆修正

### ①「Ⅰ これからの県立高校を考える上での視点」に関する意見(1件)

- ・「公教育の役割として」の記載について、「県立高校の・・・」としてはいかがか。  
⇒ 県立高校に係るビジョンであることから、「県立高校の役割として」と記載

### ②「Ⅱ 県立高校が取り組む教育の重点」に関する意見(10件)

- ・多くの人が生成AIを使って意見を述べることの大切さを強調したい。  
⇒ 社会における生成AIの活用状況やニーズに鑑み、「積極的な活用について加筆」
- ・多様な生徒や学びに対応するため教職員の拡充や処遇改善も視野に入れてほしい。  
⇒ 働き方改革に一層努めることから、「人員配置の充実に努めることについて加筆」

### ③「Ⅲ 県立高校の在り方に関する基本的な方向性」に関する意見(9件)

- ・地域や保護者のニーズに応える学校づくりをお願いしたい。
- ・東南村山地区の再編整備について「7教振期間内で検討することとしていました」とあるが、6教振期間中に検討することとしていたものを変更した旨の記載としてはいかがか。  
⇒ 「7教振期間中に検討することとしました。」と記載

### ④その他の意見(4件)

### 社会を取り巻く環境

- 変化の激しい社会・不確実性
- 急速な人口減少・少子化
- Society5.0の到来予測
- グローバル社会の進展

### 第7次山形県教育振興計画 目標「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」

- |                          |                    |                    |                |
|--------------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 県立高校の将来の在り方を検討する上でのキーワード | > 予測困難な時代を生き抜く力の育成 | > 誰一人取り残さない教育      | > 地域を支える担い手の育成 |
|                          | > 時代の進展に対応した学び     | > 県立高校のさらなる魅力化・特色化 | > 快適な学習環境の整備   |

## I. これからの県立高校を考える上での視点

- 1 少子化による生徒数の減少をマイナスのみに捉えず、教育の質と学びの多様性の確保
- 2 多様な地域資源を活用し、実社会での学びを生かした人材育成
- 3 デジタル技術の高度化や多文化共生など、時代の進展に対応した新しい学びの創設
- 4 高校の特色化を推進し、学校に関わる全ての魅力を広く周知

## II. 県立高校が取り組む教育の重点

### 1 全ての生徒の可能性を引き出す教育

- (1) 基礎的・基本的な学力の定着に向けた、**生徒一人ひとりに適した学びの実現**
- (2) 主体的かつ協動的な学びを実践する**探究学習の充実**
- (3) 多様化・複雑化する**生徒の実態と学びのニーズに対応した教育の充実**

### 2 地域を支える人づくり

- (1) 自分の将来に夢を持ち、社会的・職業的自立を図るための**キャリア教育の充実**
- (2) 社会を生き抜く実践的な知識や技能の習得に繋がる、**地域と協働した教育の推進**
- (3) 持続可能で活力ある地域社会を支える、**地域の産業人材を育成する教育の推進**

### 3 新しい時代への対応

- (1) 最先端のAIやデータサイエンスなどを含む新たな学びの創設や、高度なデジタルスキルを備えた人材の育成に向けた**教育DXの推進**
- (2) 多文化共生社会の中で活躍できる人材の育成等に向けた**グローバル教育の推進**
- (3) 生徒の適性や能力、興味・関心を踏まえた学びを可能とする、**柔軟な普通科教育の推進**

### 4 魅力ある学校づくり

- (1) 教育活動の重点や育成を目指すべき人物像の明確化、小・中・大学等との連携や県外生受入れの推進等による**学校の魅力化・特色化の推進及び効果的な情報発信**
- (2) 学校教育施設・設備の更新や充実、生徒へのサポート体制の充実等による、**望ましい学習環境の整備・充実**
- (3) ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、安心して働き、研鑽を積み、**教職員が力を発揮できる環境づくり**

## III. 県立高校の在り方に関する基本的な方向性

### 1 入学定員の設定

- (1) 中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願状況、私立高校の配置状況等を考慮
- (2) 市町村に唯一所在する小規模校は、その特性や社会的役割を考慮

### 2 学級数等の取扱い

- (1) 1学年当たり4～8学級を確保することを基本  
1学年当たり4学級を下回る学校は、遠隔授業や地域との連携により、教育環境の充実に努める
- (2) 入学者数が入学定員から1学級分を減じた数以下の年度が2年連続した場合、その翌年度から入学定員を1学級減じる
- (3) 職業に関する専門学科（以下「産業系学科」という。）は、各地域の産業の担い手育成のため、上記（2）の基準は適用しない  
1学級当たりの定員については、40人を基本としながら、学びの分野の維持や質の向上等の観点から柔軟に設定

### 3 市町村に唯一所在する1学年当たり1学級の県立高校の取扱い

- (1) 市町村に唯一所在する1学年当たり1学級の学校は、本ビジョンの期間中、所在市町村との連携のもと、学校の維持を基本
- (2) 入学者数が3年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は募集停止を検討  
募集停止の検討にあたっては、交通事情等地域の実情や存続に向けた所在市町村の主体的な関わり方を十分考慮  
検討の結果募集停止が決定した場合は、これを公表した年度の翌々年度に実施する入学者選抜から募集停止

## 4 課程・学科の配置及び学校・学科の特色化に向けた方向性

### (1) 普通科系学科

- (ア) 大学進学に向けた指導体制を確保するため、進学指導を充実できる規模の学校を8地区全てに少なくとも1校は配置
- (イ) これからの産業構造の変化を見据えた学科やグローバル社会に対応した学科、市町村等と連携して地域創生に向けた取組みを実践する学科など、新たな学科・コース等の創設を検討
- (ウ) 必要に応じて、普通科高校の再編（産業系学科も含めた専門学科との併設を含む）についても検討

### (2) 産業系学科

- (ア) 本県産業を支える人材育成の場を確保するため、各地域の産業構造やニーズ等を踏まえた専門学科を4学区（東・西・南・北）に配置
- (イ) 各産業分野の人材確保のため、学びの分野の維持に努める
- (ウ) 必要に応じて普通科も含めた他学科との再編統合を検討

### (3) 総合学科

- (ア) 生徒の興味・関心に応じた選択性の高い学びを提供するため、総合学科を4学区全てに少なくとも1校は配置
- (イ) 必要に応じて普通科も含めた他学科との再編統合を検討

### (4) 定時制・通信制

- (ア) 生徒の多様な学習ニーズに対応し、柔軟で個別最適な学びの場を提供するため、定時制を4学区全てに少なくとも1校は配置
- (イ) 通信制について、生徒の効果的な学習や、通学の便等に考慮したサテライト校等の配置の必要性について研究

### (5) 中高一貫教育校

地元市町村立中学校への影響等を考慮し、内陸、庄内のモデル校2校を参考に、地域の声を聞きながら丁寧に検討

### (6) 小規模校

- (ア) 参集型の授業に加え、遠隔・オンライン授業を活用したハイブリッド型の授業の推進により、多様な価値観に触れる学校間連携を強化
- (イ) 地域の高校として、地域と協働した探究学習やキャリア教育を推進
- (ウ) 多様な価値観を持つ生徒の交流や、地域の活性化に向けた県外生の受入れを推進

## 5 県立高校の配置に関する各地区の方向性

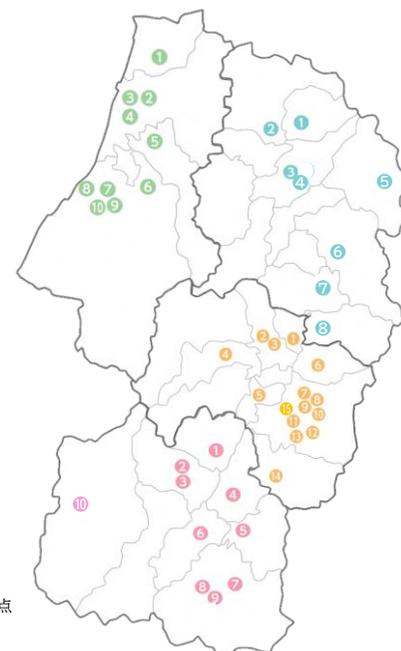
- (1) 各地区の入学定員の設定に当たっては、中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、公立の小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等の地域の実情を十分に考慮し、学区ごとに検討委員会を設置して検討
- (2) 1学年当たり1学級の小規模校は、検討委員会での検討とともに、別途地域との意見交換を実施

- ①遊佐高等学校
- ②酒田西高等学校
- ③酒田光陵高等学校
- ④酒田東高等学校
- ⑤庄内総合高等学校
- ⑥庄内農業高等学校
- ⑦鶴岡中央高等学校
- ⑧加茂水産高等学校
- ⑨致道館高等学校
- ⑩鶴岡工業高等学校

- ①荒砥高等学校
- ②長井工業高等学校
- ③長井高等学校
- ④南陽高等学校
- ⑤高畠高等学校
- ⑥置賜農業高等学校
- ⑦米沢鶴城高等学校
- ⑧米沢東高等学校
- ⑨米沢興譲館高等学校
- ⑩小国高等学校

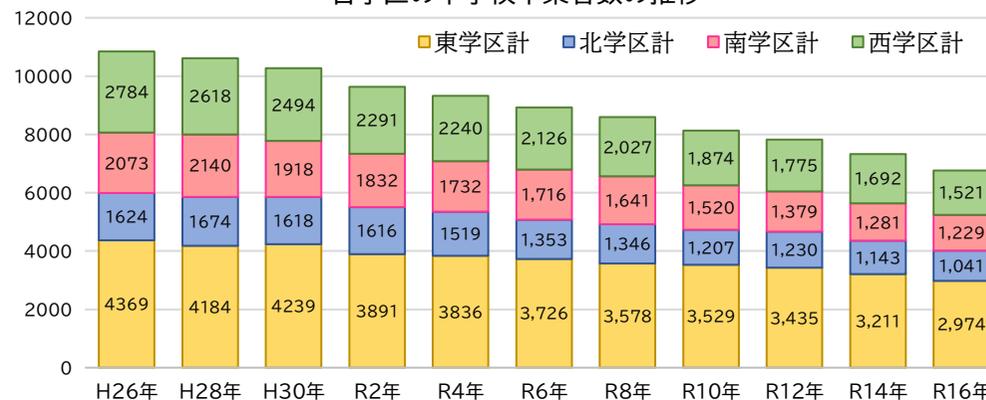
- ①新庄神室産業高等学校 金山校
- ②新庄神室産業高等学校 真室川校
- ③新庄志誠館高等学校
- ④新庄神室産業高等学校
- ⑤新庄志誠館高等学校 最上校
- ⑥北村山高等学校
- ⑦村山産業高等学校
- ⑧東桜学園高等学校

- ①谷地高等学校
- ②寒河江工業高等学校
- ③寒河江高等学校
- ④左沢高等学校
- ⑤山辺高等学校
- ⑥天童高等学校
- ⑦山形工業高等学校
- ⑧山形北高等学校
- ⑨山形東高等学校
- ⑩山形南高等学校
- ⑪霞城学園高等学校
- ⑫山形中央高等学校
- ⑬山形西高等学校
- ⑭上山明新館高等学校
- ⑮山形市立商業高等学校



※配置図はR8年4月時点

各学区の中学校卒業生数の推移



※R8年以降は「令和7年度学校基本調査」等による推計値



# 県立高校未来創造ビジョン

最終案

令和8年3月

山形県教育委員会



## 目次

はじめに	1
県立高校未来創造ビジョンの性格	2
I これからの県立高校を考える上での視点	3
II 県立高校が取り組む教育の重点	5
1 全ての生徒の可能性を引き出す教育	5
(1) 生徒一人ひとりに適した学びの実現	
(2) 探究学習の充実	
(3) 生徒の実態と学びのニーズに対応した教育の充実	
2 地域を支える人づくり	8
(1) キャリア教育の充実	
(2) 地域と協働した教育の推進	
(3) 地域産業人材を育成する教育の推進	
3 新しい時代への対応	11
(1) 教育DXの推進	
(2) グローバル教育の充実	
(3) 柔軟な普通科教育の推進	
4 魅力ある学校づくり	12
(1) 学校の魅力化・特色化の推進及び効果的な情報発信	
(2) 望ましい学習環境の整備・充実	
(3) 教職員が安心して力を発揮できる環境づくり	
III 県立高校の在り方に関する基本的な方向性	15
1 県立高校の配置に関する考え方	15
2 課程・学科の配置に関する方向性	17
(1) 普通科系学科	
(2) 産業系学科	
(3) 総合学科	
(4) 定時制・通信制	
3 学校・学科の魅力化・特色化に向けた方向性	19
(1) 普通科系学科	
(2) 産業系学科	
(3) 総合学科	
(4) 中高一貫教育校	
(5) 定時制・通信制	
(6) 小規模校	
4 県立高校の配置に関する各地区の方向性	23
(1) 東学区	
(2) 北学区	
(3) 南学区	
(4) 西学区	
資料編	32

## はじめに

これまで県教育委員会では、「県立高校再編整備基本計画」（平成26年11月策定）に基づき、時代の進展に対応した高校を整備し、総合選択制の導入、併設型中高一貫教育校の設置、探究科・普通科探究コースの導入、定時制・通信制の充実などを推進するとともに、少子化への対応として、公立高校の入学定員の削減等を実施してきました。

この間、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やSociety5.0の到来予想、グローバル化の進展、急激な少子高齢化の進行、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による社会全体の価値観の変容など、高校教育を取り巻く環境は急激に変化し続けてきました。特に、少子化については今後10年間で本県の中学校卒業生数は約2,000人減少すると予測され、変化の激しい時代に対応して新たな価値を創造していくような、時代を切り拓く人材の育成が求められています。

このような状況の下、県教育委員会では、令和5年8月に「第7次山形県教育振興計画」策定のための検討委員会を設置し、今後10年間の本県教育行政の方向性を検討してまいりました。県立高校の将来の在り方については、本県産業や地域社会の未来に直接関わる大きな課題であることから、これまでの高校再編整備の取組みと成果、高校教育を取り巻く社会や生徒・保護者の意識の変化、地域社会や産業界のニーズなどを踏まえ重点的に検討する必要があると、令和6年1月12日に、県内の10名の有識者からなる県立高校の将来の在り方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を別途設置し、多角的に検討を進めてきました。

そして、検討委員会による「やまがたの未来を創る県立高校の将来の在り方について」の報告書の提出（令和7年2月17日）を受け作成した「県立高校未来創造ビジョン（案）」に対するパブリック・コメントの御意見等や文部科学省が示した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（令和8年2月13日公表）を踏まえ、この度「県立高校未来創造ビジョン」を策定しました。

本ビジョンは、今後概ね10年間の県立高校の在り方についての方向性を示すものです。その名称については、これまでの「県立高校再編整備基本計画」から、生徒・保護者や地域住民等県民の皆様とともに県立高校の教育環境を構築していく必要性が一層高まることから「県立高校未来創造ビジョン」としました。本ビジョンに沿って、それぞれの県立高校が特色ある学校づくりに努め魅力ある教育を実践しながら、「ウェルビーイングを目指し多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う人づくり」を進めてまいります。

結びに、本ビジョンの策定に当たり、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました検討委員会の委員の皆様、関係各位、県民の皆様に深く感謝申し上げます。

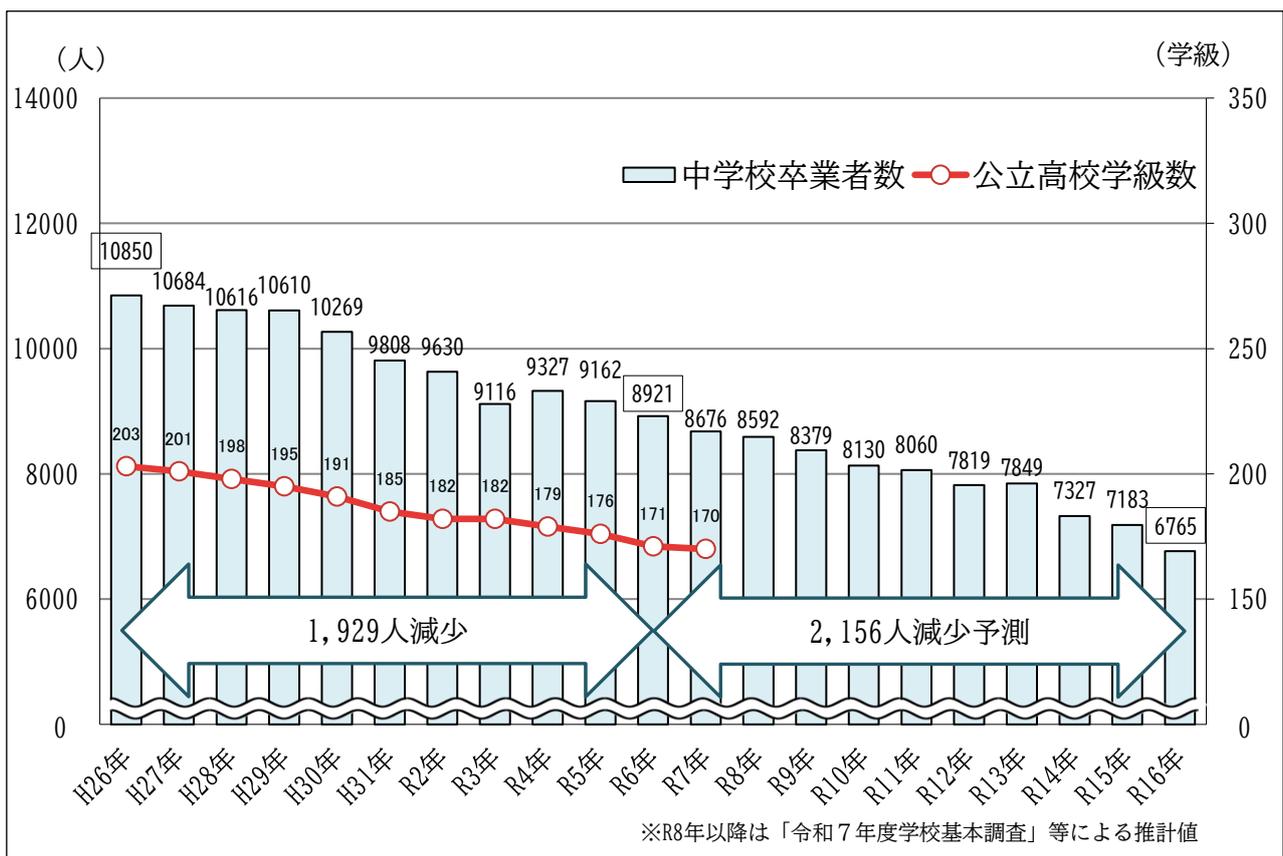
令和8年3月17日

山形県教育委員会  
教育長 須貝 英彦

## 県立高校未来創造ビジョンの性格

県立高校未来創造ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、「やまがたの未来を創る県立高校の将来の在り方について ～生徒が輝く学びを地域とともに～ 報告書」を踏まえ、今後の県立高校の基本的な方向性を示すものです。県立高校の整備は、地域にとって長期的な視野をもって取組みを推進する必要があることから、期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とし、中学校卒業生数の予測とともに、教育の重点や各学科の配置等の取扱いを示します。また、社会の変化や国における教育改革の動向など、高校教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図1 【本県中学校卒業生数の推移】



## I. これからの県立高校を考える上での視点

平成 26 年に策定した「県立高校再編整備基本計画」では、中学校卒業生数の減少に伴い、公立高校の入学定員を 35 学級程度削減することを示し、令和 6 年度までの 10 年間で 32 学級を削減しました。その一方で、近年は私立高校の人気の高まり、公立高校の入学定員に対する充足率は、全日制で平成 26 年度の 93.1%から令和 6 年度の 77.6%へと低下し、高校入学者数の公私比率は、これまでの 7 : 3 から 6 : 4 に近付いて推移しています。

今後も少子化の進行が予測され、中学校卒業生数は、令和 6 年度から令和 16 年までの 10 年間で約 2,000 人程度減少すると見込まれています。県全体では約 24%の低下ですが、東学区で約 20%、北学区で約 23%、南学区で約 28%、西学区で約 30%の低下が予測されるなど各学区で実情が大きく異なり、再編整備にあたっては、学区ごと現状や課題、地域の意向などを参考にする必要があります。

また、全体として県立高校の充足率は低下傾向であるものの、県立高校の役割として、各地域の将来を担う生徒の学びの場を維持することが重要です。特に、小規模な高校での学びを希望する生徒の声や、自治体に唯一所在する県立高校の社会的役割を踏まえると、私立高校の配置を考慮しつつ過度な統廃合とならないようにすることが求められています。

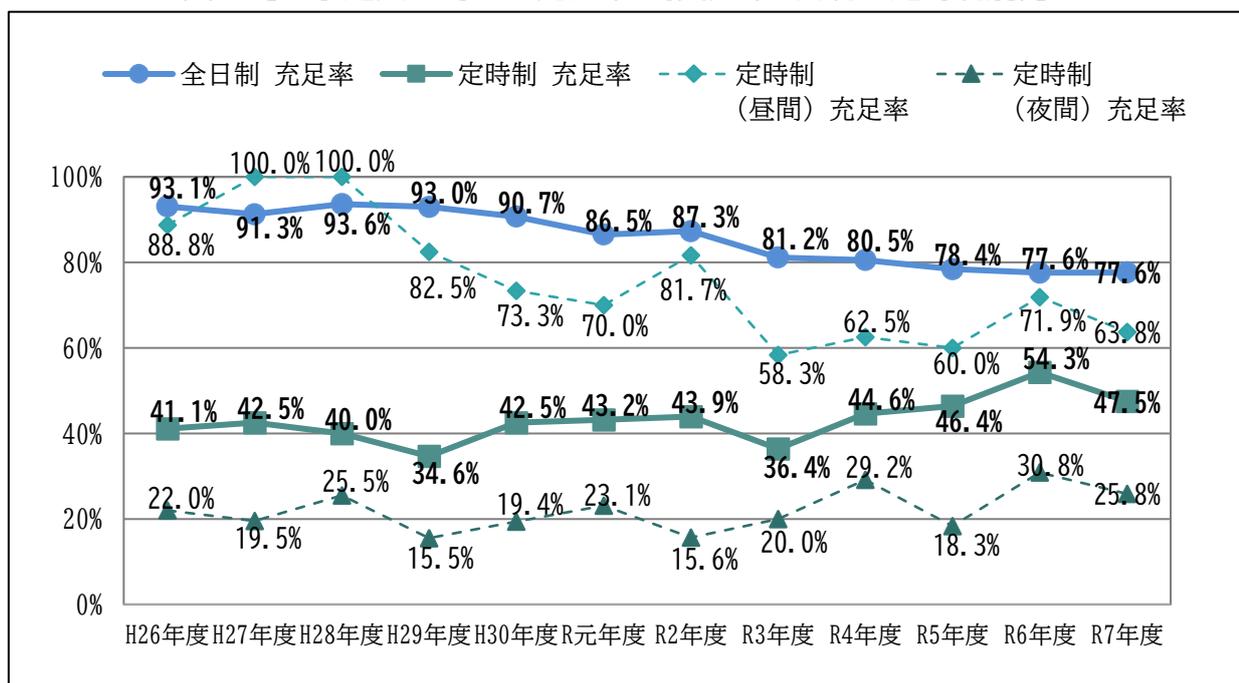
少子化による人口減少をマイナスのみに捉えず、1 人 1 台端末の活用等により全ての生徒の学びを充実させるとともに、小規模な高校では、デジタル技術を活用して、複数の学校が連携した遠隔教育やオンライン授業と対面授業を併用したハイブリッド型の授業などにより、教育の質と学びの多様性を確保することなど、少子化に対応した学びを前提とした県立高校の姿を考える必要があります。

また、県立高校と地域が連携し、社会と協働した学びを推進することで、生徒が将来の姿を思い描きながら、主体的に社会に参画する意識を育むことが重要です。そのためには、地域の教育力を学校に取り入れ、地元の産業や地域資源を活用した人材育成を進めることが求められます。これにより、持続可能な社会の構築に貢献し、地域を支える人材を育成することが必要です。

さらに、時代の変化に対応するために、先進的な技術を習得した人材や国際的に活躍できる人材の育成にも期待が寄せられています。生徒の多様な適性や関心に応じた学びを整え、生徒の主体的な学びの促進が求められています。

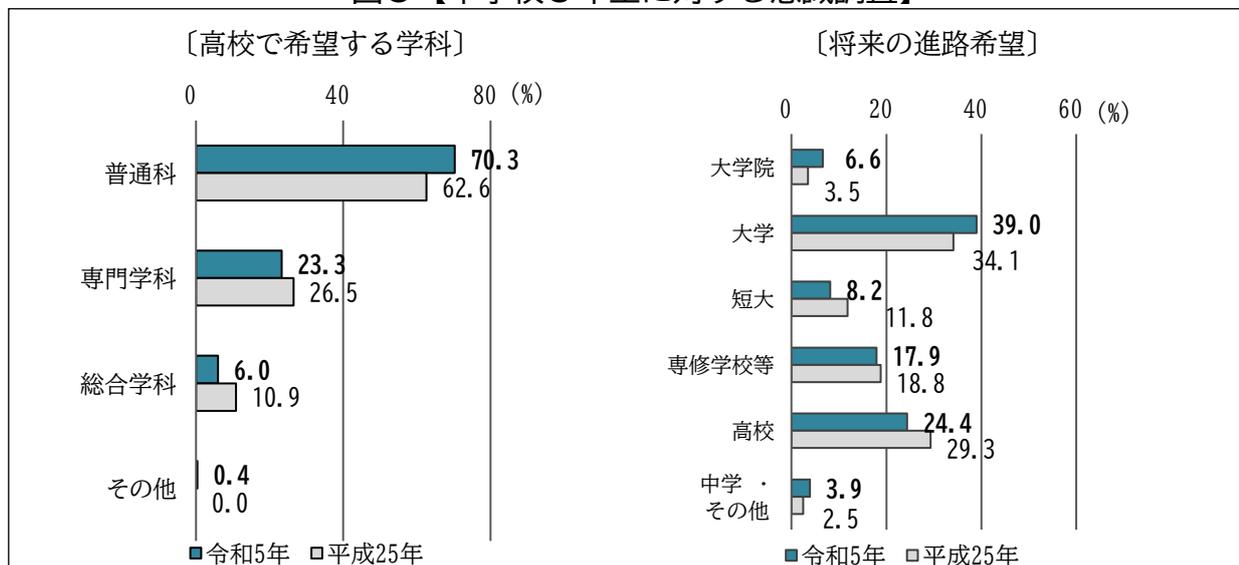
加えて、県立高校の学びにより育成する生徒像といった各校の特色を明確にすることや、特徴的な学習活動や県外生の受入れなど、各校が取り組む魅力的な学びを正しく周知することで、中学生が県立高校の学びを正しく理解し、将来に向かって目的意識を持って高校選択ができるようにする必要があります。

図2 【入学定員に対する充足率の推移（全日制・定時制別）】



※高校未来創造室調査

図3 【中学校3年生に対する意識調査】



※県立高校の将来の在り方検討委員会調査

## Ⅱ. 県立高校が取り組む教育の重点

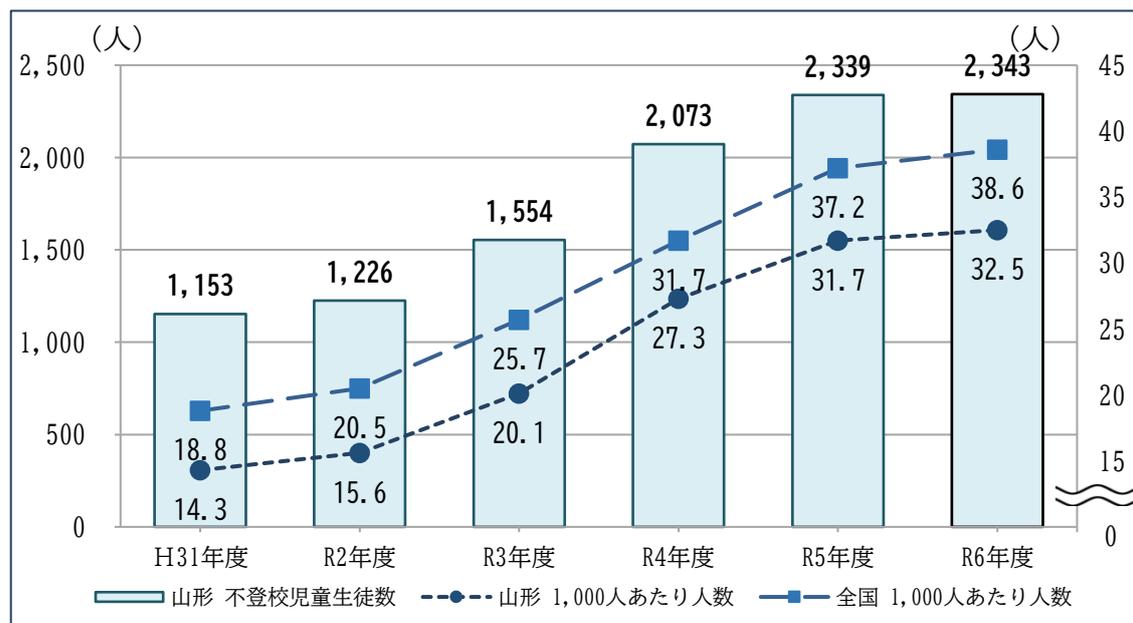
### 1 全ての生徒の可能性を引き出す教育

#### <現状と課題>

- 令和6年度の全国学力・学習状況調査<sup>1</sup>の結果において、本県の子どもたちの正答率は全国平均と比較して課題があるものの、多くの児童生徒が、話し合いを通じて、自分の考えを深めたり、学習をふり返り、自分の学び方を見つめ直しながら次の学習に繋がったりするなど、意欲的に学習に向かっている態度が見られます。高校においても、分かる・楽しいといった本質的な理解を深める授業づくりに継続的に取り組みながら、全ての生徒の学習意欲を喚起し、確かな学力を育成する必要があります。
- 変化の激しい複雑なこれからの時代を切り拓く力として、これまでの学びを教科横断的に生かし、他者と協働しながら主体的に課題を解決する能力の育成が求められています。中学生の将来の進路希望の多い大学進学においても、総合型選抜をはじめとした、主体性・協働性が重視される多様な入試に対応できる学力の育成が求められています。
- 本県では中学校卒業者の高校等への進学率が99.3%（令和6年度学校基本調査）と全国でも高く、特別な支援を要する生徒や不登校経験のある生徒など様々な教育歴を抱えた生徒を中心に、4年間でゆっくり学びたいという生徒や、家庭の事情で全日制へ通えない生徒、不登校経験があり再スタートの場を求める生徒など、一人ひとりの教育ニーズに対応するため、多様なスタイルによる教育や、教育課程の柔軟な運用が求められています。

<sup>1</sup> 全国学力・学習状況調査は、日本の小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年行われる学力テストである。国語や算数・数学などの教科のテストと、学習環境や生活習慣についてのアンケートを実施。結果は、学校や教育委員会が授業の改善に活用し、子どもたちの学力向上につなげることを目的としている。

図4 【不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）】



※令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

## <取組みの方向性>

### (1) 生徒一人ひとりに適した学びの実現

各校で独自に開設している教科・科目や、高校生のための学びの基礎診断認定ツール<sup>2</sup>等の活用により、一人ひとりの学力の状況を丁寧に把握し、個々の強みや課題を明確にした指導を行います。具体的には、学習内容の習熟の程度に応じた授業や選択制の授業による少人数指導の推進、ディスカッションやグループワーク等による対話的な学びの重視等により、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の確かな学力の育成を図ります。また、1人1台端末を用いた学習プログラムなど個別最適な学びを推進するとともに、小規模な学校で開設することが難しい科目や不登校で悩む生徒について、遠隔授業などオンラインを活用した授業の研究を行い、一人ひとりに適した学びの実現に努めます。

### (2) 探究学習<sup>3</sup>の充実

生徒が主体的に課題を設定し、生徒個々の興味・関心と高校での各教科の学びをつなぐ探究学習の充実を目指し、教科横断・文理横断した学習や、協働的な学習活

<sup>2</sup> 義務教育段階の学習内容を含めた、高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み。

<sup>3</sup> 生徒が自ら問いを立て、情報を収集・分析し、答えを見つけ出す過程を重視する学習方法。単に知識を覚えるのではなく、主体的に考え、課題を解決する力を養うことを目的としている。

動を通して課題解決能力等を育てる授業形態の研究を進めるなど、生徒が普通の学びとの接続を感じることができるよう教員の指導力向上を図ります。

探究学習のさらなる充実を図るため、地域課題に積極的に取り組む地域と協働したプロジェクト型の学習を展開するなど、コーディネーター的な役割を担う人材を活用しながら、地元自治体や企業（事業者）・大学との連携により、実践的な学習となるように努めます。また、国のスーパーサイエンスハイスクール<sup>4</sup>事業の指定校や探究科設置校については、大学など外部の研究機関と連携しながら先進的な教育を受ける機会を確保するなど、体験的・課題探究的な理数教育を推進します。

さらに、大学進学を希望する生徒については、探究学習の一連の学習プロセスを通して大学が求める資質・能力を育成し、多様な形態の大学入試に対応します。

### （3） 生徒の実態と学びのニーズに対応した教育の充実

特別な支援を要する生徒や外国につながる生徒への対応など、全ての生徒が生まれ育った環境やこれまでの学習歴に関わらず、豊かな人間性を養いその能力と可能性を最大限に高めることができる教育の実現に向け、定時制・通信制のみならず、小規模で丁寧な教育を行う全日制の高校など、生徒のニーズに対応した教育体制を築きます。また、中途退学者等に対し、高校を変えて学び直しができる学びのセーフティネットの構築を進めます。

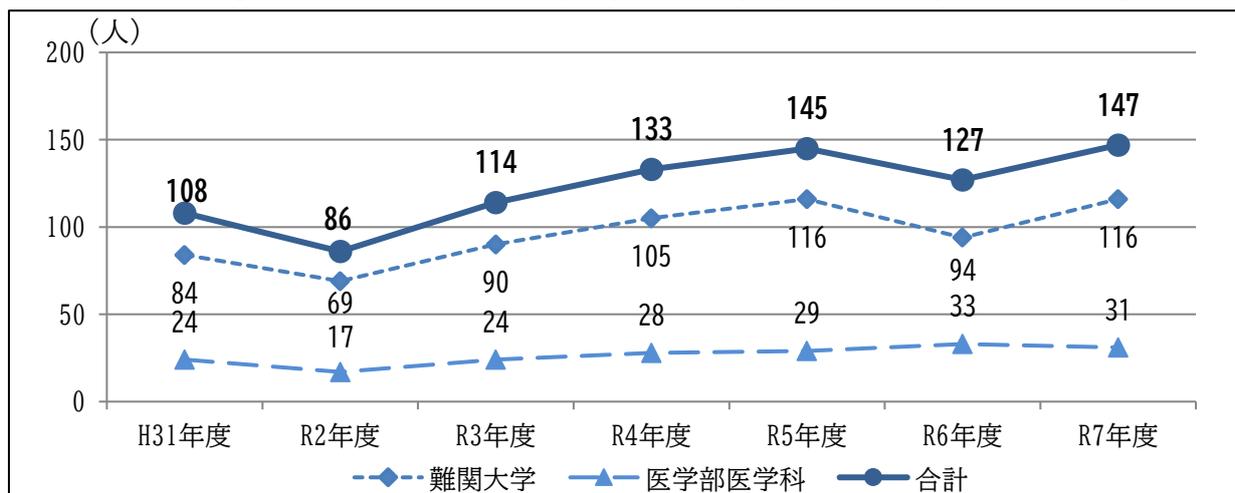
さらに、今後ますます多様化・複雑化する生徒の実態に向け、インクルーシブ教育<sup>5</sup>等の充実に向けた研究を進めます。

---

<sup>4</sup> 文部科学省が指定する先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成することを目的としている。本県では東桜学館高校、米沢興譲館高校、致道館高校、酒田東高校が該当する。

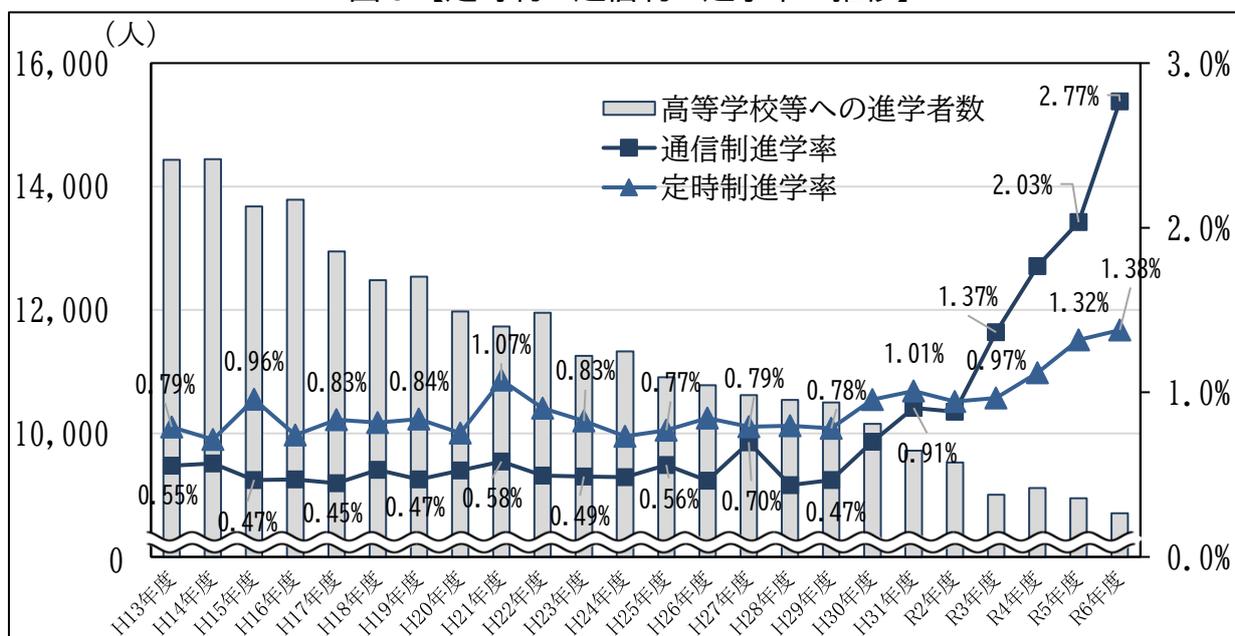
<sup>5</sup> 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学びながら、それぞれの個性や能力に応じた適切な教育を受けられるようにする考え方。すべての子どもが同じ学びの場で成長し、互いを尊重しながら共生できる社会を築くことを目指している。

図5 【県立高校卒業者の難関大学及び医学部医学科進学者数の推移】



※高校教育課調査

図6 【定時制・通信制の進学率の推移】



※令和6年度学校基本調査 卒業後の状況調査 中学校卒業者

## 2 地域を支える人づくり

### <現状と課題>

- 生徒が将来、社会の一員として自立するためには、発達段階に応じたキャリア教育が重要ですが、小・中・高と進学する中で学びが断片化しやすいという課題があります。近年、インターンシップや職業体験の機会は増えているものの、少子高齢化や核家族化のような地域社会の変化により他人との関わりが薄れ、様々な体験の不足から、自分の将来を描きにくくなっている状況が見られます。生徒がこれまでの活動を主体的に振り返る学習により、自己肯定感を高めながら明るい未来を思い描けるようなキャリア教育が求められています。

- 社会の変化に伴い教育課題が複雑化しており、学校が担う役割が拡大しています。いじめや不登校などの課題に対し、学校だけの対応が困難になっていることに加え、地域人材の育成は、地域社会全体で取り組むことが重要です。生徒の生きる力を育み、将来の地域社会を担う生徒の実践的な学びを実現するために、学校と地域が力を合わせて教育に関わるプラットフォームを形成し、持続的に学校教育を支える体制づくりが必要です。
- 本県の推計人口は、少子高齢化を伴う人口減少により 100 万人を割り込んでおり、地域の将来を支える人材を育成する高校の役割はますます重要なものとなっています。令和 7 年 3 月の高校卒業後の進路を見ると、約 75%が大学や専修学校へ進学し、約 23%が就職となっています。また、全体で約 57%が、進学や就職をきっかけに県外へ出て行く状況があり、この傾向が続けば地域の労働力不足が深刻化すると予測されることから、今後さらに産業系学科<sup>6</sup>等による地域産業を支える人材育成が重要になってきます。

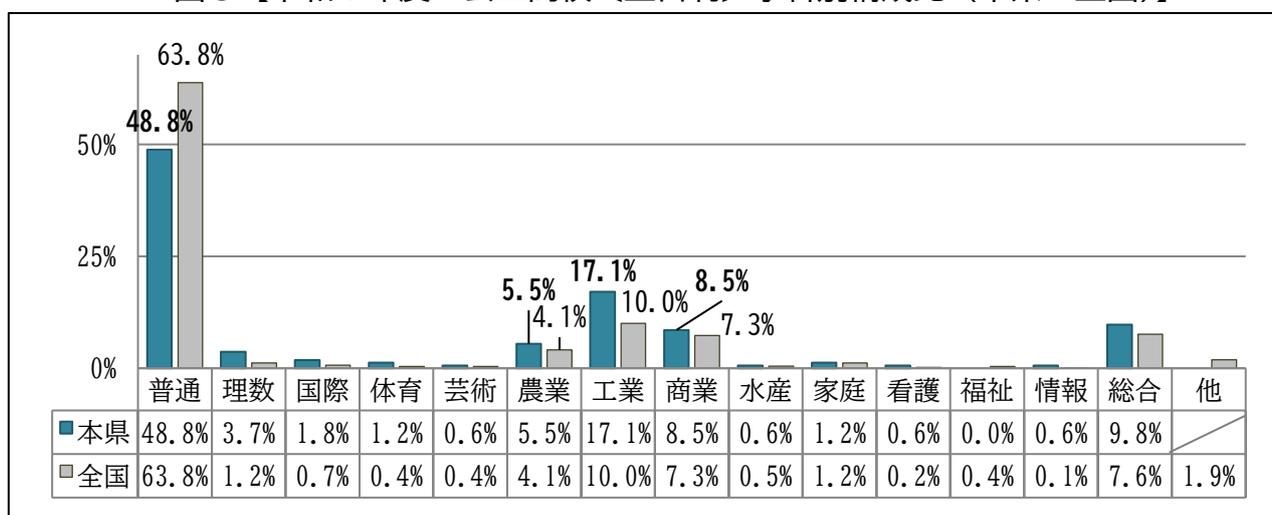
図 7 【高校卒業後の状況（令和 7 年 3 月卒業者〔全日制・定時制〕）】

	卒業生数（人）			大学等進学者（人）			専修学校等進学者（人）			就職者（人）			その他
	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	
総数	8,390	3,643	4,747	4,241	1,107	3,134	1,974	805	1,169	1,962	1,518	444	213
					26.1%	73.9%		40.8%	59.2%		77.4%	22.6%	
県全体に対する割合	43.4%	56.6%	50.5%	13.2%	37.4%	23.5%	9.6%	13.9%	23.4%	18.1%	5.3%	2.5%	

※値を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

※令和 7 年度学校基本調査

図 8 【令和 7 年度 公立高校〔全日制〕 学科別構成比（本県・全国）】



※値を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

※富山県教育委員会調査

<sup>6</sup> 職業に関する専門学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・福祉・情報）のことを指す。

## <取組みの方向性>

### (1) キャリア教育の充実

生徒が自分の将来を見据え、社会で主体的かつ自立的に生きる力を育むため、計画的なキャリア教育が必要です。具体的には、小学校から高校まで一貫して使用するキャリア・パスポート<sup>7</sup>に蓄積された記録を生徒が振り返る機会を充実させ、学びと自己の将来とのつながりが見通せるようにします。さらに、地域や産業界と連携し、インターンシップや職業体験を通じて実践的な学びの機会を提供することで、具体的な職業観を育成します。また、地域行事への参画やボランティア活動の推進により生徒の社会参画を促し、総合的にキャリア教育を推進することで、生徒一人ひとりが夢や希望を持ち、社会的・職業的に自立できるような基盤となる能力や態度を育成します。

### (2) 地域と協働した教育の推進

地域社会との繋がりを深め、特にコミュニティ・スクール<sup>8</sup>の仕組みも活用しながら、社会を生きていく上で重要な実践的な知識や技能を習得させるとともに、生徒の学びを深めることを目的とし、開かれた教育課程のもと教育の質を向上させます。具体的には、地元の企業や専門家からの講演やワークショップ、フィールドワーク、伝統文化の継承、先輩と語る会のような地域の卒業生との交流によるロールモデルの設定など、多様な学びの機会を確保し、生徒の学びを充実させます。

### (3) 地域の産業人材を育成する教育の推進

エッセンシャルワーカー<sup>9</sup>をはじめ地域産業の担い手育成が今後さらに重要となることから、産業系学科や総合学科では、地元産業界と協働したコンソーシアムの構築等により課題研究等を充実させ、地域産業を理解した実践力の高い人材育成に努めます。また新しい産業分野への対応を図るため、新たな学校や学科等の設置を検討します。

さらに、持続可能で活力のある地域社会の形成に向けて、進学希望者が多い普通科系高校においても将来の地域を支える人材の育成が円滑に進むよう、地域の実情を捉えた学習や地域への理解を深める教育を推進します。

<sup>7</sup> 児童・生徒が自分のキャリア（将来の生き方・働き方）について考え、成長の記録を残すための「ポートフォリオ（記録帳）」のこと。小学校から高校までのキャリア教育の一環として活用されている。

<sup>8</sup> 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

<sup>9</sup> 人々の基本的な生活やインフラなどの維持に必要な不可欠な職種の従事者。厚生労働省では「社会インフラ関連職」とし、医療・保健・福祉、保安・運輸・建設、接客・販売・調理の3グループに分類。

### 3 新しい時代への対応

#### <現状と課題>

- Society5.0<sup>10</sup>の到来予測やA I<sup>11</sup>・I o T<sup>12</sup>等のデジタル技術の革新により社会の在り方が変容する中、デジタル学習基盤<sup>13</sup>を活用し本県産業界のイノベーションを担う人材の育成が求められています。
- グローバル化が進展する社会において、言語能力の向上はもとより、多様な価値観を持ち多文化共生社会で活躍できるような、世界をリードする人材の育成が求められています。
- 高校教育に関する意識調査によると、中学校3年生の将来の進路希望について10年前と比べ大学進学を希望する生徒が増加しており、高校で希望する学科も普通科が増加しています。一方、普通科の学びについては、生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題があるとされています。これまでの大学進学を目指した一斉的・画一的な学びから、生徒や地域の実情に応じた現代的な諸課題に対応した教育内容とする必要があります。

#### (1) 教育DXの推進

デジタル学習基盤の整備や活用はもとより、最先端の生成A Iやデータサイエンス<sup>14</sup>を積極的に活用した新たな学びの創設を検討します。なかでも、産業系学科においては、産業界の急速なデジタル化の現状に対応できる、高度なデジタルスキルを備えた産業人材の育成を目指します。

また、教員のI C T<sup>15</sup>活用指導力を向上させるための研修等を実施し、教育内容の質の向上を目指します。

<sup>10</sup> 日本が提唱する未来社会のビジョンであり、最先端のテクノロジー（A I、I o T、ロボット、ビッグデータなど）を活用して、経済成長と社会課題の解決を両立させる「超スマート社会」を目指すもので、従来の社会構造を進化させた5番目の新しい社会像として位置づけられている。

<sup>11</sup> Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間の知能の一部をコンピュータや機械で再現し、学習や推論、判断、問題解決、パターン認識などを行う技術のこと。

<sup>12</sup> Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、あらゆるモノがインターネットにつながり、データをやり取りする仕組みのこと。

<sup>13</sup> 1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。具体的には、生徒の端末、通信ネットワーク、デジタル教材、情報セキュリティなど。

<sup>14</sup> 大量のデータを収集・分析し、そこから有益な知見やパターンを導き出す学問・技術のこと。

<sup>15</sup> Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関する技術の総称。

## (2) グローバル教育の充実

グローバル化のさらなる進展の中で、生徒が多様な価値観に触れ、異文化への理解を深める機会を提供することは、国際的な視野を広げ、自国の特性を再認識する機会ともなります。海外留学支援事業の推進やオンラインでの国際交流プログラムの拡充等により、ディスカッションを通じた実践的な英語力の向上を図るとともに、異なる意見や文化を尊重する能力を身に付けるなど、多文化共生社会の実現とともに、国際社会でリーダーシップを発揮して活躍できる人材の育成を目指します。

## (3) 柔軟な普通科教育の推進

大学進学を目的とする生徒が多い普通科教育においても、生徒の適性や能力、興味・関心を踏まえ、主体的に学べる柔軟な普通科教育を推進し、生徒一人ひとりが将来を見据えて学べる環境を整えます。具体的には、地域の特色を活かした学びや理数系、情報系、起業家精神の醸成、デジタル人材の育成などができる新しい普通科系学科やコース等の設置を検討し、生徒が自らの強みや興味を探り、社会で活躍できる実践的な力を身に付ける学習の実現に努めます。

## 4 魅力ある学校づくり

### <現状と課題>

- 県立高校では、それぞれのスクール・ミッション<sup>16</sup>やスクール・ポリシー<sup>17</sup>に基づき、一人ひとりの興味・関心に応じながら、生徒の「生きる力」を育み、将来にわたって自らの人生と地域や社会の未来を切り拓く力を身に付けるための学びや、より多くの人と出会い、多様な価値観に触れる機会の創出が行われています。一方、その情報が十分に周知されておらず、学校選びに活かされていない現状があります。各校の魅力化をさらに進めるとともに、効果的な情報発信が必要です。

<sup>16</sup> 学校が掲げる教育理念や目的、価値観を簡潔に表現したものであり、学校がどのような人材を育成したいのか、また教育活動を通じて社会にどのように貢献するのかを明確に示すもので、学校運営や教育プログラムの指針となるもの。

<sup>17</sup> 各高等学校の社会的役割等を踏まえ、定められたスクール・ミッションに基づき、どのような資質・能力をどのようなカリキュラムで育成するのか、学校が掲げる教育の基本方針や運営方針を指し、学校運営や教育活動の枠組みを明確にしたもの。

- 魅力ある学校づくりには、生徒が快適に学べる環境の整備が欠かせません。老朽化が進む校舎や施設の改修を順次進めるハード面の整備に加え、相談やカウンセリングといったサポートが受けられるソフト面の整備も重要です。
- 魅力ある教育を推進するためにも、教職員が心身ともに健康であることは欠かせません。一方で、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、教員の長時間労働の改善が課題となっています。教職員のメンタルヘルスケアやワークライフバランスの推進、さらに専門的な研鑽を積める環境の整備が重要になります。

### <取組みの方向性>

#### (1) 学校の魅力化・特色化の推進及び効果的な情報発信

各高校において、スクール・ミッションを踏まえながら、スクール・ポリシーを着実に実行する学校運営を行い、生徒の興味・関心のある分野についての学習活動、生徒会活動や部活動など充実した高校生活を支え、一人ひとりの進路実現に向けた学びを推進します。また、小・中学校と連携した出前授業や学校行事による交流、オープンスクールにより高校への理解を促すとともに、学校行事や四年制大学など高度な学術機関との連携による学習、多様な価値観を持つ生徒との交流により学校や地域の活性化が期待される県外生の受入れなど、各校独自の魅力的な取組みをWebサイトの充実やSNS等を活用し、地域や保護者へ十分に伝わるような幅広い広報活動を行います。

#### (2) 望ましい学習環境の整備・充実

生徒が安心して学べる学習環境の整備として、例えば老朽箇所の改善はもとより、トイレの洋式化やエアコンの設置、デジタル学習基盤の整備のような時代に即した整備や産業系学科の高校施設・設備の順次更新など、ハード面の整備に努めます。

また、社会の変容の中で、生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。これら生徒の抱える諸問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門人材を活用した相談や、カウンセリングといったサポート体制などの充実を図ります。

### (3) 教職員が安心して力を発揮できる環境づくり

教員が指導に専念できる環境の整備として、人員配置の充実に努めると共に、校務支援システムによる業務のデジタル化を継続します。また、事務職員や外部専門人材が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の構築により、教員が担うべき業務を見直しながら、働き方改革を今後さらに進め、ワークライフバランスの実現を果たします。さらに現在行われている体系的に学べる研修を継続するとともに、前述した探究学習やICT活用指導力に関する研修を実施して、教員の専門性向上を図ります。

### Ⅲ. 県立高校の在り方に関する基本的な方向性

#### 1 県立高校の配置に関する考え方

高校生という発達段階では、多くの人と出会い、多様な価値観の中で自己を確立するとともに、コミュニケーション能力を高め、社会で活躍するための資質を養うことが必要です。また、県立高校には、幅広い教育活動の選択肢を提供し、生徒それぞれの能力を伸ばすことができる環境を備えていることが望まれています。

そのため、配置できる教員数、開設できる科目数、学校行事や生徒会活動の充実度、部活動の種類や部員数等を考慮し、1学年当たり4～8学級を確保することを基本とします。その一方で、小規模な高校においてはICTの活用により、遠隔授業と対面授業を併用したハイブリッド型の授業など場所の制限が無くより多くの人と交流しながら切磋琢磨できる環境を作り出すことで、規模によるデメリットを克服し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ります。

また、今後さらに少子化が進行していく中で、入学者数が入学定員を大きく下回った場合、高校教育における質の確保ができなくなる懸念が生じます。

こうした点を踏まえて、県立高校の入学定員及び学級数等の取扱いを以下のとおり定めます。

#### <入学定員の設定>

県立高校の入学定員については、中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願状況、私立高校の配置状況等を考慮して設定します。

なお、市町村に唯一所在する小規模校については、その特性や社会的役割も踏まえるものとしします。

## <学級数等の取扱い>

- (1) 様々な個性を持つ生徒間の交流や、多様な教科・科目の開設による充実した教育課程の確保、学校行事や部活動の充実など学校の活力保持を図る観点から、1学年当たり4～8学級を確保することを基本とします。

なお、1学年当たり4学級を下回る学校については、遠隔授業や地域との連携により、教育環境の充実に努めます。

- (2) 入学者数が入学定員から1学級分を減じた数以下の年度が2年連続した場合、その翌年度から入学定員を1学級分減じます。

〔県立高校再編整備基本計画の方針（H26～R6）〕

1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の $\frac{2}{3}$ に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じる。

R6までのルール

R7からのルール

(例)入学定員 80人 入学者数41人の場合  $\frac{2}{3}$ 未満のため× 1学級分超のため○  
入学者数40人の場合  $\frac{2}{3}$ 未満のため× 1学級分以下のため×

- (3) 職業に関する専門学科（以下「産業系学科」という。）については、地域産業の担い手育成のため、上記（2）の基準は適用しないこととします。また、1学級当たりの定員については、40人を基本としながら、学びの分野の維持や質の向上等の観点から柔軟に設定します。

## <市町村に唯一所在する1学年当たり1学級の県立高校の取扱い>

- (1) 市町村に唯一所在する1学年当たり1学級の学校については、本ビジョンの期間中、所在市町村との連携のもと、学校の維持を図ることを基本とします。

- (2) 入学者数が3年連続して入学定員の $\frac{1}{2}$ に満たない場合は募集停止を検討することとします。

なお、募集停止の検討にあたっては、交通事情等地域の実情や存続に向けた所在市町村の主体的な関わり方を十分考慮します。検討の結果募集停止が決定した場合は、これを公表した年度の翌々年度に実施する入学者選抜から募集停止とします。

注：学級減や募集停止の取扱い<学級数等の取扱い>（2）、<市町村に唯一所在する1学年当たり1学級の取扱い>（2）、については、令和8年度入学者（令和7年度に実施する入学者選抜）から適用を開始する。

## 2 課程・学科の配置に関する方向性

### (1) 普通科系学科（普通・理数（探究）・国際（探究）・体育・音楽）

本県の全日制1校当たりの募集学級数の平均は、平成26年度に4.20学級だったものが、令和6年度には3.65学級となり、全体的に学校の小規模化が進行しています。特に、6学級以上の普通科系の高校（普通科系の専門学科を含む）は4校のみとなっており、他県と比較しても非常に少ない数となっています。大学進学希望者の多い普通科系学科については、充実した進学指導ができる規模を必要とするため、学校の規模の維持について4学区全てで丁寧な検討を行います。

また、国の普通科改革に準じた学科の設置など、学びの充実を図るため、普通科における新たな学科・コース等の検討を行う必要があることから、以下の取扱いとします。

- 大学進学に向けた指導体制を確保するため、進学指導を充実できる規模の学校を8地区<sup>18</sup>全てに少なくとも1校は配置します。
- これからの産業構造の変化を見据えた学科やグローバル社会に対応した学科、市町村等と連携して地域創生に向けた取組みを実践する学科など、新たな学科・コース等の創設を検討します。
- 必要に応じて、普通科高校の再編（産業系学科も含めた専門学科との併設を含む）についても検討します。

### (2) 産業系学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、情報）

産業系学科を希望する中学3年生の割合は、実際の学級数の配置に比べて少ない状況にありますが、職業に関する産業系学科については、本県産業の基盤となる人材育成の場として欠かせないという社会的な要請に応える必要があります。産業イノベーション人材の育成のため地域との連携など様々な環境を整えることから、山形県産業教育審議会<sup>19</sup>答申（令和4年）も踏まえて以下の取扱いとします。

<sup>18</sup> 各学区に属する地区のこと。東学区（東南村山、西村山）、北学区（北村山、最上）、南学区（東南置賜、西置賜）、西学区（田川、飽海）で合計8地区となる。

<sup>19</sup> 山形県産業教育審議会条例に基づき、山形県が設置している審議会。産業教育に関して学識経験がある者及び関係行政機関の職員15人の委員で構成され、本県の産業教育の振興に関する事項について審議を行っている。

- 本県産業を支える人材育成の場を確保するため、各地域の産業構造やニーズ等を踏まえた専門学科を4学区（東・西・南・北）に配置します。
- 各産業分野の人材確保のため、学びの分野の維持に努めます。
- 必要に応じて普通科も含めた他学科との再編統合を検討します。

### （3） 総合学科

総合学科は特色ある系列や幅広い選択科目が開設され、生徒が興味・関心に応じて、教科・科目を選択できるなど、個性を活かした主体的な学習に対応できる特長があります。

将来の生き方や職業選択を視野に入れた自己の進路についての自覚が深まるなどの成果があり、意識調査でも一定の学習ニーズがあることから、総合学科の設置については、以下の取扱いとします。

- 生徒の興味・関心に応じた選択性の高い学びを提供するため、総合学科を4学区全てに少なくとも1校は配置します。
- 必要に応じて普通科も含めた他学科との再編統合を検討します。

### （4） 定時制・通信制

多様なニーズを支える教育を実現できる定時制・通信制については、近年は生徒の学び直しや進路変更した生徒の再スタートの場ともなっている現状を踏まえ、生徒それぞれが自分らしく成長できる場・よりどころとなる場として、以下の取扱いとします。

- 生徒の多様な学習ニーズに対応し、柔軟で個別最適な学びの場を提供するため、定時制を4学区全てに少なくとも1校は配置します。  
通信制について、生徒が学習を効率的に進めることができるよう、通学の便等に考慮したサテライト校等の配置を研究します。

### 3 学校・学科の魅力化・特色化に向けた方向性

#### (1) 普通科系学科

本県に設置されている普通科系学科については、普通科と普通科系専門学科(理数科、国際科、体育科、音楽科)があります。(※探究科は理数探究科と国際探究科の総称であり、それぞれ普通科系専門学科の理数科、国際科に該当します。)

普通科ではこれまで、大学進学を意識した教育が主に行われてきましたが、国の普通科改革により、「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の設置が可能となりました。今後は、生徒の進路や地域の実態に対応した普通科系の新しい学科の設置を検討します。

なお、探究科・普通科探究コースについては引き続き、探究学習推進のパイロット的な学科として、探究学習の深化や指導方法の発信に努めるとともに、学びの目的意識の高い生徒に対応しつつ、変化の激しい社会を生き抜く力を備えた人材の育成を目指します。

#### (2) 産業系学科

本県に設置されている産業系学科については、農業科、水産科、工業科、商業科、家庭科、看護科、情報科の7学科があります。この産業系学科では、産業に関する理解を深めながら職業観・勤労観を育てるとともに、地域産業の持続的な発展を支える職業人を育成する教育活動を展開します。また、地域の産業構造の変化やデジタル化による技術革新、産業のグローバル化等の産業界の急激な変化に対応するため、地域の企業や大学等の高等教育機関等と連携し、産業界のイノベーションを担う人材の育成が行えるよう、地域に開かれた教育課程による質の高い産業教育の実現に向けて取り組みます。

さらに、複数の産業系学科を併設した総合選択制高校については、生徒が自分の所属する専門学科での深い学びを基本としながら、学科の枠を越えた専門の学習ができる特色を生かし、例えば農業科や工業科の「ものづくり」の学習を、商業科の「ことづくり」の学習と連携させる取組みなど、生徒がアイデアを具現化し、実際に行動を起こす能力を養い、起業家精神の醸成などに繋げるような学習を展開します。

### (3) 総合学科

総合学科は生徒自身の目的意識や将来の進路希望に基づき、主体的に科目を選びながら多様な分野を学べる柔軟なカリキュラムが特長です。一例として、文系、理系、技術系、芸術系、スポーツ系など幅広い選択肢により、生徒が進学や就職、資格取得など自身の興味や目標に応じて科目を選択できる仕組みとなっています。

今後、さらなる少子化の影響により小規模となった高校では、ICTを活用した学校間連携による他校の科目履修の研究や、地域の人材や教育資源の活用を推進するとともに、国による教員の加配措置を効果的に活用するなどして教育活動の充実に努めます。

### (4) 中高一貫教育校

中高一貫教育校については、平成21年6月に策定した「山形県中高一貫教育校設置構想」において、当面、内陸地区と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には県内4学区への設置を検討するとしています。モデル校2校では、6年間の継続的、計画的な教育活動により、生徒一人一人の個性や創造性の伸長に加え、スーパーサイエンスハイスクール型の中高一貫教育が行われ、特に探究学習の推進による学習の充実が図られています。

併設型中高一貫教育校の今後の設置については、統合が進む地元市町村立中学校の生徒数に大きな影響を与える可能性があるため、モデル校2校を参考に、地域の声を聞きながら丁寧に検討を進めます。

### (5) 定時制・通信制

本県ではこれまで、内陸地域に定時制（普通科、午前の部・午後の部・夜の部）及び通信制（普通科）を併設した霞城学園高校、庄内地域に全日制（総合学科）、定時制（総合学科・昼の部）、通信制（普通科）を併設した庄内総合高校を設置し、多様な教育ニーズに対応してきました。さらに、高校中途退学者や不登校経験者等の増加により、昼間の「学び直し」の場を確保することが急務となっている状況を踏まえ、夜間定時制を順次昼間定時制へ移行するなど、多様な生徒の学習の場を整備しています。

近年は、小・中学校において不登校経験を持つ生徒や高校を中退した生徒、大きな集団での教育に馴染めない生徒等、多様な背景や価値観を持つ生徒が在籍しており、誰一人取り残さない、多様な生徒に対応できるようなさらなる支援が必要です。

今後は、通信制課程で学ぶ生徒が増加傾向にあること等を踏まえ、多様なニーズを支える教育環境の実現に向け、さらに研究を進めていきます。

## (6) 小規模校

### ① ハイブリッド型の授業など学校間の連携充実

キャンパス制による連携交流が平成 25 年度より実施され、合同での学校行事や生徒会活動、部活動、ボランティア活動などを通して教育活動を充実してきた一方、キャンパス制を組む高校それぞれが少人数化し、スケールメリットを活かした活動が困難になりつつあります。今後は参集型の連携に加え、ICT機器の活用を強化し、従来の対面授業と遠隔授業を併用したハイブリッド型の授業を推進します。例えば、座学（知識）は遠隔授業で、実験・実習（技能）は対面授業で行うような授業間の連携や、オンラインを用いて共通の課題に対してディスカッションや交流活動を行い、多様な価値観に触れるとともに言語活動の充実を図るなど、学校間連携による学びを地域や場所の制約にとらわれない連携に拡充します。

また、農業高校、水産高校、一部の工業高校などの単科型の専門高校は、それぞれ小規模化が進行している高校もありますが、実習施設の移設が困難なことや、地域産業との密接な関連性があるなど、他校との統合には解決すべき課題が多くあります。今後は、地域の産業人材育成の観点を含め、学校や地域の実情に十分配慮し、オンラインを活用した学校間連携や校舎制などを研究することにより、小規模な高校の学びの環境の整備と充実に努めます。

### ② 地域との連携強化

自治体に唯一所在する小規模校においては、地元自治体の支援を得ながら、地域と連携した特色ある教育活動が行われています。特に1学年当たり1学級の高校では、地元自治体と学校魅力化地域連携協議会を組織し、社会に開かれた教育課程のもと、地域をフィールドとした探究学習やキャリア教育が実践されています。

こうした取組みを通して、地域の伝統行事や地域活動の担い手の確保に貢献すること、また、地域で活躍する卒業生や職業人が生徒にとって良きロールモデルとなり、持続可能な地域の形成に繋がることが期待されています。

今後は、県全体の小規模校の在り方に関する検討委員会等を設置し、地域の資源や人材を活用した学びを推進するための検討を進めます。

### ③ 県外生の受入れ推進

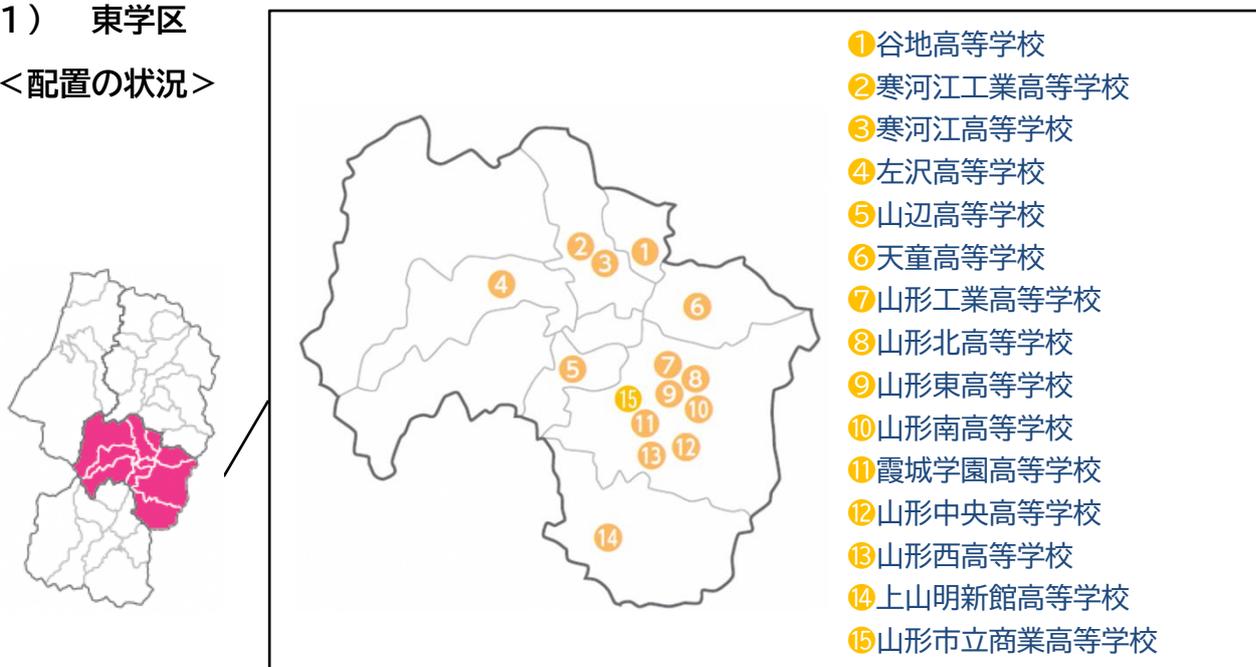
県外生の受入れは多様な価値観を持つ生徒同士の関わりを通じて視野が広がるだけでなく、県外で学ぼうとする高い意欲が県内生を含む多くの生徒の向上心を刺激し、主体的に取り組む姿勢を養うことに繋がります。また、新たな人間関係を築くことは対話的な学びを促進します。その高い教育効果による学びの好循環は学校の魅力に繋がることから、今後も地域からの支援や協力のもと、県外生の受入れを推進します。

## 4 県立高校の配置に関する各地区の方向性

各地区の具体的な入学定員の設定に当たっては、各地区の中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況など、地域の実情を十分に考慮し、学区ごとに検討することとします。

### (1) 東学区

#### <配置の状況>



#### 【全日制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
東南村山	山形東	4		2												6	○
	山形南	5	1													6	
	山形西	5														5	○
	山形北	4				1										5	
	山形工業							5								5	
	山形中央	4			2											6	
	上山明新館	4					1		1							6	
	天童													3	3	3	○
	山辺										2	1				3	
	山形市立商業								7							7	
西村山	寒河江	5														5	○
	寒河江工業							3								3	
	谷地	2														2	
	左沢													1	1	1	○
県立 13 校 市立 1 校		33	1	2	2	1	1	8	8	0	2	1	0	4	63	5 校	
			39 61.9%				20 31.7%					4 6.3%					

## 【定時制】

学 校 名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
		理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
東南村山 震城学園	3														3	○
県立1校	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1校	
		3 100.0%				0 0.0%							0 0.0%			

## 【各地区の中学校卒業生数の推移】

	東学区			東南村山地区			西村山地区		
	H26	R6	R16	H26	R6	R16	H26	R6	R16
中学校卒業生数	4,369	3,726	2,974	3,556	3,084	2,477	813	642	497
対H26・R6		-643	-752		-472	-607		-171	-145

(注意) 山形市立商業高等学校は県立高校ではありませんが、以下で公立高校のデータを扱うため、併せて記載しています。

### ① 東南村山地区

#### <現状と課題>

平成29年4月に山形西高校に単位制を導入したほか、平成30年4月に山形東高校に単位制を導入及び、探究科を設置しました。東南村山地区の再編整備については、他地区の再編状況を踏まえながら、7教振期間中に検討することとしました。西村山地区及び北村山地区からの入学者の流入も多く、特に山形市内の公立高校（全日制）の入学定員の充足率<sup>20</sup>は98.8%と、他の地区に比較して高い状況にあります。

この地区では、今後10年間で中学校卒業生数が600人程度減少すると予想され、少子化による影響は都市部にも及ぶことから、有識者による検討委員会を設置し、東学区の高校教育の在り方について検討する中で、東南村山地区についても検討を行います。

<sup>20</sup> 入学定員に対する入学者数の割合のこと。令和7年度の公立高校(全日制)の地区ごとの充足率は、東南村山94.2%、西村山65.04%、北村山60.0%、最上44.5%、東南置賜75.0%、西置賜59.3%、田川81.7%、飽海84.9%となっている。

## ② 西村山地区

### <現状と課題>

平成 23 年 3 月に「西村山地区の県立高校再編整備計画」を策定しました。これに基づき、平成 25 年 4 月に、寒河江高校と谷地高校、寒河江工業高校と左沢高校の間にキャンパス制を、寒河江高校に単位制を導入しました。

また、寒河江高校農業科を募集停止するとともに、左沢高校を総合学科に改編し、系列の一つとして果樹園芸系列を設け、農業教育を引き継ぎました。さらに、平成 30 年 4 月に寒河江高校に普通科探究コースを設置し、進学希望や学習要求へのきめ細やかな対応を図っています。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 150 人程度減少するため、有識者による検討委員会を設置し、東学区の高校教育の在り方について検討する中で、西村山地区についても検討を行います。なお、1 学年当たり 1 学級の小規模となっている高校については、検討委員会での検討とともに、小規模校が所在する地域との意見交換を実施します。

## (2) 北学区

### <配置の状況>

(令和8年4月)



### 【全日制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
北村山	村山産業						2	2	1							5	
	東桜学館	5														5	○
	北村山														3	3	○
最上	新庄志誠館	3		2												5	○
	//最上校	1														1	
	新庄神室産業						2	2	1							5	
	//金山校	1														1	○
	//真室川校	1														1	
県立8校 (含分校3)		11	0	2	0	0	4	4	2	0	0	0	0	3			
			13 50.0%				10 38.5%							3 11.5%	26	4校	

### 【定時制】

学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
		理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
最上 新庄志誠館	1														1	○
県立1校		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1校
			1 100.0%				0 0.0%							0 0.0%		

	北学区			北村山地区			最上地区		
	H26	R6	R16	H26	R6	R16	H26	R6	R16
中学校卒業生数	1,624	1,353	1,041	851	814	639	773	539	402
対H26・R6		-271	-312		-37	-175		-234	-137

## ① 北村山地区

### <現状と課題>

平成 22 年 1 月に「北村山地区の県立高校再編整備計画」を策定し、これに基づき、平成 26 年 4 月に村山農業高校と東根工業高校を統合して村山産業高校が開校しました。また、平成 28 年 4 月に、楯岡高校を母体とする県立高校と、新たに設置する県立中学校を併設した、中高一貫教育校の東桜学館中学校・高校を東根市に開校しました。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 180 人程度減少するため、有識者による検討委員会を設置し、北学区の高校教育の在り方について検討する中で、北村山地区についても検討を行います。

## ② 最上地区

### <現状と課題>

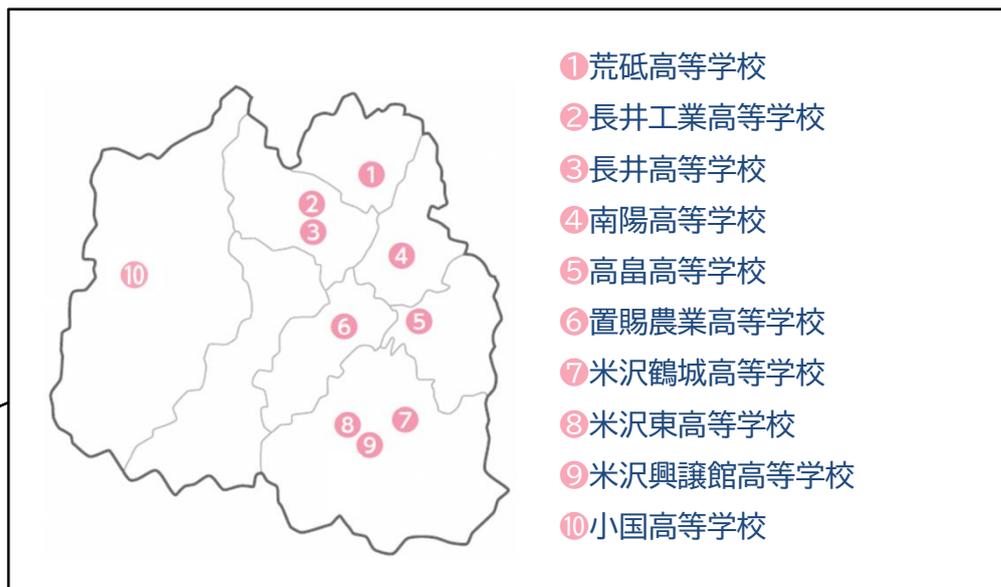
平成 23 年 3 月に「最上地区の県立高校再編整備計画」を策定しました。これに基づき、平成 26 年 4 月に金山高校を新庄南高校の分校とするとともに、新庄北高校と新庄北高校最上校、新庄南高校と新庄南高校金山校の間にキャンパス制を、新庄北高校に単位制を導入しました。また、平成 27 年 4 月に真室川高校を新庄神室産業高校の分校とし、両校間にキャンパス制を導入したほか、平成 30 年 4 月には新庄北高校に普通科探究コースを設置しました。

さらに、令和 2 年 3 月に最上地区の県立高校再編整備計画（第 2 次計画）を策定し、これに基づき、令和 6 年 4 月に新庄南高校の商業科を募集停止し、新庄神室産業高校に商業科を新設しました。加えて、新庄北高校と新庄南高校（普通科）を統合した新庄志誠館高校が令和 8 年 4 月に開校を迎え、定時制についても令和 9 年度の昼間定時制移行に向けて準備が進められています。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 140 人程度減少するため、有識者による検討委員会を設置し、北学区の高校教育の在り方について検討する中で、最上地区についても検討を行います。なお、1 学年当たり 1 学級の小規模となっている高校については、検討委員会での検討とともに、小規模校が所在する地域との意見交換を実施します。

### (3) 南学区

<配置の状況>



【全日制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門						総合	計	単位制	
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護				情報
東南置賜	米沢興讓館	3		2											5	○
	米沢東	4													4	○
	米沢鶴城							5	2						7	
	置賜農業						2								2	
	南陽	4													4	
	高畠													2	2	○
西置賜	長井	5													5	○
	長井工業							3							3	
	荒砥													1	1	○
	小国	1													1	
県立 10 校		17	0	2	0	0	2	8	2	0	0	0	0	3	34	5 校
		19 55.9%				10 35.3%						3 8.8%				

【定時制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門						総合	計	単位制	
			理数	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
東南置賜	米沢鶴城													1	1	○
県立 1 校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1 校
		0 0.0%				0 0.0%						1 100.0%				

	南学区			東南置賜地区			西置賜地区		
	H26	R6	R16	H26	R6	R16	H26	R6	R16
中学校卒業生数	2,073	1,716	1,299	1,522	1,277	915	551	439	314
対H26・R6		-357	-417		-245	-362		-112	-125

## ① 東南置賜地区

### <現状と課題>

平成 23 年 4 月に米沢東高校に単位制を導入、平成 30 年 4 月には米沢興譲館高校に探究科を設置し、単位制を導入しました。

令和 2 年 3 月に「東南置賜地区の県立高校再編整備計画」を策定し、米沢工業高校と米沢商業高校を統合した米沢鶴城高校が令和 7 年 4 月に開校し、さらに定時制が令和 8 年 4 月から昼間定時制に移行します。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 420 人程度減少するため、有識者による検討委員会を設置し、南学区の高校教育の在り方について検討する中で、「東南置賜地区の県立高校再編整備計画」の第 2 次計画も合わせて検討を行います。

## ② 西置賜地区

### <現状と課題>

平成 23 年 3 月に「西置賜地区の県立高校再編整備計画」を策定しました。これに基づき、平成 25 年 4 月に、長井高校に単位制を導入するとともに、荒砥高校を総合学科に改編し、長井工業高校と荒砥高校の間にキャンパス制を導入しました。なお、小国高校については、近隣の高校との距離が遠く、学校間の連携・交流が困難なことから、キャンパス制の導入は現実的ではないと判断し、特に配慮を要する高校と捉え、単独校として教育内容の充実を図ることとしています。また、平成 30 年 4 月に長井高校に普通科探究コースを設置しました。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 130 人程度減少するため、有識者による検討委員会を設置し、南学区の高校教育の在り方について検討する中で、西置賜地区についても検討を行います。なお、1 学年当たり 1 学級の小規模となっている高校については、検討委員会での検討とともに、小規模校が所在する地域との意見交換を実施します。

(4) 西学区

<配置の状況>



- ① 遊佐高等学校
- ② 酒田西高等学校
- ③ 酒田光陵高等学校
- ④ 酒田東高等学校
- ⑤ 庄内総合高等学校
- ⑥ 庄内農業高等学校
- ⑦ 鶴岡中央高等学校
- ⑧ 加茂水産高等学校
- ⑨ 致道館高等学校
- ⑩ 鶴岡工業高等学校

【全日制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報			
田川	致道館	5	2												7	○
	鶴岡工業							5							5	
	鶴岡中央	3												3	6	○
	加茂水産									1					1	
	庄内農業						2								2	
	庄内総合													2	2	○
飽海	酒田東	3		2											5	○
	酒田西	3													3	○
	酒田光陵	2						3	2				1		8	○
	遊佐													1	1	○
県立 10 校		16	2	2	0	0	2	8	2	1	0	0	1	6	40	7 校
			20 50.0%				14 35.0%					6 15.0%				

【定時制】

地区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制
			理数	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
田川	庄内総合													1	1	○
飽海	酒田西	1													1	○
県立 2 校		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2 校
			1 50.0%				0 0.0%					1 50.0%				

	西学区			田川地区			飽海地区		
	H26	R6	R16	H26	R6	R16	H26	R6	R16
中学校卒業生数	2,784	2,126	1,521	1,567	1,243	926	1,090	883	595
対H26・R6		-658	-605		-324	-317		-207	-288

## ① 田川地区

### <現状と課題>

平成 31 年 3 月に田川地区の県立高校再編整備計画（第 2 次計画）を策定し、令和 2 年度に鶴岡南高校山添校を募集停止としたほか、令和 4 年 4 月に庄内総合高校に昼間定時制・通信制を新設するとともに、鶴岡工業高校定時制の募集停止、鶴岡南高校通信制の閉課程を行いました。令和 6 年 4 月には、鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合し、県立中学校を新設し、庄内地域初となる併設型中高一貫教育校である致道館中学校・高校を開校しました。

第 2 次計画では、庄内農業高校と加茂水産高校の小規模化に伴い、鶴岡中央高校との校舎制の導入等を検討するとしていました。

この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 320 人程度減少するため、有識者等による検討委員会を設置し、西学区の高校教育の在り方について検討する中で、田川地区の高校の校舎制等についても検討を行います。

## ② 飽海地区

### <現状と課題>

酒田市が開催した「酒田市の明日を担う高校教育市民懇話会」による提案を踏まえ、県教育委員会が平成 17 年 3 月に「酒田新高校構想」を策定しました。これに基づき、平成 24 年 4 月に、酒田市内の公立高校 4 校を統合して、酒田光陵高校を開校するとともに、酒田商業高校定時制を廃止し、独立校舎を持つ酒田西高校定時制を新設しました。

さらに、平成 27 年 4 月に遊佐高校を総合学科に改編し、平成 30 年 4 月には、酒田東高校に探究科を設置するとともに、酒田西高校定時制を昼間定時制に移行しました。

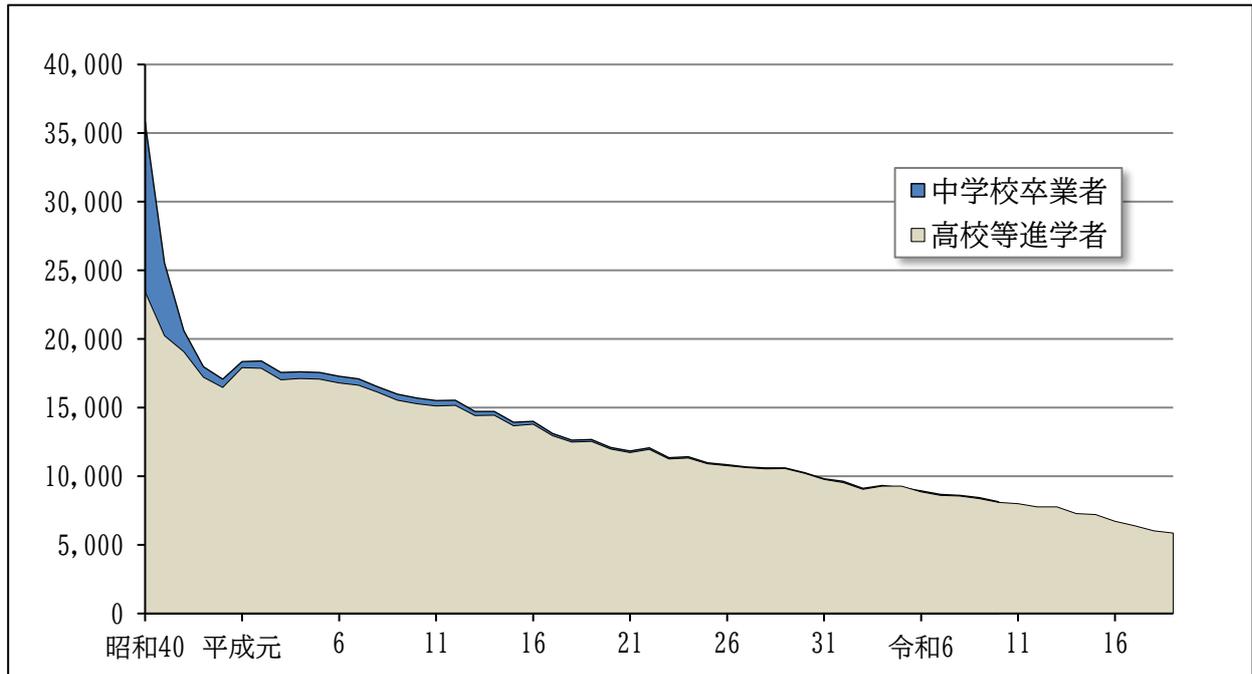
この地区では、今後 10 年間で中学校卒業生数が 290 人程度減少するため、有識者等による検討委員会を設置し、西学区の教育の在り方について検討する中で、飽海地区についても検討を行います。なお、1 学年当たり 1 学級の小規模となっている高校については、検討委員会での検討とともに、小規模校が所在する地域との意見交換を実施します。

# 資料編

## 目 次

資料 1 .....	34
資料 2 .....	35
資料 3 .....	36
資料 4 .....	37
資料 5 .....	38
資料 6 .....	39
資料 7 .....	40
資料 8 .....	41
資料 9 .....	47

## 山形県の中学校卒業生数・高校等進学者数の推移・推計



年	中学校卒業生	高校等進学者 (通信制を含む)	高校等進学率
昭和40	35,820	23,438	65.4%
45	25,534	20,231	79.2%
50	20,620	19,081	92.5%
55	17,978	17,208	95.7%
60	17,064	16,466	96.5%
平成元	18,363	17,903	97.5%
6	17,280	16,805	97.3%
11	15,520	15,123	97.4%
14	14,722	14,444	98.1%
15	13,935	13,680	98.2%
16	13,996	13,788	98.5%
17	13,130	12,948	98.6%
18	12,623	12,485	98.9%
19	12,689	12,541	98.8%
20	12,094	11,975	99.0%
21	11,841	11,734	99.1%
22	12,064	11,957	99.1%
23	11,343	11,260	99.3%
24	11,413	11,330	99.3%
25	10,977	10,910	99.4%
26	10,850	10,780	99.4%
27	10,684	10,620	99.4%
28	10,616	10,544	99.3%
29	10,610	10,554	99.5%
30	10,269	10,213	99.5%

年	中学校卒業生	高校等進学者 (通信制を含む)	高校等進学率
平成31	9,808	9,763	99.5%
令和2	9,630	9,528	98.9%
3	9,116	9,058	99.4%
4	9,327	9,276	99.5%
5	9,162	9,275	99.2%
6	8,921	8,861	99.3%
7	8,676	8,607	99.2%
8	8,592	8,532	99.3%
9	8,379	8,320	99.3%
10	8,130	8,073	99.3%
11	8,060	8,004	99.3%
12	7,819	7,764	99.3%
13	7,849	7,794	99.3%
14	7,327	7,276	99.3%
15	7,183	7,133	99.3%
16	6,765	6,718	99.3%
17	6,463	6,418	99.3%
18	6,073	6,030	99.3%
19	5,874	5,833	99.3%
20	5,639	5,600	99.3%

推計値

※令和8年から16年までの中学校卒業生数は、令和7年度学校基本調査による在籍数である。

※令和17年から20年までの中学校卒業生数は、市町村教育委員会調査による幼年人口である。

※令和8年以降の高校等進学率は、直近5年間の平均値の99.3%として推計した。

※「高校等進学者」とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校高等部への進学者を意味する。

## 市町村ごとの中学校卒業生数の推移

令和7年12月 高校未来創造室まとめ

卒業年		H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	R18年	R19年	R20年	
東学区	東南村山	合計	3,181	3,194	3,109	3,151	3,117	3,084	3,018	2,983	2,905	2,914	2,884	2,861	2,868	2,693	2,647	2,477	2,393	2,288	2,244	2,213
		対前年	-271	13	-85	42	-34	-33	-66	-35	-78	9	-30	-23	7	-175	-46	-170	-84	-105	-44	-31
	西村山	合計	729	697	674	685	671	642	618	595	615	615	583	574	580	518	540	497	452	448	434	384
		対前年	-58	-32	-23	11	-14	-29	-24	-23	20	0	-32	-9	6	-62	22	-43	-45	-4	-14	-50
	東学区計		3,910	3,891	3,783	3,836	3,788	3,726	3,636	3,578	3,520	3,529	3,467	3,435	3,448	3,211	3,187	2,974	2,845	2,736	2,678	2,597
	北学区	北村山	合計	906	950	850	900	911	814	819	841	772	692	738	708	756	689	664	639	629	602	538
対前年			8	44	-100	50	11	-97	5	22	-69	-80	46	-30	48	-67	-25	-25	-10	-27	-64	-18
最上		合計	706	666	597	619	582	539	519	505	532	515	527	522	459	454	398	402	355	318	308	287
		対前年	-14	-40	-69	22	-37	-43	-20	-14	27	-17	12	-5	-63	-5	-56	4	-47	-37	-10	-21
北学区計		1,612	1,616	1,447	1,519	1,493	1,353	1,338	1,346	1,304	1,207	1,265	1,230	1,215	1,143	1,062	1,041	984	920	846	807	
南学区		東南置賜	合計	1,364	1,352	1,272	1,310	1,258	1,277	1,200	1,204	1,201	1,110	1,079	1,023	1,003	941	964	915	847	795	768
	対前年		-80	-12	-80	38	-52	19	-77	4	-3	-91	-31	-56	-20	-62	23	-49	-68	-52	-27	-25
	西置賜	合計	507	480	421	422	450	439	401	437	416	410	370	356	338	340	320	314	284	266	228	220
		対前年	33	-27	-59	1	28	-11	-38	36	-21	-6	-40	-14	-18	2	-20	-6	-30	-18	-38	-8
	南学区計		1,871	1,832	1,693	1,732	1,708	1,716	1,601	1,641	1,617	1,520	1,449	1,379	1,341	1,281	1,284	1,229	1,131	1,061	996	963
	西学区	田川	合計	1,364	1,306	1,279	1,342	1,282	1,243	1,234	1,172	1,208	1,101	1,120	1,051	1,101	1,005	971	926	895	820	821
対前年			-64	-58	-27	63	-60	-39	-9	-62	36	-107	19	-69	50	-96	-34	-45	-31	-75	1	-56
飽海		合計	1,051	985	914	898	891	883	867	855	730	773	759	724	744	687	679	595	608	536	533	507
		対前年	-15	-66	-71	-16	-7	-8	-16	-12	-125	43	-14	-35	20	-57	-8	-84	13	-72	-3	-26
西学区計		2,415	2,291	2,193	2,240	2,173	2,126	2,101	2,027	1,938	1,874	1,879	1,775	1,845	1,692	1,650	1,521	1,503	1,356	1,354	1,272	
県全体		9,808	9,630	9,116	9,327	9,162	8,921	8,676	8,592	8,379	8,130	8,060	7,819	7,849	7,327	7,183	6,765	6,463	6,073	5,874	5,639	
対前年		-461	-178	-514	211	-165	-241	-245	-84	-213	-249	-70	-241	30	-522	-144	-418	-302	-390	-199	-235	
R8.4現在		23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	6歳	5歳	4歳	

※令和7年（3月卒業）までは年度の学校基本調査による。

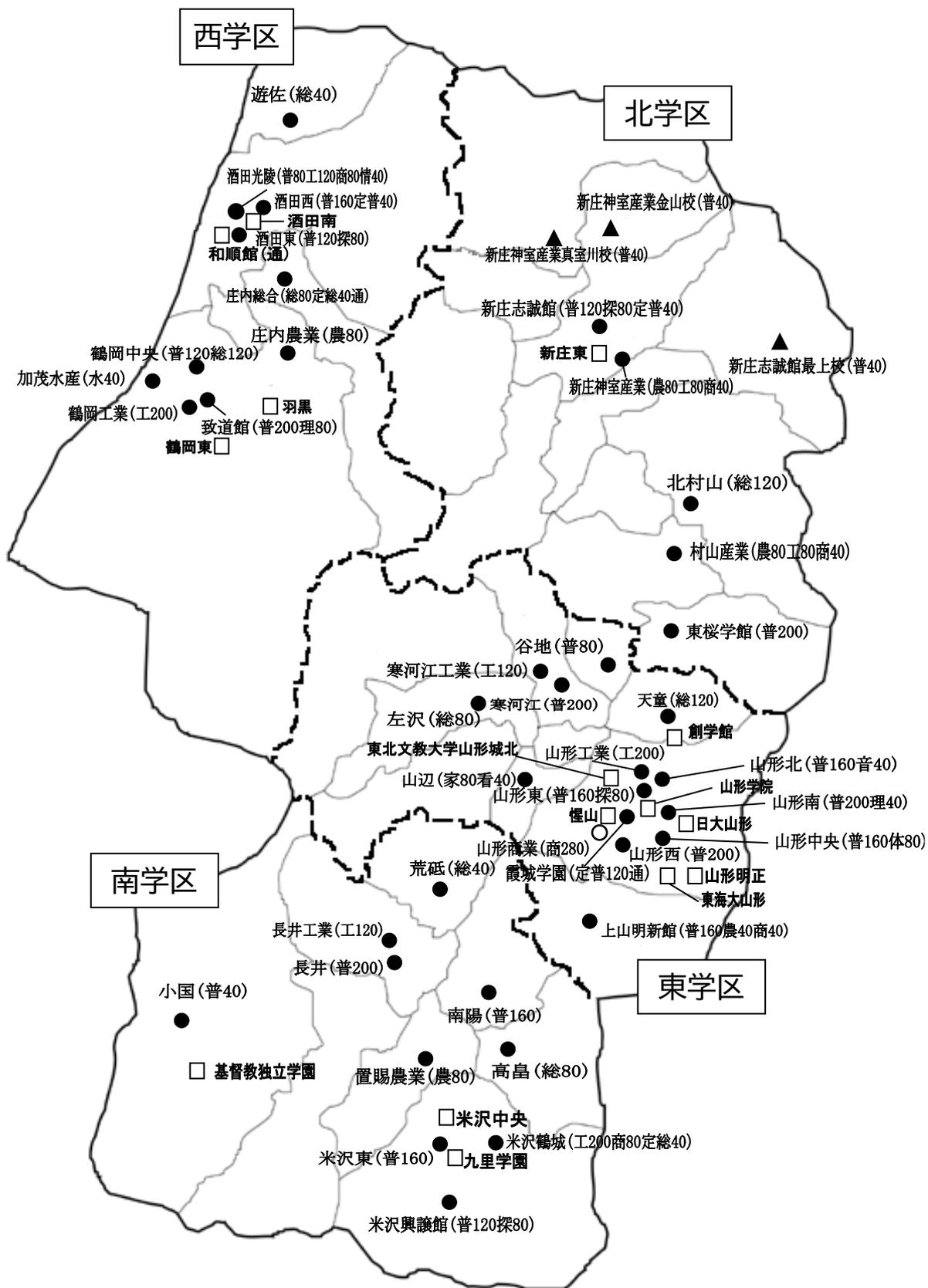
※令和8年～令和15年までは令和7年度学校基本調査の学年別児童生徒数、令和16年からは市町村教育委員会調査の幼年人口による。

※「卒業年」は、例えば「R7年」は令和7年3月の中学校卒業を表す。



## 令和8年度山形県高等学校の配置図

- 県立高校本校、 ▲ 県立高校分校、 ○ 市立高校、 □ 私立高校  
 ( ) 内は学科名と1学年当たりの入学定員



## 令和8年度山形県公立高校入学者定員学級数一覧

## 1 全日制

学区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
東	山形東	4		2												6	○
	山形南	5	1													6	
	山形西	5														5	○
	山形北	4				1										5	
	山形工業							5								5	
	山形中央	4			2											6	
	上山明新館	4					1		1							6	
	天童														3	3	○
	山辺										2	1				3	
	寒河江	5							3							5	○
	寒河江工業								3							3	
	谷地	2														2	
	左沢														1	1	○
	山形市立商業								7							7	
計	県立13校 市立1校	33	1	2	2	1	1	8	8	0	2	1	0	4	4	63	5校
				39					20					4	6.3%		
				61.9%					31.7%								
北	村山産業						2	2	1						5		
	東桜学館	5													5	○	
	北村山													3	3	○	
	新庄志誠館	3		2											5	○	
	新庄志誠館最上校	1													1		
	新庄神室産業						2	2	1						5		
	新庄神室産業金山校	1													1	○	
	新庄神室産業真室川校	1													1		
計	県立8校(含分校3)	11	0	2	0	0	4	4	2	0	0	0	0	3	3	26	4校
				13					10					3	11.5%		
				50.0%					38.5%								
南	米沢興譲館	3		2											5	○	
	米沢東	4													4	○	
	米沢鶴城							5	2						7		
	置賜農業						2								2		
	南陽	4													4		
	高畠													2	2	○	
	長井	5													5	○	
	長井工業							3							3		
	荒砥														1	1	○
	小国	1													1		
計	県立10校	17	0	2	0	0	2	8	2	0	0	0	0	3	3	34	5校
				19					12					3	8.8%		
				55.9%					35.3%								
西	致道館	5	2												7	○	
	鶴岡工業							5							5		
	鶴岡中央	3												3	6	○	
	加茂水産									1					1		
	庄内農業						2								2		
	庄内総合													2	2	○	
	酒田東	3		2											5	○	
	酒田西	3													3	○	
酒田光陵	2						3	2				1		8	○		
遊佐														1	1	○	
計	県立10校	16	2	2	0	0	2	8	2	1	0	0	1	6	6	40	7校
				20					14					6	15.0%		
				50.0%					35.0%								
総計	県立41校(含分校3) 市立1校	77	3	8	2	1	9	28	14	1	2	1	1	16	16	163	21校
				91					56					16	9.8%		
				55.8%					34.4%								

## 2 定時制

学区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	単位制	
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報				
東	霞城学園	3													3	○	
北	新庄志誠館	1													1	○	
南	米沢鶴城													1	1	○	
西	庄内総合													1	1	○	
	酒田西	1												1	1	○	
計	県立5校	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	5校
				5					0					2	28.6%		
				71.4%					0.0%								

## 3 全日制+定時制

学区	学校名	普通	普通系専門				職業に関する専門							総合	計	学校数
			理数	探究	体育	音楽	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報			
計	学級数	82	3	8	2	1	9	28	14	1	2	1	1	18	170	県立42 ・本校39 ・分校3 市立1
	比率	48.2%	1.8%	4.7%	1.2%	0.6%	5.3%	16.5%	8.2%	0.6%	1.2%	0.6%	0.6%	10.6%		
	学級数			96						56				18		
	比率			56.5%						32.9%				10.6%		

## 令和7年度 大学科別構成比（公立高校）

富山県教育委員会調査

区分	総定員	普通科及び専門教育を主とする学科（普通系）								専門教育を主とする学科（職業系）										総合 学科	
		普通 科	専門教育を主とする学科（普通系）							小計	農業	水産	工業	商業	家庭	看護	福祉	情報	その 他		小計
			理数 関係	語学 関係	国際 関係	体育 関係	芸術 関係	その 他													
前年 全国	671,794	64.0	1.3	0.3	0.7	0.4	0.4	1.4	68.5	4.1	0.5	10.0	7.3	1.2	0.2	0.4	0.1	0.2	24.0	7.6	
全 国	660,732	63.8	1.2	0.2	0.7	0.4	0.4	1.5	68.4	4.1	0.5	10.0	7.3	1.2	0.2	0.4	0.1	0.2	24.0	7.6	
北 海 道	29,606	66.9	1.1	0.4		0.3	0.1	0.8	69.6	4.9	1.2	7.7	8.9	0.4	0.4	0.1			23.6	6.7	
青 森	7,135	56.6	0.6		0.6	1.7		0.4	59.8	5.9	1.5	13.7	8.4	1.7	0.6				31.7	8.4	
岩 手	8,795	47.7						10.0	57.7	5.9	0.9	14.1	9.1	1.8					31.8	10.5	
宮 城	13,580	64.7	1.2	0.6	0.3	0.9	0.3	0.3	68.2	4.7	1.5	10.9	7.4	0.9	0.3	0.3			25.9	5.9	
秋 田	6,668	60.3	3.1		1.0				64.5	7.9	1.0	14.7	7.3	0.5		0.5	0.5		32.5	3.0	
山 形	6,560	48.8	3.7		1.8	1.2	0.6		56.1	5.5	0.6	17.1	8.5	1.2	0.6		0.6		34.1	9.8	
福 島	11,580	46.6	1.0		1.7	0.3	0.3	3.5	53.5	8.6	1.0	15.4	10.3	0.3					35.8	10.7	
茨 城	17,630	68.3	0.7		0.5		0.9		70.3	3.4	0.7	9.5	7.7	1.4	0.2	0.2			23.1	6.6	
栃 木	10,795	58.2	0.4			0.7			59.3	6.7	0.2	12.2	8.2	2.6		0.8			30.7	10.0	
群 馬	11,382	57.5	1.3		0.7	0.4	0.3		60.2	6.0		12.3	12.0			0.4			30.7	9.1	
埼 玉	35,400	74.2	0.8	0.9	0.1	0.5	1.0	0.1	77.6	2.7		7.0	6.5	0.9	0.2	0.2			17.5	4.9	
千 葉	30,040	78.7	1.2		1.2	0.5	0.1		81.8	2.8	0.3	3.9	4.3	0.8	0.1	0.1	0.3		12.5	5.7	
東 京	41,628	77.6	0.2		0.5	0.2	0.4		78.9	1.5	0.2	7.2	4.1	0.9		0.2		1.3	15.4	5.7	
神 奈 川	40,738	81.7	0.7		0.6	0.4	0.5		83.8	1.5	0.4	5.4	2.5	0.2		0.5		0.6	11.1	5.1	
新 潟	12,310	60.1	2.6	0.6	0.6		0.3	1.0	65.3	5.2	0.6	11.0	6.5	1.0					24.3	10.4	
富 山	6,024	53.1			2.0			4.0	59.0	2.5	1.0	16.2	10.6	2.0	0.7	0.5			33.5	7.5	
石 川	7,360	64.1	1.6			1.1		0.3	67.1	2.2		14.7	6.5		0.5	0.5		0.5	25.0	7.9	
福 井	4,621	48.2			1.0			14.0	63.3	5.6	1.3	14.5	12.2	2.6		0.5			36.7		
山 梨	4,910	56.8	1.6					2.3	60.8	4.0		12.0	7.2						23.2	16.0	
長 野	13,080	63.3	1.5		1.8	0.3	0.3	1.2	68.5	7.0		9.8	6.4	1.2					24.5	7.0	
岐 阜	12,885	53.6	1.8				0.6		56.0	7.0		12.4	12.6	4.2		0.8	0.6		37.6	6.4	
静 岡	17,410	61.5	2.5	0.2	0.7	0.2	0.7	0.7	66.6	4.1	1.1	10.1	9.4	0.2		0.8			25.8	7.6	
愛 知	41,080	66.6	0.3	0.1	0.5	0.3	0.3		68.1	2.7	0.4	10.2	7.3	2.2	0.2	0.4			23.5	8.5	
三 重	10,240	52.1	2.7	1.6	0.8	0.4		0.8	58.4	5.0	0.8	13.4	8.8	3.1	0.4	1.1	0.8		33.4	8.2	
滋 賀	9,480	66.2	0.8			0.4	0.8	0.4	68.8	4.2		7.6	5.5	0.8					18.1	13.1	
京 都	11,495	71.6	1.6			0.3	1.1	11.2	85.9	3.1	0.7	4.7	2.3			0.3	0.7		11.8	2.3	
大 阪	36,401	56.2	1.6	0.3	3.3	1.1	1.0	10.2	73.8	1.1		6.8	2.5			0.1		0.8	11.3	15.0	
兵 庫	29,960	67.4	1.3		1.3	0.4	0.3	0.3	71.0	2.9	0.1	8.3	4.9	0.7	0.3	0.5			17.8	11.2	
奈 良	7,457	63.8	2.1		4.8	1.1	1.4		73.2	3.0		8.0	8.0	1.6			1.1		21.7	5.1	
和 歌 山	6,570	58.2	4.3		1.2	0.6	0.6		64.9	3.4		11.6	10.4		0.6				26.0	9.1	
鳥 取	3,728	54.6	1.1						55.7	6.6	2.0	14.3	8.2	3.1		1.0	1.0		36.2	8.2	
島 根	5,043	53.7	5.6		0.6	0.8			60.6	6.3	3.2	10.3	11.7						31.4	7.9	
岡 山	11,065	50.2	1.8		0.4	0.7		1.1	54.2	4.2		15.5	14.1	3.6	1.1	0.4	0.4	0.7	40.0	5.8	
広 島	15,300	61.8			0.3	0.5			62.6	3.9		9.4	7.6	1.6	0.3	0.3			23.0	14.4	
山 口	7,200	50.9		0.4				5.4	56.7	4.2	0.7	17.2	11.5	1.4	0.6			0.4	35.9	7.4	
徳 島	4,990	60.0	3.9	0.8		1.2	0.9		66.8	4.7	0.6	9.1	9.1	1.8	0.8	0.6			26.8	6.4	
香 川	5,795	62.0	1.1	0.7			1.2	1.2	66.1	5.3	0.9	11.3	6.6	1.6	1.2	0.5	1.1		28.5	5.4	
愛 媛	9,030	62.8	1.1		0.2	0.4			64.6	7.9	1.0	12.0	10.2	0.4					31.5	4.0	
高 知	5,090	49.3	0.8		1.6		0.6	1.6	53.8	7.9	1.6	14.9	10.2		0.6				35.2	11.0	
福 岡	24,280	69.0	1.2	0.7	0.2		0.2		71.2	3.3	0.7	9.7	5.3	2.3		0.2	0.2		21.6	7.2	
佐 賀	5,720	50.0	2.1				0.7		52.8	7.5		15.4	13.1	3.5					39.5	7.7	
長 崎	8,840	49.3	2.3	1.4	2.7		0.2		55.8	6.8	0.9	13.6	10.0	1.4	0.5	0.3	0.9		34.2	10.0	
熊 本	11,425	53.8	1.4	0.4			0.7	0.4	56.6	11.6	0.4	15.4	10.5	1.1		1.1			39.9	3.5	
大 分	6,880	55.9	0.6	0.6			1.2		58.2	5.3	0.6	16.6	9.1	0.4		1.6	1.2		34.7	7.0	
宮 崎	7,360	45.7	4.3						50.0	8.7	1.6	16.8	14.1	3.3		2.2			46.7	3.3	
鹿 児 島	11,806	46.8	1.0			1.0	0.7	2.0	51.6	6.4	1.0	15.2	16.3	4.4	0.7	1.0		0.7	45.7	2.7	
沖 縄	14,360	57.4	0.8	1.4		0.6	0.3	4.7	65.2	6.1	0.8	11.1	9.7	1.4		0.6	0.8		30.6	4.2	

## 令和7年度 募集学級数別学校数（都道府県立 本校+分校）

富山県教育委員会調査

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15～	全学校数	全クラス数	1校平均
全 国	161	253	324	471	456	550	355	337	137	25	8				2	3,079	15,892	5.16
北 海 道	51	29	18	21	26	13	12	14								184	651	3.54
青 森	3	4	8	5	8	15										43	185	4.30
岩 手	10	11	8	9	10	7	3	1								59	213	3.61
宮 城	3	6	9	9	5	20	7	5								64	312	4.88
秋 田	2	6	6	7	11	9	1									42	176	4.19
山 形	8	6	6	3	11	5	2	1								42	157	3.74
福 島	8	5	3	19	11	15	6									67	290	4.33
茨 城	2	3	15	15	11	29	5	7	1							88	442	5.02
栃 木		4	5	22	12	7	6	2								58	271	4.67
群 馬		10	5	12	14	7	8	1								57	259	4.54
埼 玉		1	4	13	22	17	20	25	23						1	126	845	6.71
千 葉		1	20	17	14	15	11	36	3						1	118	699	5.92
東 京	3	2	2	22	34	44	26	42	2							177	1,071	6.05
神 奈 川		1		7	6	22	38	29	20	7						130	940	7.23
新 潟	9	14	18	10	11	6	5	3	2							78	299	3.83
富 山	1		6	10	7	7	2	1								34	□158	4.65
石 川		7	11	6	2	3	2	3	2	2						38	175	4.61
福 井			2	6	4	1	5	5	1							24	140	5.83
山 梨			2	3	6	9	4	1								25	138	5.52
長 野	2	17	12	11	14	11	9	1								77	323	4.19
岐 阜		3	7	12	13	10	6	5	5							61	327	5.36
静 岡	7	5	8	22	16	8	9	8	2							85	402	4.73
愛 知	1	7	3	9	12	41	18	31	18	3						143	932	6.52
三 重	4	6		12	10	8	8	5								53	258	4.87
滋 賀		1	10	4	9	7	5	5	3							44	237	5.39
京 都		4	7	5	7	11	9	2	3							48	256	5.33
大 阪		1	1	4	16	57	18	24	16							137	905	6.61
兵 庫	4	9	9	10	19	26	24	16	1							118	645	5.47
奈 良	1	1	1	4	4	5	2	6	5							29	179	6.17
和 歌 山	4		5	5	8	4	3	2	1	1						33	159	4.82
鳥 取		4	3	5	5	1	4									22	96	4.36
島 根	2	8	7	10	4	1	3									35	126	3.60
岡 山			13	11	3	7	6	11								51	270	5.29
広 島	14	13	3	12	10	10	7	9								78	328	4.21
山 口	3	3	8	17	5	7	2	2								47	198	4.21
徳 島	1	6	2	6	6	4	6							1		32	150	4.69
香 川			3	7	5	4	7	3								29	159	5.48
愛 媛	3	9	11	9	4	4	5	2	5							52	□230	4.42
高 知	2	11	1	5	4	3	4	1								31	121	3.90
福 岡			6	27	15	11	10	1	8	6	7					91	554	6.09
佐 賀		3	6	8	4	9	2									32	144	4.50
長 崎	6	9	13	6	3	9	5	3								54	□215	3.98
熊 本	3	2	7	7	7	8	6	1	5	4						50	274	5.48
大 分	3	2	2	9	10	9	1	2	1							39	185	4.74
宮 崎	1		6	6	6	8	4	1	3							35	184	5.26
鹿 児 島		17	17	6	3	6	2	9	1							61	255	4.18
沖 縄		2	5	6	9	10	7	11	6	2						58	359	6.19

全クラス数の□は複数学科で構成される学級を有する

## 高校教育に関する意識調査報告書

「第7次山形県教育振興計画」期間中の県立高校の在り方についての検討の参考とするため、本県の公立の中学生・義務教育学校及びその保護者、県立高校生及びその保護者、公立中学校・義務教育学校・県立高校の教員に対して、Webによる回答方式のアンケート調査を実施した。

### 1 調査内容

○アンケート期間 令和5年9月11日（月）～26日（火）

○アンケート対象と回収数

対 象	対象数	回答数	回答率
中学校3年生・義務教育学校9年生	3,694	2,495	67.5%
中学校3年生・義務教育学校9年生 保護者	3,687	1,104	29.9%
高校1年生	2,941	1,748	59.4%
高校1年生 保護者	2,952	1,291	43.7%
中学校・義務教育学校 教員	2,115	1,029	48.7%
高校教員	1,900	917	48.3%

○前回調査（平成25年）回答数

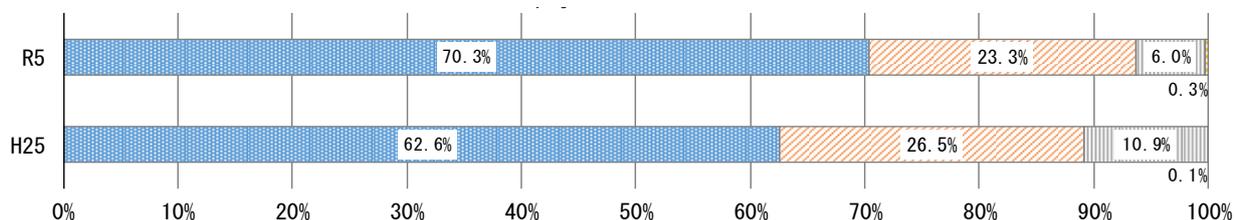
対 象	回答数
中学校3年生	1,732
中学校3年生保護者	1,616
高校3年生	1,739
高校3年生保護者	1,589

### 2 学習したい学科

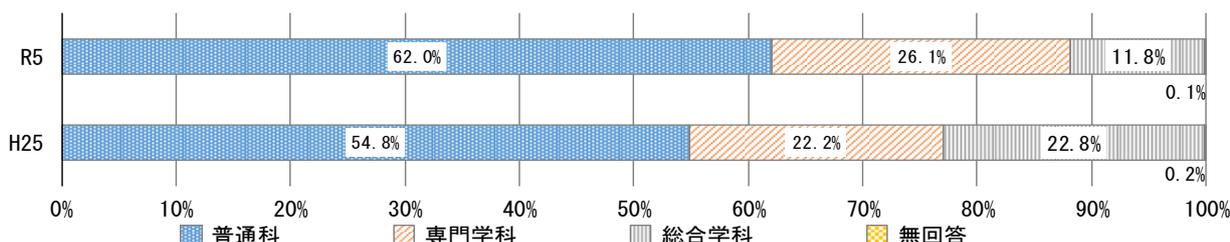
○中学生が希望する高校の学科は、普通科：専門学科：総合学科が概ね7：2：1。

○前回調査より、普通科の希望の割合が増加、中学生保護者は専門学科の希望が増加し、総合学科が減少。

【中学生】



【中学生保護者】

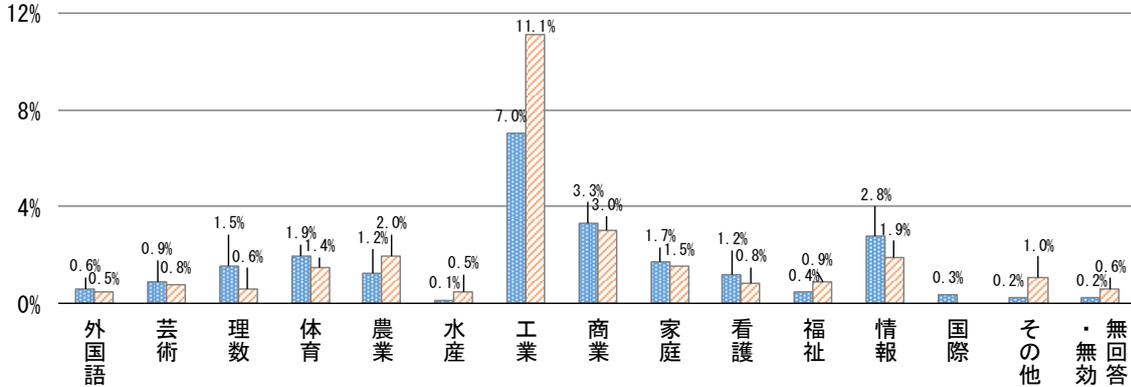


### 3 学習したい専門学科

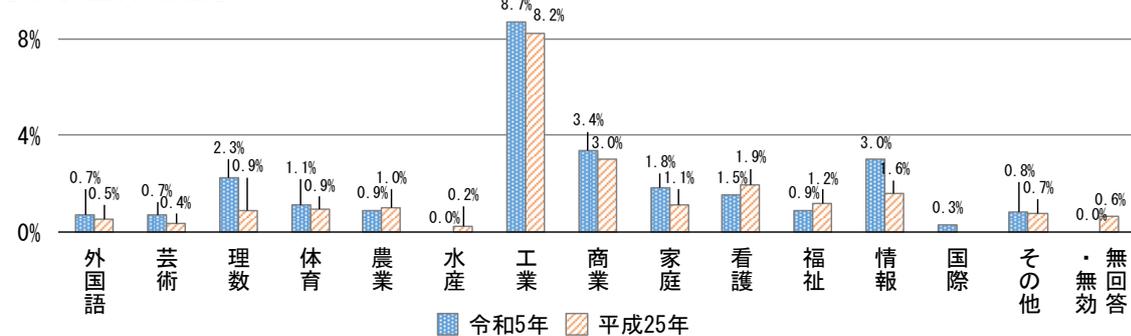
○専門学科を希望する中では、中学生、中学生保護者とも工業科への進学希望が最多。

○前回調査より中学生は工業科を志望する生徒が多いが割合は低下。商業科と情報科の割合は微増。中学生保護者は、工業・商業・家庭が微増し理数科と情報科が大きく増加。

#### 【中学生】

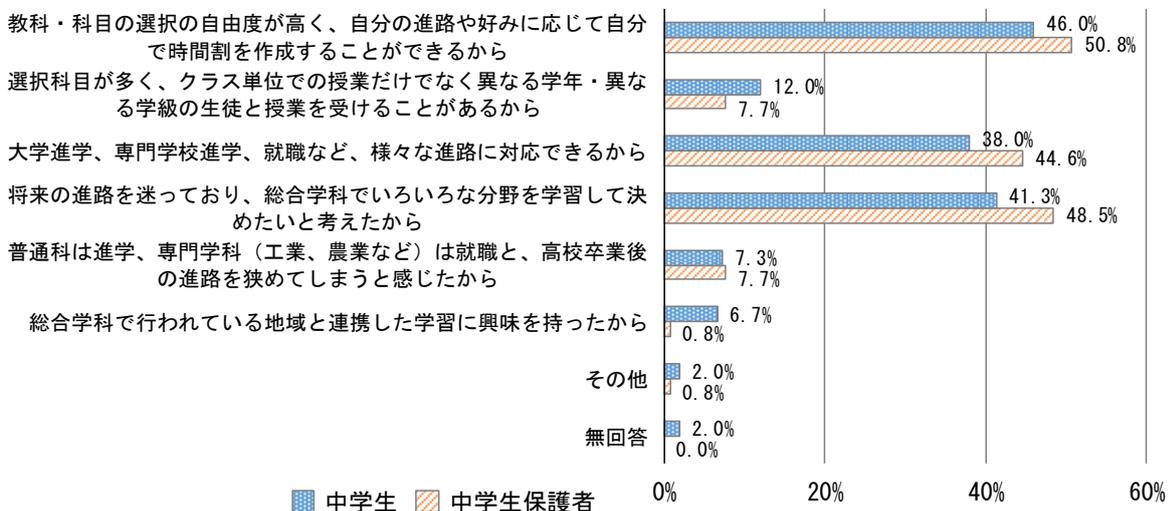


#### 【中学生保護者】



### 4 総合学科の学習について

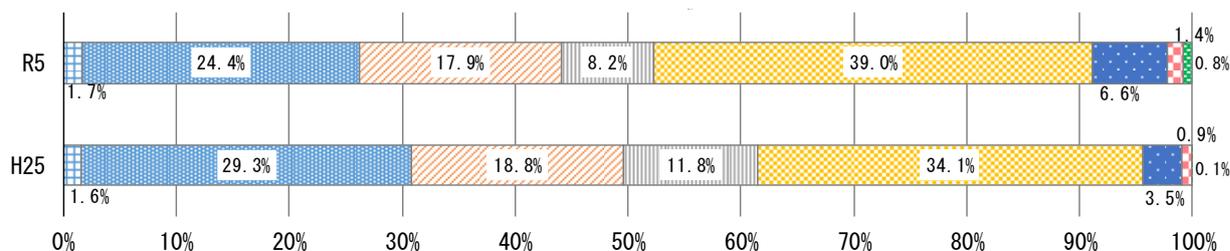
○中学生、中学生保護者に対して、学習したい学科を「総合学科」と答えた理由として、両者とも「教科・科目の選択の自由度が高く、自分の進路や好みに応じて自分で時間割を作成することができるから」が最多。次いで「将来の進路を迷っており、総合学科でいろいろな分野を学習して決めたいと考えたから」となっている。



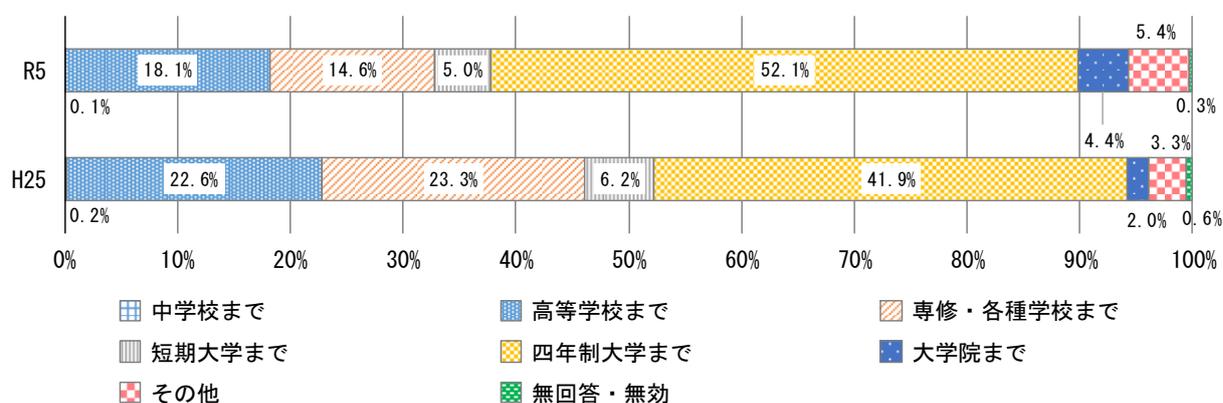
## 5 希望する学歴

○中学生の約75%、高校生の約70%が高校卒業後の進学を希望。中学生保護者、高校生保護者の約80%が、子どもの進学を希望。前回調査より中学生、中学生保護者、高校生、高校生保護者の全てにおいて、「四年制大学まで」の割合が上昇。

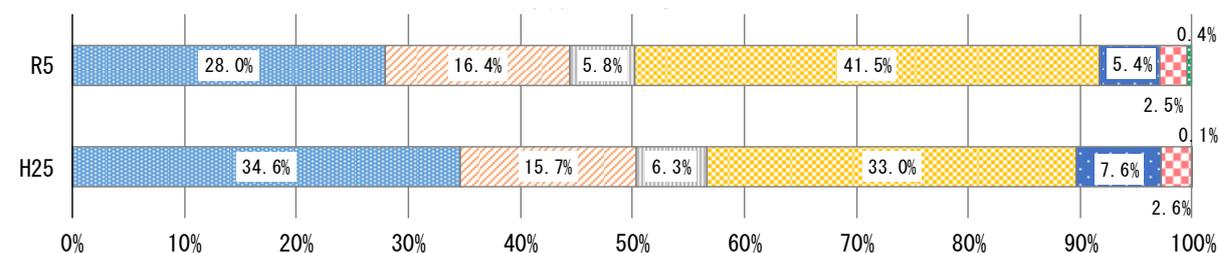
### 【中学生】



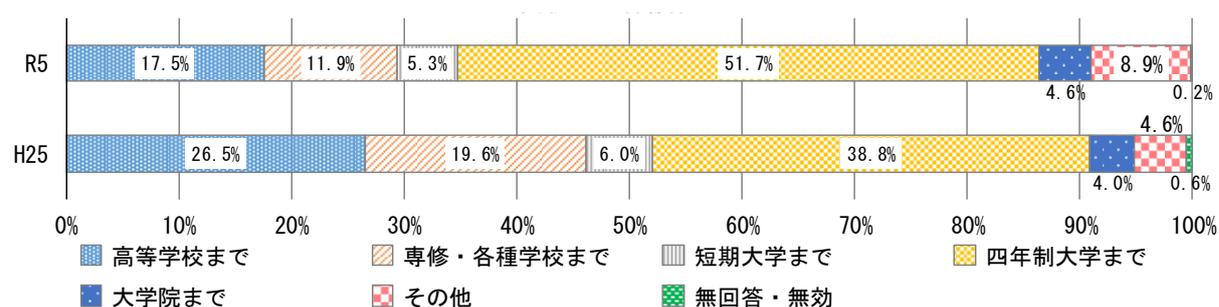
### 【中学生保護者】



### 【高校生】



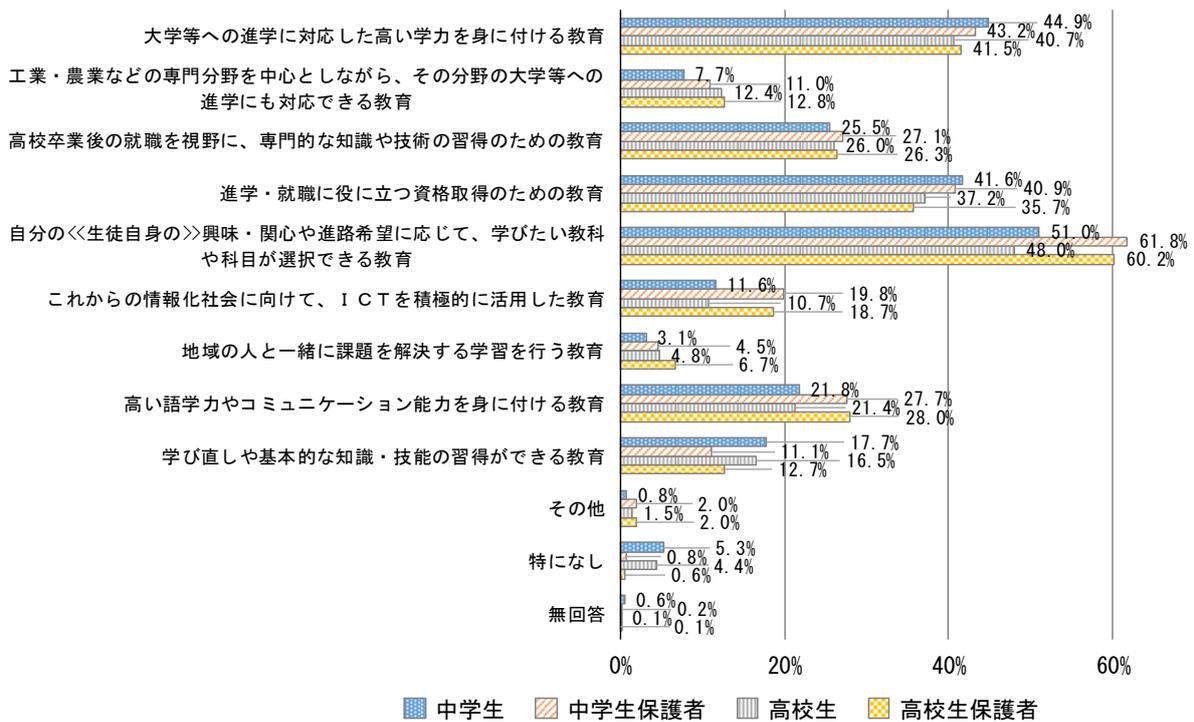
### 【高校生保護者】



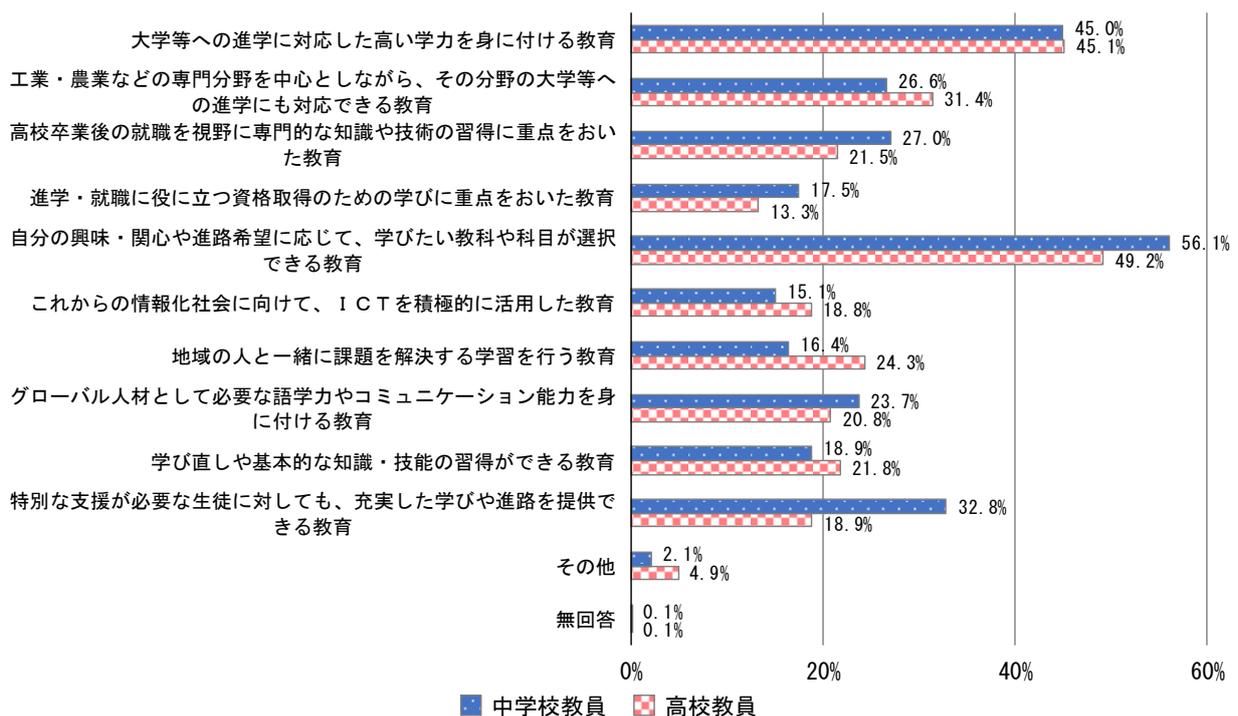
## 6 高校の教育に望むこと

○中学生、中学生保護者、高校生、高校生保護者は、「興味・関心や進路希望に応じて、学びたい教科や科目が選択できる教育」が最多。次いで、「大学等への進学に対応した高い学力を身に付ける教育」「進学・就職に役に立つ資格取得のための教育」となっている。

○中学校教員、高校教員は「興味・関心や進路希望に応じて、学びたい教科や科目が選択できる教育」「大学等への進学に対応した高い学力を身に付ける教育」の順となっている。



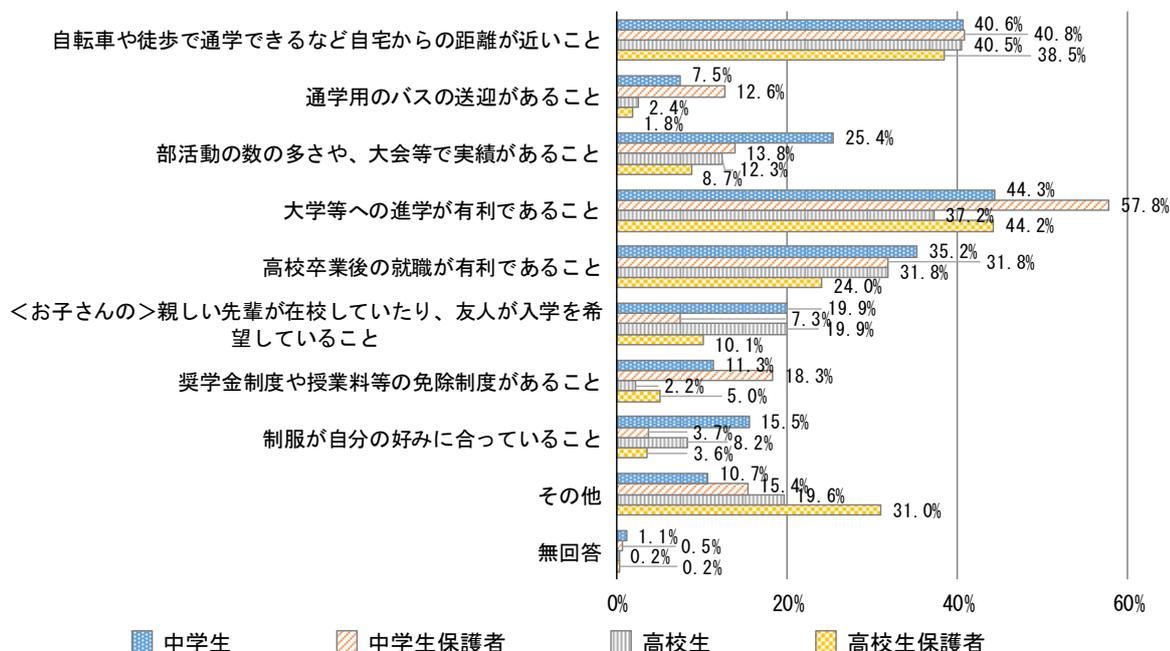
※<< >>は、保護者に対する調査の設問



## 7 高校を選ぶときに重視すること（したこと）

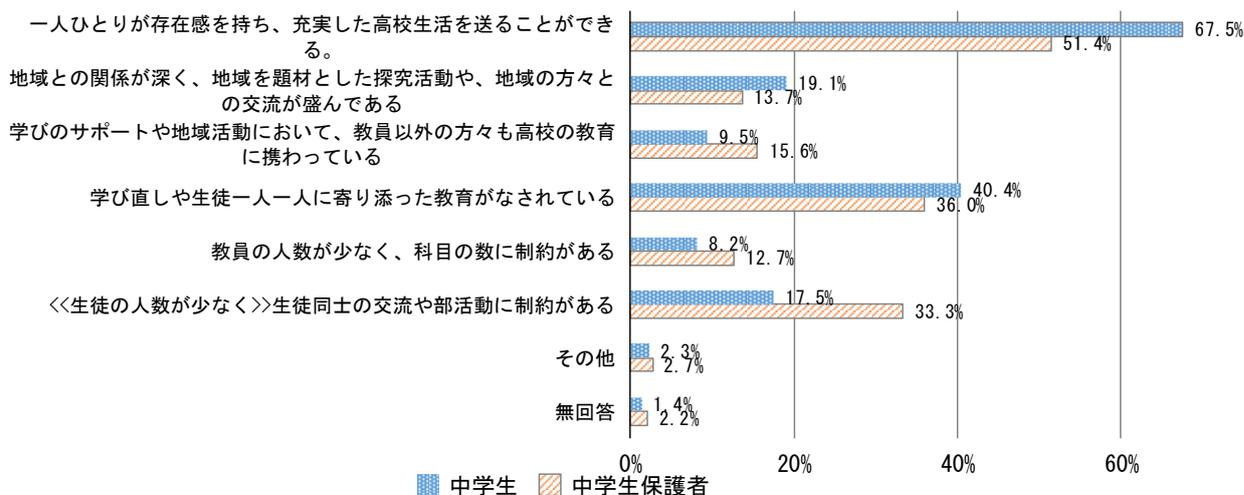
○中学生、中学生保護者、高校生保護者は、「大学等への進学が有利であること」が最多。次いで「自転車や徒歩で通学できるなど自宅から距離が近いこと」が多い。

○高校生は「自転車や徒歩で通学できるなど自宅から距離が近いこと」が最多。次いで進学・就職に有利であることが多い。



## 8 規模の小さい高校の印象

○中学校、中学生保護者ともに、「一人ひとりが存在感を持ち、充実した高校生活を送ることができる」が最多。



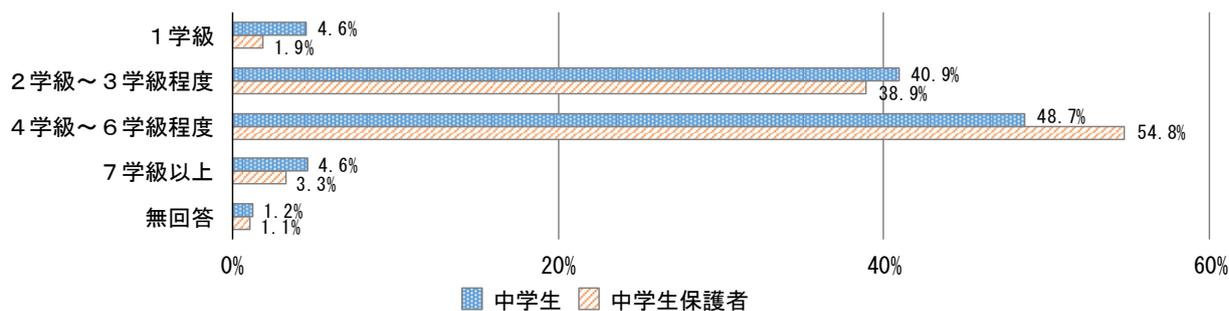
※<< >>は、保護者に対する調査の設問

## 9 望ましい学校の規模

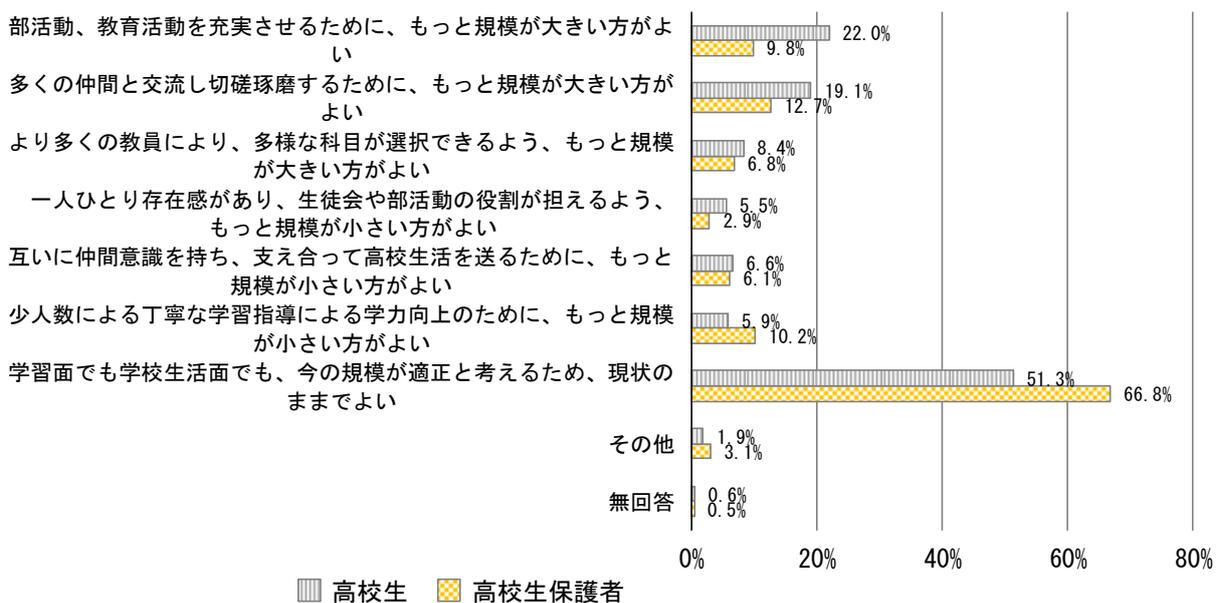
○中学校、中学生保護者ともに希望する学校規模は、約50%が「4学級から6学級程度」が最多。

○高校生、高校生保護者ともに「学習面でも学校生活面でも、今の規模が適正と考えるため、現状のままでよい」が最多。

### 【中学生・中学生保護者】



### 【高校生・高校生保護者】



## 高校卒業後の状況（令和7年3月卒業者）

(1) 地区別状況（全日制+定時制/県内・県外）

&lt;令和7年度学校基本調査より&gt;

区分	計			大学等進学者数			専修学校等進学者数			就職者等数（臨時含）			その他
	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	
計	8,390	3,643	4,747	4,241	1,107 26.1%	3,134 73.9%	1,974	805 40.8%	1,169 59.2%	1,962	1,518 77.4%	444 22.6%	213
県全体に対する割合	43.4%	56.6%	50.5%	13.2%	37.4%	23.5%	9.6%	13.9%	23.4%	18.1%	5.3%	2.5%	
村山	4,188	1,920	2,268	2,249	635 28.2%	1,614 71.8%	971	441 45.4%	530 54.6%	849	725 85.4%	124 14.6%	119
地区全体に対する割合	45.8%	54.2%	53.7%	15.2%	38.5%	23.2%	10.5%	12.7%	20.3%	17.3%	3.0%	2.8%	
最上	545	237	308	234	58 24.8%	176 75.2%	172	67 39.0%	105 61.0%	131	104 79.4%	27 20.6%	8
地区全体に対する割合	43.5%	56.5%	42.9%	10.6%	32.3%	31.6%	12.3%	19.3%	24.0%	19.1%	5.0%	1.5%	
置賜	1,523	740	783	716	223 31.1%	493 68.9%	372	178 47.8%	194 52.2%	401	305 76.1%	96 23.9%	34
地区全体に対する割合	48.6%	51.4%	47.0%	14.6%	32.4%	24.4%	11.7%	12.7%	26.3%	20.0%	6.3%	2.2%	
庄内	1,896	728	1,168	880	185 21.0%	695 79.0%	418	118 28.2%	300 71.8%	556	383 68.9%	173 31.1%	42
地区全体に対する割合	38.4%	61.6%	46.4%	9.8%	36.7%	22.0%	6.2%	15.8%	29.3%	20.2%	9.1%	2.2%	

注：地区は親元の市町村による区分

(2) 学科別状況（全日制・定時制）

&lt;令和7年度学校基本調査より&gt;

全日制	計	大学等進学者数	専修学校等進学者数	就職者等数	その他
計	8,320	4,233 50.9%	1,954 23.5%	1,933 23.2%	200 2.4%
普通	5,215	3,230 61.9%	1,185 22.7%	648 12.4%	152 2.9%
農業	203	24 11.8%	70 34.5%	106 52.2%	3 1.5%
工業	1,141	224 19.6%	254 22.3%	656 57.5%	7 0.6%
商業	649	244 37.6%	192 29.6%	202 31.1%	11 1.7%
水産	19	1 5.3%	5 26.3%	13 68.4%	0 0.0%
家庭	181	21 11.6%	62 34.3%	89 49.2%	9 5.0%
看護	25	25 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
情報	27	14 51.9%	7 25.9%	5 18.5%	1 3.7%
福祉	15	3 20.0%	2 13.3%	10 66.7%	0 0.0%
その他	407	349 85.7%	39 9.6%	11 2.7%	8 2.0%
総合	438	98 22.4%	138 31.5%	193 44.1%	9 2.1%

定時制	計	大学等進学者	専修学校等進学者	就職者	その他
計	70	8 11.4%	20 28.6%	29 41.4%	13 18.6%
普通	60	6 10.0%	17 28.3%	25 41.7%	12 20.0%
工業	10	2 20.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%



<お問い合わせ>

山形県教育局高校教育課高校未来創造室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023(630)2493 FAX 023(630)2774

※ 山形県の県立高校の再編に関する情報については、県ホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.yamagata.jp>

## 議第 3 号

### 山形県教員指標の一部改正について

山形県教員指標を別紙のとおり改正する。

#### 提 案 理 由

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年文部科学省告示第115号）の改正等を踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の3の規定に基づき山形県教員指標を改正するものである。

令和8年3月17日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

## 山形県教員指標（案）

## 山形県教育委員会

平成30年1月 策定  
令和5年3月 改正  
令和6年3月 改正  
令和8年 月 改正

## 1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針及び山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、県内教職課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月 中央教育審議会答申）で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

## 2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて効果的・継続的な研修を行うための目安であり、山形県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。

また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。

なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

## 3 指標が対象とする教員等の範囲

山形県教育委員会が任命権者となる県立学校及び市町村立学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭（常勤講師及び短時間勤務教諭を含む）、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。

（非常勤講師については対象としないが、研修機会の充実に努め、資質向上を図る。）

なお、校長の指標は、職責及び役割の大きさに鑑み、教諭とは別に個別の指標を策定するものとする。また、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

## 4 指標の構成

(1) 指標には、山形県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「着任時の姿」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

○ 教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ(5段階)

①着任時の姿	(初任時)
②始発期	※ (初任時～3年目)
③成長期	※ (4年目～10年目)
④充実期	※ (11年目～20年目)
⑤組織運営期	※ (21年目～退職)

※ キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際のあくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。

例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

(2) 指標のキャリアステージ（5段階）を縦軸とし、各観点を横軸として、キャリアステージ及び観点到した項目内容を記述し、表を作成している。

- (3) 各キャリアステージにおける重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。(その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。)
- (4) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は「探究学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICTの活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考え方から、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (5) 山形県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

## 5 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、養護教諭用、栄養教諭用、校長用、幼稚園教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
<b>A：教職の実践に関する資質・能力</b>	<b>B：教職の素養に関する資質・能力</b>
<input type="checkbox"/> 生徒指導力 ・児童生徒理解力、教育相談力 ・集団指導力、学級経営力 <input type="checkbox"/> 学習指導力 ・基礎的授業力、カリキュラム・マネジメント ・指導の積極的改善 ・教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	<input type="checkbox"/> 総合的な人間力 ・社会力 ・豊かな人間性・教養 ・学び続ける姿勢 <input type="checkbox"/> 教育公務員としての自覚 <input type="checkbox"/> チームマネジメント能力 ・経営参画意識 ・連絡調整力 ・チーム運営力 ・後輩への指導・助言力 <input type="checkbox"/> 危機管理対応能力 ・学校・園の安全管理 ・学校・園の情報管理
養護教諭用	
<b>A：養護教諭の実践に関する資質・能力</b>	<b>B：教職の素養に関する資質・能力</b>
・健康相談力及び保健指導力 ・保健管理力 ・保健教育力 ・保健室経営力 ・保健組織活動力 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	<input type="checkbox"/> ※教諭用と共通
栄養教諭用	
<b>A：栄養教諭の実践に関する資質・能力</b>	<b>B：教職の素養に関する資質・能力</b>
<input type="checkbox"/> 食に関する指導力 ・児童生徒理解力 ・食育推進力 ・給食時間における食に関する指導力 ・教科等における食に関する指導力 ・個別的な相談指導力 <input type="checkbox"/> 学校給食管理力 ・栄養管理力 ・衛生管理力 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	<input type="checkbox"/> ※教諭用と共通

## 校長用

総合的な人間力 ①管理職としての見識 ②学び続ける姿勢

教育公務員としての自覚

経営・組織マネジメント力

・学校経営力 ①学校経営目標の設定と達成 ②カリキュラム・マネジメント ③組織体制づくり

・人材育成力 ①人材育成 ②人材発掘 ③人事評価

・連携・協働調整力 ①保護者・地域との連携・協働 ②教育委員会等との連携・協働 ③開かれた学校づくり

危機管理 ①学校安全管理 ②学校情報管理

## 幼稚園教諭用

**A：保育の実践に関する資質・能力**

幼児理解力

・幼児理解力、教育相談力

保育指導力

・集団指導力

・基礎的保育力、カリキュラム・マネジメント

・指導の積極的改善

・保育の専門性の構築

特別支援教育力

ICT活用力・情報モラル

**B：教職の素養に関する資質・能力**

※教諭用と共通

### <参考 1>用語の解説

#### 【令和の日本型学校教育】（1 策定の趣旨）

中央教育審議会答申で示された、「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿（出典：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」2021.1 中央教育審議会答申）

#### 【指導助言】（2 性格）

校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等の場面においても、教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体である。（出典：公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 2025.2 改正 文部科学省告示）

#### 【教育愛】（教諭用A、養護教諭用A、栄養教諭用A、幼稚園教諭用A 各項目1）

「教育愛」：一般には教育者（特に教師）の被教育者（特に児童）に対する愛をさすが、それは単なる情緒的な愛ではなく、被教育者をより望ましい方向に形成することを意図して被教育者にはたらきかける教育活動によって表現される愛である。（新教育学大辞典 第一法）

#### 【探究学習】（教諭用A 項目26）

学校ならではの児童生徒同士の学び合いや多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習。課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現の4つのプロセスの学習過程で進められ、「探究的な学び」、「探究的な学習」と同義。（出典：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」2021.1 中央教育審議会答申）

#### 【ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業】（教諭用A 項目32、養護教諭用A 項目33、栄養教諭用A 項目31）※ 幼稚園教諭用A 項目33「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助・環境の構成」

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」の定義

「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できるように、配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫した授業づくり」

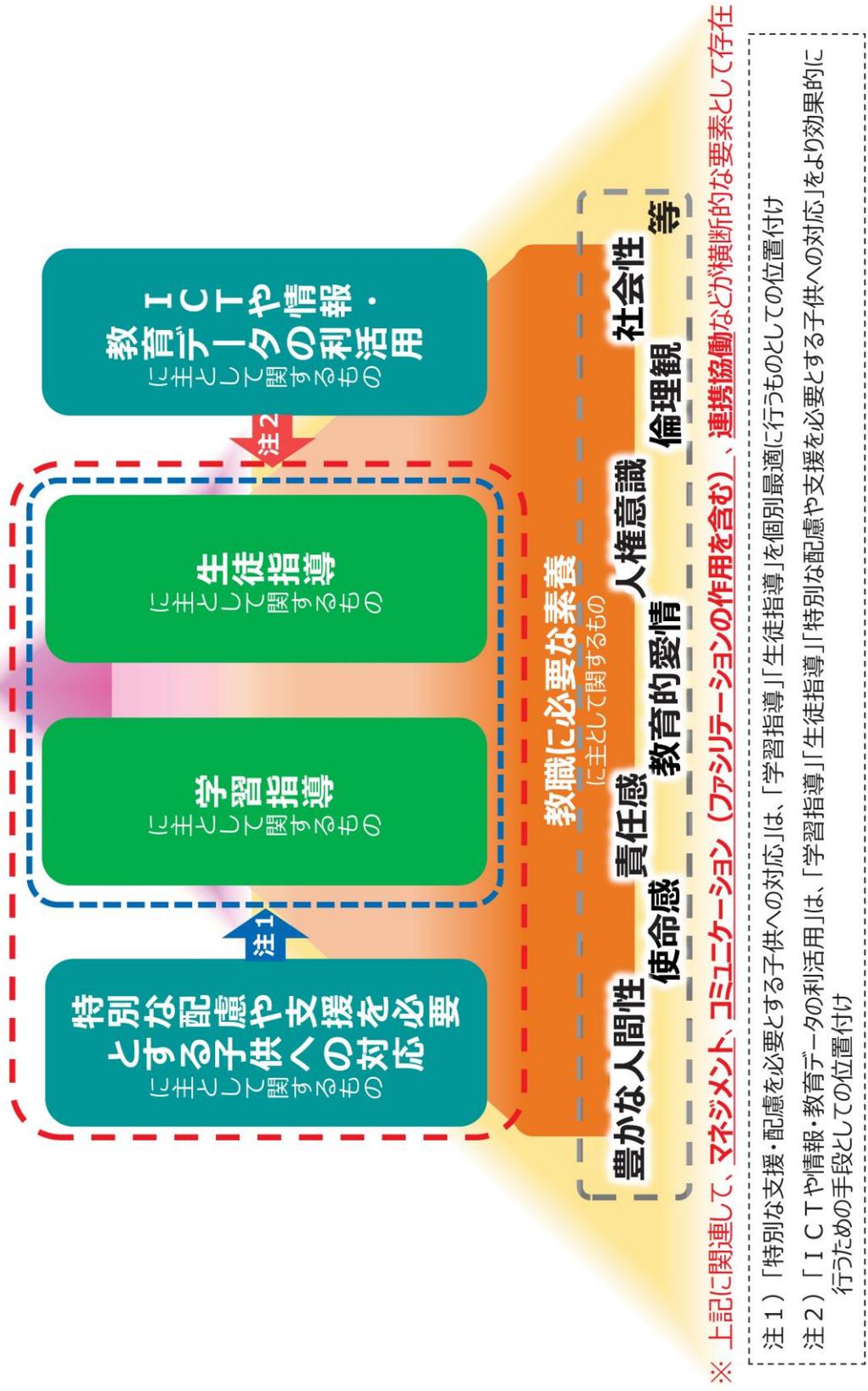
（出典：研究報告書第80号「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」2013.3 山形県教育センター）

#### 【師表】（校長用 項目4）

「師表」：師として人の手本・模範となること。また、そういう人。（大辞林）

「完璧な人間がないように、誰も完璧な師表にはなり得ない。大切なことは、師表たる教師になろうという意識を持ち続けること、そうなるために努力することである。教員になるということ、教員であり続けるということは、そのような覚悟が必要なのである。」（出典：「信頼される学校教育を推進するために～管理職等のための『校内研修活用資料』～」及び「師表」 2011.12 山形県教育委員会）

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針  
に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



（出典：「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容」2022.8 文部科学省）

# 山形県教員指標 教諭用A 【教職の実践に関する資質・能力】

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

キャリアステージ	生徒指導力			学習指導力			特別支援教育力	ICT活用力・情報モラル
	児童生徒理解力 教育相談力	集団指導力 学級経営力	基礎的授業力 カリキュラム・マネジメント	指導の積極的改善	教師としての専門性の構築 専門教科の指導力強化	特別支援教育力		
① 着任時	1. 児童生徒に対する深い教育愛を有し、児童生徒の個性・生活状況・学習意欲・興味・関心を引き出す指導・支援 2. 児童生徒との積極的なコミュニケーションを通じた公平かつ内容的・共感的な関わり 3. 児童生徒一人一人のよさや可能性の把握と学校生活や学習への意欲・興味・関心を引き出す指導・支援 4. いじめや不登校などの教育課題の理解とその予防・解決に向けた適切な指導・支援	8. 児童生徒の実態に応じた、よりよい人間関係づくり・集団づくりの理解 9. 児童生徒が互いのよさを認め合いながらそれぞれの可能性や活躍の場が引き出される、温かい学級経営の実践 10. 生徒指導上の問題発生時における学年会・ケース会議等への早期の報告・共有	14. 学習指導要領の理解に基づいた授業の実践 15. 学習指導要領・教材の価値・児童生徒の実態を踏まえた年間指導計画や学習指導案の作成 16. 教科等の内容に関する専門的な知識・技能を活用した指導 17. 学習内容の習熟の程度を踏まえた学習者中心の指導	20. 学習評価の意義・方法の理解 21. 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究 22. 児童生徒の学習状況における評価基準を用いた課題の把握と自らの指導方法の工夫・改善	25. 教科等を学ぶ意義の理解と基礎的な知識・技能の習得 26. 探究学習の趣旨の理解に基づき、児童生徒の主体的・協働的に課題を解決する力の育成 27. 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、地域とつながる心を育む体験活動等の推進	31. インクルーシブ教育システムの考え方の理解 32. 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等の理解とユニバーサルデザインの実践を取り入れた授業の実践	37. 学校におけるICT活用の意義及び情報モラルの正しい理解に基づき、ICTの適切な活用	※生徒指導・学習指導・特別支援教育を効果的に行うための資質・能力
② 始発期							38. 授業の目的に応じたICTの活用と児童生徒の学習改善を図るための教育データの適切な活用	
③ 成長期							39. 指導計画に基づき適切なICTの活用を通して、児童生徒の情報活用能力・情報モラルの育成	
④ 充実期							40. ICTを活用した教育DXの推進と家庭・地域と連携した情報モラル教育の推進	
⑤ 運組織運営期							41. 情報モラル等に関する情報収集とSNS等の有益性・危険性の理解に基づき、的確な対策の実施	
							33. 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援 34. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画について、意義の理解に基づき作成・活用	
							35. 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネートを活かした教育的支援の実施	
							36. 地域における関係機関の役割を理解し、連携しながら学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐ取組みの実施	
							28. 自らの専門性を高めるための積極的な研究会・研修への参加と校内への情報共有	
							29. 指導方法の改善に向けた同僚への適切な助言	
							23. 授業の分析・評価を踏まえた改善の方向性のフィードバック	
							24. 教科における自校の教育課題の分析・考察に基づき、学力P D C A サイクルの具体化と実践	
							19. 学校の特色や教育課程を踏まえた、カリキュラムにおけるP D C A サイクルの具体化と実践	
							18. 学習指導要領や第7次山形県教育振興計画の趣旨に基づき、幼児期から高校までを見通したカリキュラムづくりの推進	
							11. 学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心・思いやりの心・規範意識等の醸成	
							12. 学校教育目標の実現に向けた、教職員や家庭・地域の連携による開かれた学級経営の推進	
							6. キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら学校の教育活動全体を通して取り組む、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力の育成	
							7. 児童生徒の指導における教職員の組織の活用と校外の関係機関との連携による課題解決	

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

山形県教員指標 教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】

キャリアステージ	総合的な人間性・教養			教育公務員としての自覚			チームマネジメント能力			危機管理対応能力				
	社会力	豊かな人間性・教養	学び続ける姿勢	教育公務員としての自覚	経営参画意識	連絡調整力	チーム運営力	後輩への指導・助言力	学校・園の安全管理	学校・園の情報管理				
① 着任時の姿	1. 言葉遣い・マナー・コミュニケーション力など、社会人としての常識を身に付けた上での円滑な人間関係の構築	5. 心身ともに健康で前向きに挑戦する姿勢、教養・教育に関する専門性の涵養	9. 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代の教育における意義や学び続ける教師の重要性の理解	13. 山形県の教員として、郷土を愛する心と人とのつながりを大切にし、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとする姿勢	16. 山形県の教員として、郷土を愛する心と人とのつながりを大切にし、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとする姿勢	17. 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向け、自分の意見を発信しながらチームで対応しようとする姿勢	18. 組織の一員としての自己役割を自覚し、限られた時間・資源を効果的に活用しながら取り組む、学校・園の運営への貢献	24. 保護者・地域等との連携の必要性の理解に基づき、円滑かつ迅速な対応	28. 互いの課題や悩みを聞き支え合う環境の構築や教員へのサポート等の実施	32. 若手教員メンターとして、新規採用教員をほじめとする若手教員やサポーター等の実施	35. 危機管理の重要性の理解に基づき、危機意識をもった行動	36. 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えた事件や事故・災害への的確な対応	39. 情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報保護などの安全管理に努めた資料の作成・活用	40. 情報セキュリティポリシーの適切な運用による安全管理の徹底
② 始発期	2. 悩みや困ったことなどが生じた場合等における管理職や同僚への相談	6. 日本や外国の文化・歴史・環境問題・平和問題等についての広い知識の習得	10. 自らの学びにおける日常的な省察による課題の発見と改善に向けた努力	14. 高い倫理性のもと、教育公務員としての法令及び服務規律の遵守と規範意識をもった職務の専念	17. 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向け、自分の意見を発信しながらチームで対応しようとする姿勢	18. 組織の一員としての自己役割を自覚し、限られた時間・資源を効果的に活用しながら取り組む、学校・園の運営への貢献	24. 保護者・地域等との連携の必要性の理解に基づき、円滑かつ迅速な対応	28. 互いの課題や悩みを聞き支え合う環境の構築や教員へのサポート等の実施	32. 若手教員メンターとして、新規採用教員をほじめとする若手教員やサポーター等の実施	35. 危機管理の重要性の理解に基づき、危機意識をもった行動	36. 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えた事件や事故・災害への的確な対応	39. 情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報保護などの安全管理に努めた資料の作成・活用	40. 情報セキュリティポリシーの適切な運用による安全管理の徹底	
③ 成長期	3. 互いに相談し合える雰囲気を出し出す姿勢	7. 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもった業務の遂行	11. 管理職・同僚等からの助言を謙虚に受け止め、自己の省察を成長につなぐ姿勢	15. 高い倫理性及び厳正な服務規律のもと、使命・任務の遂行と同僚への助言	17. 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向け、自分の意見を発信しながらチームで対応しようとする姿勢	18. 組織の一員としての自己役割を自覚し、限られた時間・資源を効果的に活用しながら取り組む、学校・園の運営への貢献	24. 保護者・地域等との連携の必要性の理解に基づき、円滑かつ迅速な対応	28. 互いの課題や悩みを聞き支え合う環境の構築や教員へのサポート等の実施	32. 若手教員メンターとして、新規採用教員をほじめとする若手教員やサポーター等の実施	35. 危機管理の重要性の理解に基づき、危機意識をもった行動	36. 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えた事件や事故・災害への的確な対応	39. 情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報保護などの安全管理に努めた資料の作成・活用	40. 情報セキュリティポリシーの適切な運用による安全管理の徹底	
④ 充実期	4. 教職員間のコミュニケーションの活性化と相互理解の促進	8. 地域の一人として地域活動に参加することなどを通じた、地域・他業種等の理解と多面的な見方・考え方の涵養	12. 教師としての自己革新への意欲をもち、様々な情報を適切に収集・整理・分析し、巻く状況変化を踏まえて積み重ねる	15. 高い倫理性及び厳正な服務規律のもと、使命・任務の遂行と同僚への助言	17. 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向け、自分の意見を発信しながらチームで対応しようとする姿勢	18. 組織の一員としての自己役割を自覚し、限られた時間・資源を効果的に活用しながら取り組む、学校・園の運営への貢献	24. 保護者・地域等との連携の必要性の理解に基づき、円滑かつ迅速な対応	28. 互いの課題や悩みを聞き支え合う環境の構築や教員へのサポート等の実施	32. 若手教員メンターとして、新規採用教員をほじめとする若手教員やサポーター等の実施	35. 危機管理の重要性の理解に基づき、危機意識をもった行動	36. 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えた事件や事故・災害への的確な対応	39. 情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報保護などの安全管理に努めた資料の作成・活用	40. 情報セキュリティポリシーの適切な運用による安全管理の徹底	
⑤ 組織運営期					20. 柔軟な発想・企画力・的確な判断力による全体的最適の視点からの学校・園の職務の推進	21. 学校・園の運営における管理職への意見の具申	26. 保護者・地域・関係機関等、様々な立場の人々と協力した広い情報収集と適切な情報発信	28. 互いの課題や悩みを聞き支え合う環境の構築や教員へのサポート等の実施	32. 若手教員メンターとして、新規採用教員をほじめとする若手教員やサポーター等の実施	35. 危機管理の重要性の理解に基づき、危機意識をもった行動	36. 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えた事件や事故・災害への的確な対応	39. 情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報保護などの安全管理に努めた資料の作成・活用	40. 情報セキュリティポリシーの適切な運用による安全管理の徹底	

山形県教員指標 養護教諭用A 【養護教諭の実践に関する資質・能力】 ※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

健康相談力及び 保健指導力	保健管理力	保健教育力	保健室経営力	保健組織活動力	特別支援教育力	ICT活用・情報モラル
<p>1. 児童生徒に対する深い教育愛を基盤とする、生徒指導及び教育相談の意義・原理・理論の理解</p> <p>2. 児童生徒の心身の健康課題やいじめ、不登校などの教育課題の理解とその予防・解決に向けた指導・支援</p>	<p>5. 養護教諭の職務及び役割の理解に基づき、日常における救急措置の実施</p> <p>6. 健康に関する個人情報等の適切な管理</p> <p>7. 健康観察・健康診断等による児童生徒の健康に関する課題の把握と解決に資する取組みの実施</p> <p>8. 必要に応じて医療機関等と連携し、救急処置・健康相談・保健指導、感染症等予防と発症時の対応、アレルギー疾患等の疾病の管理</p> <p>9. 学校薬剤師と連携した、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力・助言</p> <p>10. 学校での事件や事故・災害等の予防的措置や健康に関する危機管理、組織的対応における教職員への指導・助言</p>	<p>13. 学習指導要領の理解に基づく保健教育の実施</p> <p>14. 学級担任や保健体育科教師等と連携した、保健教育の実施・資料提供</p> <p>15. 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性についての教育の実施</p> <p>16. 保健教育におけるPDCAサイクルの展開</p>	<p>20. 保健室の機能及び保健室経営の理解</p> <p>21. 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした、保健室環境の整備</p> <p>22. 保健室経営計画の策定と教職員や保護者への周知、計画の実施・評価、改善による効果的な保健室経営の実践</p>	<p>26. 児童生徒や教職員とのつながりを大切にしたい良好なコミュニケーションの充実</p> <p>27. 学校保健計画の作成への参画</p> <p>28. 児童生徒保健委員会活動において児童生徒の主体的な活動を促す指導</p>	<p>32. 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等の理解とユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践・指導</p> <p>33. 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等の理解とユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践・指導</p>	<p>38. 学校におけるICT活用の意義及び情報モラルの正しい理解に基づき、ICTの適切な活用</p> <p>39. 指導計画に基づく適切なICTの活用を通じた、児童生徒の情報活用能力・情報モラルの育成</p>
<p>3. 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等との連携を図った健康相談・保健指導の組織的な推進</p> <p>4. 学校での事例検討会の積極的な開催など、児童生徒の心身の健康課題の解決に向けた教職員への指導・助言</p>	<p>11. 管理職とともに、学校全体で主体的に事故予防に取り組むための体制の構築</p> <p>12. 児童生徒の心身の健康管理における学校内外のコーディネーターとしての指導・助言</p>	<p>17. 保健に関する情報収集及び家庭・地域への情報発信による学校保健活動への理解・協力の促進</p> <p>18. 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画策定への参画</p> <p>19. 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制の構築</p>	<p>23. 学校保健活動におけるリーダー的存在となり、学校保健活動の中心的機能を果たす保健室経営の実践</p> <p>24. 学校全体の児童生徒理解に基づく、関係機関と連携した指導</p>	<p>29. 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解と組織的な学校保健活動の推進</p> <p>30. 学校保健委員会等の組織活動における企画・運営への参画や協力を促す体制の構築</p> <p>31. 教職員の保健部組織が円滑に機能するための指導・助言</p>	<p>34. 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援</p> <p>35. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画に基づき、意義の理解に基づき作成・活用</p> <p>36. 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力を活かした教育的支援の実施</p>	<p>40. ICTを活用した教育DXの推進と家庭・地域と連携した情報モラル教育の推進</p> <p>41. 情報モラル等に関する情報収集とSNS等の有益性・危険性の理解に基づき、的確な対策の実施</p>
<p>5. 運組織</p>	<p>25. 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営の実践</p>	<p>37. 地域における関係機関の役割を理解し、連携しながら学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐ取り組みの実施</p>				

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

山形県教員指標 栄養教諭用A 【栄養教諭の実践に関する資質・能力】

キャリアステージ	食に関する指導力					学校給食管理力		特別支援教育力	ICT活用力・情報モラル
	児童生徒理解力	食育推進力	給食時間における食に関する指導力	教科等における食に関する指導力	個別的な相談指導力	栄養管理力	衛生管理力		
① 準備・発任時期	1. 児童生徒に対する深い教育愛を基盤とする、積極的な指導及び教育相談の意義・原理・理論の理解	4. 栄養教諭の職務及び役割の理解に基づく、食育の推進の実施	8. 学校給食の意義の理解に基づき、給食を活用した食に関する指導	11. 学習指導要領の理解に基づき、食に関する授業の実践・指導		18. 栄養管理責任者としての役割の理解	25. 学校給食衛生管理責任者としての役割の理解	30. インクルーシブ教育システムの考え方の理解	※特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、食に関する指導等を個別最適に行うための資質・能力
② 始発期	2. 児童生徒一人一人との積極的なコミュニケーションを通じた公平な受容的・共感的な関わり	5. 児童生徒の把握と食に関する指導における活用と専門的知識や助言・資料提供や担任と連携した食に関する指導	9. 学校給食の教材としての活用と専門的知識や助言・資料提供や担任と連携した食に関する指導	12. 教科や学級活動におけるねらいの理解に基づき、学級・学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業の実践・指導・資料提供	14. カウンセリングの基礎的知識の習得と栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方の理解	19. 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立の作成	26. 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備・食品・学校給食調理員の衛生についての点検・指導・助言	31. 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等との理解とユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践・指導	36. 学校におけるICT活用の意義及び情報モラルの正しい理解に基づく、ICTの適切な活用
	3. 不登校やいじめなどの教育課題の理解と適切な予防・解決に向けた適切な指導・支援	6. 学校教育目標を踏まえた学校・家庭・地域の連携による食に関する指導と全体計画の作成	10. 地域の食生活や産業等の理解に基づき、郷土料理や地域産物の導入等を通じた食に関する指導	13. PDCAサイクルを活かした学習指導の理解に基づき、指導方法の工夫・改善	15. 肥満や痩身・偏食・食物アレルギーなどを有する児童生徒及びその保護者に対する、担任・栄養教諭と連携した栄養管理・指導	22. 児童生徒の自己管理能力を養成したり、食への関心を高めたりする献立の作成	20. 教科等と連携し、学校給食を教材として効果的に活用できる献立の作成	27. 給食関係者と連携した、安心・安全な食材の選定や物資の管理、諸帳簿の記録等の適切な業務処理の実施	37. 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等との理解とユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践・指導
③ 成長期				16. 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理・指導を行うための構築	23. 児童生徒の食に関する知識や学習状況の把握と教材として活用できる献立の工夫・改善	21. 児童生徒の栄養摂取状況・残食調査等で把握した課題を反映させた、食に関する指導や献立の作成	28. 食中毒・異物混入、食物アレルギー食中毒防止等の危機管理体制の構築と学級担任等や学校給食調理員への対応策の指導・助言	32. 原簿生徒一人一人の食への関心の発達に応じた様々な指導や食形態の工夫・食習慣の改善等、教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援	38. ICTを活用した教育DXの推進と家庭・地域と連携した情報モラル教育の推進
					17. スポーツ栄養など、食に関する専門性の向上と児童生徒の実態に即した実践的な指導	24. 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、児童生徒の健康状態の改善につなぐ取組みの実施	29. 衛生管理責任者として、校長・所長・養護教諭・学校医・調理師・関係機関等と連携した調理場の運営・改善	33. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画について、意義の理解に基づいて作成・活用	39. 情報モラル等に関する情報収集とSNS等の有益性・危険性の理解に基づき、的確な対策の実施
④ 充実期								34. 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネーター力を活かした教育的支援の実施	
⑤ 運組織・運営期								35. 地域における関係機関の役割を理解し、連携しながら学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐ取組みの実施	

## 山形県教員指標 校長用

観 点		項 目			
総合的な人間力	①管理職としての見識	1	学校の責任者として、自己管理に基づく職業倫理の模範の提示と豊かな経験に基づく的確で迅速な判断・決断及びリーダーシップの発揮		
		2	国や県・市町村教育委員会における教育施策について情報収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握しながら取り組む、教育哲学・理念に基づいた学校経営の実践		
	②学び続ける姿勢	3	「令和の日本型学校教育」の実現に向け、研究・修養による自らの資質・能力の研鑽と職務上における自らの言動・行動の日常的な省察による、校長としてのマネジメント力等の向上		
教育公務員としての自覚		4	教育公務員として、法令の遵守及び「師表」となる誠実・厳正な職務の遂行と自らを範とする努力を伴う教職員への指導		
経営・組織マネジメント力	①学校経営目標の設定と達成	5	様々なデータや内外環境に関する情報の収集・整理・分析と組織内での共有、自校の実態・使命を踏まえ、先見性をもった経営目標の策定とその実現に向けた経営戦略の構築		
		6	教育活動や学校運営に関する学校評価による的確な状況の把握と継続的な評価・改善の実施、積極的な情報発信による的確な説明責任の遂行		
	②カリキュラム・マネジメント	7	教育目標の具現化を目指し、学校の使命や教職員の実態等を踏まえた特色あるカリキュラムの作成・管理・改善における、リーダーシップの発揮		
		③組織体制づくり	8	強みを活かした教育活動の実現に向け、組織運営にかかわる内外の環境条件を把握し、事務職員や技能職員等の職務の理解を図るなど、多様な専門性を活かした組織づくりの推進	
	9		働き方改革に係る自校の取組み状況及び課題の把握、課題解決に向けた取組みの推進		
	10		いじめや不登校等、生徒指導上の課題に組織で対応できる「チーム学校」づくりの推進		
	11		職場内のコミュニケーションを通じた協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団の育成		
	①人材育成	12	教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止の推進による、良好な職場環境の構築		
		②人材発掘	13	教職員一人一人の能力や適性の把握に基づく、チーム・学年・教科等によるOJTの推進と教職員のキャリアステージに応じた外部研修参加の促進	
			14	ミドルリーダー・シニアリーダーの育成と管理職にふさわしい人材の発掘	
	③人事評価	15	人事評価の十分な理解に基づく、所属教職員に対する適切な指導助言		
			①保護者・地域との連携・協働	16	保護者・地域の多様な関心やニーズを把握し、適切に外部人材の参画を促すなど、学校内外の関係者との連携・協働による、学校の教育力の最大化
				②教育委員会等との連携・協働	17
	③開かれた学校づくり	18	郷土愛や地域への参画意識の醸成に向け、地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かした、家庭・地域に開かれた学校づくりの推進		
			①学校安全管理	19	事故等の未然防止や適切な対応に向けた、危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実と平素から職員の危機管理能力を高める指導助言、緊急時の対応におけるリーダーシップの発揮
②学校情報管理	20	予算編成の趣旨を踏まえた、効果的な予算の執行管理と適切な公金・諸帳簿の管理、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理の徹底			
	②学校情報管理	21	情報セキュリティポリシーに則った、情報漏洩防止等のための厳正なセキュリティ管理		

幼稚園教諭用A 【保育の実践に関する資質・能力】

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

幼稚園教諭用A		保育指導力				特別支援教育能力	ICT活用力・情報モラル
幼児理解力	集団指導力	基礎的保育力 カリキュラム・マネジメント	指導の積極的改善	保育の専門性の構築	特別支援教育能力	ICT活用力・情報モラル	
<p>1. 幼児に対する深い教育愛を基盤とし、幼児理解及び教育相談の意義・原理・理論の理解</p> <p>2. 幼児との積極的なコミュニケーションを通して公平かつ受容的・共感的な関わり</p> <p>3. 幼児一人一人のよさの把握と幼児の園生活に対する意欲・興味・関心を引き出す指導・援助</p> <p>4. 幼児一人一人の心身の特性・生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助</p> <p>5. いじめや登園渋りなどの課題における日常的な情報収集と予防・解決に向けた適切な指導・援助</p> <p>6. 保護者の子育ての悩み等についての理解・受容に基づいた適切な助言</p>	<p>9. 幼児の実態に応じた、よりよい人間関係づくり・集団づくりの理解</p> <p>10. 幼児が互いのよさを認め合いながらそれぞれの可能性や生活の場が引き出される、温かい集団づくりの推進</p> <p>11. 幼児の園生活における体験を通じた、生命を大切にすることの心・思いやりの心・規範意識の醸成</p> <p>12. 園目標の実現に向けた、教職員・家庭・地域との連携による開かれた保育の推進</p>	<p>14. 幼稚園教育要領等の理解に基づいた保育の実施</p> <p>15. 幼稚園教育要領等・教材の価値・幼児の実態を踏まえた指導計画の作成</p> <p>16. 保育に関する専門的な知識・技能を活かした指導・援助</p>	<p>21. 幼児理解に基づく評価の意義・方法の理解</p> <p>22. 幼児の興味・関心を引き出す教材研究</p> <p>23. 幼児理解に基づき、評価の在り方の理解と幼児一人一人のよさや可能性などの把握</p> <p>24. 幼児の実態や状況の変化等に即した、指導過程の評価に基づき指導計画の工夫・改善</p> <p>25. 指導過程における評価の園全体へのフィードバック</p> <p>26. 評価の妥当性・信頼性を高める創意工夫と組織的・計画的な取組みの推進</p>	<p>27. 幼児教育を学ぶ意義の理解と基礎的な知識・技能の習得</p> <p>28. 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等の推進</p>	<p>32. インクルーシブ保育システムの考え方の理解</p> <p>33. 特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等の理解とユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助・環境構成</p>	<p>34. 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援</p> <p>35. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画について、意義の理解に基づき作成・活用</p> <p>36. 共生社会の実現に向け、専門知識やコア・ネットワーク力を活かした指導・援助</p> <p>37. 地域における関係機関の役割を理解し、連携しながら園・家庭・地域での支援を効果的につなぐ取組みの実施</p>	<p>38. 園におけるICT活用の意義及び情報モラルの正しい理解に基づき、ICTの適切な活用</p> <p>39. 幼児の体験との関連を考慮したICTや教育データの活用</p> <p>40. ICTを活用した教育DXの推進と家庭・地域と連携した情報モラル教育の推進</p> <p>41. 情報モラル等に関する情報収集とSNS等の有益性・危険性の理解に基づき、的確な対策の実施</p>
<p>① 着任時</p>	<p>② 始発期</p>	<p>③ 成長期</p>	<p>④ 充実期</p>	<p>⑤ 運組織運営期</p>			

## 山形県教員指標の改正について

## 1 指標について

- 校長及び教員（以下「教員等」という。）の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、教員等の任命権者が、文部科学大臣が定める指針を参酌し、地域の実情に応じ、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めるもの（教特法 22 の 3①）

なお、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、大学等からなる協議会（教特法 22 の 7①）において協議することとされている（教特法 22 の 3②）

## 2 これまでの経過

H30.1 山形県教員指標 策定（H28 文科省通知等）

R5.3 改正；教師に求められる資質能力を 5 つに再整理※、校長用指標の策定、研修履歴を活用した指導助言の明記 等（R4.8 文科省通知）

〔 〈1〉 教職に必要な素養、〈2〉 学習指導、〈3〉 生徒指導、〈4〉 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、〈5〉 ICT や情報・教育データの利活用 〕

R6.3 改正；養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化（R5.7 文科省通知）

## 3 今回改正のポイント

- （1） R7.2 文部科学省による指針改正の告示を受け、校長用指標に、学校における働き方改革を具体的に進めることを位置づけ

〔 中教審答申※<sup>1</sup>（R6.8）、給特法改正※<sup>2</sup>（R7.6 公布）を踏まえた動き 〕

※1 将来的に時間外在校等時間の上限を平均 20 時間/月とする目標を踏まえ、校長用指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付けることが必要とされた

※2 附則；時間外在校等時間の削減目標を令和 11 年までに平均 30 時間/月と明記

- （2） 上記の他、7 教振の策定を踏まえ文言を整理するとともに、見やすく使いやすいものになるよう体裁を整理したもの

## 4 スケジュール

令和 8 年 1 月 20 日～29 日 山形県教員資質向上協議会の開催（書面開催）

2 月 13 日～27 日 パブリックコメントの実施

3 月 17 日 教育委員会に改正案の付議（本日）

改正指標の公表（通知及びホームページにて公表）

○ 令和7年2月21日 文部科学省通知（該当箇所抜粋）

「教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正について」

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

3 指標の内容を定める際の観点

(1) 校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。

これらを果たすに当たっては、学校教育の質の向上を校長のリーダーシップの下で実現させるための前提として、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要である。

<凡例>  
 ① 国の指針の改正を受けたもの…赤字  
 ② 7教振を踏まえ文言を整理したもの…青字  
 ③ 見やすく使いやすくなるよう体裁を整理したもの…緑字

改正前

改正案

山形県教員指標

山形県教員指標

山形県教育委員会

山形県教育委員会

1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を踏まえ、県内教職課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月中央教育審議会答申）で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて効果的・継続的な研修を行うための目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。  
 また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。  
 なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

3 指標が対象とする教員等の範囲

県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭（常勤講師及び短時間勤務教諭を含む）、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。  
 （非常勤講師については対象としないが、研修機会の充実に努め、資質向上を図る。）  
 なお、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

4 校長の指標

校長の職責及び役割の大きさに鑑み、校長の指標を策定する。

5 本県が採用時に求める教員の姿（※山形県教員選考試験 基本方針より） 略

6 本県教員に求める「着任時の姿」 略

7 指標の段階

指標には、本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「着任時の姿」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

○教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ（5段階）

- ・ 着任時の姿 (初任時)
- ・ 始発期 ※ (初任時～3年目)
- ・ 成長期 ※ (4年目～10年目)
- ・ 充実期 ※ (11年目～20年目)
- ・ 組織運営期 ※ (21年目～退職)

※キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際のおくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。

例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針及び山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、県内教職課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月中央教育審議会答申）で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて効果的・継続的な研修を行うための目安であり、山形県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。  
 また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。  
 なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

3 指標が対象とする教員等の範囲

山形県教育委員会が任命権者となる県立学校及び市町村立学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭（常勤講師及び短時間勤務教諭を含む）、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。  
 （非常勤講師については対象としないが、研修機会の充実に努め、資質向上を図る。）  
 なお、校長の指標は、職責及び役割の大きさに鑑み、教諭とは別に個別の指標を策定するものとする。また、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

（「3 指標が対象とする教員等の範囲」に移動）

（指標の「着任の姿」と内容が重なるため削除）

（指標に示されているため削除）

4 指標の構成

（1）指標には、山形県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「着任時の姿」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

○ 教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ（5段階）

- ① 着任時の姿 (初任時)
- ② 始発期 ※ (初任時～3年目)
- ③ 成長期 ※ (4年目～10年目)
- ④ 充実期 ※ (11年目～20年目)
- ⑤ 組織運営期 ※ (21年目～退職)

※キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際のおくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。

例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

## 9 指標の構成

- (1) 指標のキャリアステージ（5段階）を横軸とし、各観点を縦軸として、キャリアステージ及び観点到した項目内容を記述し、表を作成している。
- (2) 各キャリアステージにおいて○印を付けた重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。（その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。）
- (3) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は、「探究型学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICT機器の活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考えから、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (4) 県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

## 8 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、幼稚園教諭用、養護教諭用、栄養教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
A：教職の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>担任力</b></p> <p>○生徒指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解力・教育相談力</li> <li>・集団指導力・学級経営力</li> </ul> <p>○学習指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的授業力・カリキュラムマネジメント</li> <li>・指導の積極的改善</li> <li>・教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化</li> </ul> <p>○特別支援教育力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解と実践力</li> </ul> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○総合的な人間力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会力</li> <li>・豊かな人間性・教養</li> <li>・学び続ける姿勢</li> </ul> <p>○教育公務員としての自覚</p> <p>○チームマネジメント能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営参画意識</li> <li>・連絡調整力</li> <li>・チーム運営力</li> <li>・後輩への指導・助言力</li> </ul> <p>○危機管理対応能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全の意識</li> <li>・学校情報管理の意識</li> </ul> </div>

養護教諭用	
A：養護教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○養護教育力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談力及び保健指導力</li> <li>・保健管理力</li> <li>・保健室経営力</li> </ul> <p>○特別支援教育力</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           ※教諭用と共通         </div>

- (2) 指標のキャリアステージ（5段階）を縦軸とし、各観点を横軸として、キャリアステージ及び観点到した項目内容を記述し、表を作成している。
- (3) 各キャリアステージにおける重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。（その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。）
- (4) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は、「探究学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICTの活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考えから、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (5) 山形県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

## 5 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、養護教諭用、栄養教諭用、校長用、幼稚園教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
A：教職の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="color: green;">(指標との整合性により削除)</p> <p>○生徒指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解力、教育相談力</li> <li>・集団指導力、学級経営力</li> </ul> <p>○学習指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的授業力、カリキュラム・マネジメント</li> <li>・指導の積極的改善</li> <li>・教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化</li> </ul> <p>○特別支援教育力</p> <p style="color: green;">(指標との整合性により削除)</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○総合的な人間力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会力</li> <li>・豊かな人間性・教養</li> <li>・学び続ける姿勢</li> </ul> <p>○教育公務員としての自覚</p> <p>○チームマネジメント能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営参画意識</li> <li>・連絡調整力</li> <li>・チーム運営力</li> <li>・後輩への指導・助言力</li> </ul> <p>○危機管理対応能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・園の安全管理</li> <li>・学校・園の情報管理</li> </ul> </div>

養護教諭用	
A：養護教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="color: green;">(指標との整合性により削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談力及び保健指導力</li> <li>・保健管理力</li> <li>・保健教育力</li> <li>・保健室経営力</li> <li>・保健組織活動力</li> </ul> <p>○特別支援教育力</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           ※教諭用と共通         </div>

栄養教諭用	
A：栄養教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<input type="checkbox"/> 栄養教育力 ・食に関する指導力 児童生徒理解力、食育推進力、給食時間における食に関する指導力、教科等における食に関する指導力、個別的な相談指導力 ・学校給食管理力 栄養管理力、衛生管理力 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	※教諭用と共通

校長用
<input type="checkbox"/> 総合的な人間力 <input type="checkbox"/> 教育公務員としての自覚 <input type="checkbox"/> 経営・組織マネジメント力（学校経営力、人材育成力、連携・協働調整力） <input type="checkbox"/> 危機管理

幼稚園教諭用	
A：保育の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<input type="checkbox"/> 幼児理解力 ・幼児理解力・教育相談力 <input type="checkbox"/> 保育指導力 ・集団指導力 ・基礎的保育力・カリキュラムマネジメント ・指導の積極的改善 ・保育の専門性の構築 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 ・特別な支援を必要とする幼児への指導・援助力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	※教諭用と共通

栄養教諭用	
A：栄養教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
（指標との整合性により削除） <input type="checkbox"/> 食に関する指導力 ・児童生徒理解力 ・食育推進力 ・給食時間における食に関する指導力 ・教科等における食に関する指導力 ・個別的な相談指導力 <input type="checkbox"/> 学校給食管理力 ・栄養管理力 ・衛生管理力 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	※教諭用と共通

校長用
<input type="checkbox"/> 総合的な人間力 ①管理職としての見識 ②学び続ける姿勢 <input type="checkbox"/> 教育公務員としての自覚 <input type="checkbox"/> 経営・組織マネジメント力 ・学校経営力 ①学校経営目標の設定と達成 ②カリキュラム・マネジメント ③組織体制づくり ・人材育成力 ①人材育成 ②人材発掘 ③人事評価 ・連携・協働調整力 ①保護者・地域との連携・協働 ②教育委員会等との連携・協働 ③開かれた学校づくり <input type="checkbox"/> 危機管理 ①学校安全管理 ②学校情報管理

幼稚園教諭用	
A：保育の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<input type="checkbox"/> 幼児理解力 ・幼児理解力・教育相談力 <input type="checkbox"/> 保育指導力 ・集団指導力 ・基礎的保育力、カリキュラム・マネジメント ・指導の積極的改善 ・保育の専門性の構築 <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 （指標との整合性により削除） <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル	※教諭用と共通



山形県教員指標 教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

Table with columns: 領域, 資質・能力, 項目, 責任時の姿勢, 始発期, 成長期, 充実期, 組織運営期. Rows include categories like 社会的, 豊かな人間性・教養, 学び続ける姿勢, 教育公務員としての自覚, 経営参画意識, 連絡調整力, チーム運営力, 後輩への指導・助言力, 学校・園の安全管理, 学校・園の情報管理.

山形県教員指標 教諭用B 【教職の素養に関する資質・能力】 ※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

Table with columns: 領域, 社会的, 総合的な人間性・教養, 教育公務員としての自覚, 経営参画意識, チームマネジメント能力, 後輩への指導・助言力, 学校・園の安全管理, 学校・園の情報管理. Rows include categories like 社会的, 豊かな人間性・教養, 教育公務員としての自覚, 経営参画意識, チームマネジメント能力, 後輩への指導・助言力, 学校・園の安全管理, 学校・園の情報管理.

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

Table with 5 columns: 資質・能力, 項目, 着任時の姿, 始発期, 養護教諭用A. Rows include 健康相談力及び保健指導力, 保健管理力, 保健教育力, 保健室経営力, 保健組織活動力, 特別支援教育力, ICT活用力・情報モラル.

山形県教員指標 養護教諭用A 【養護教諭の実践に関する資質・能力】

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

Table with 5 columns: ステップ, 健康相談力及び保健指導力, 保健管理力, 保健教育力, 保健室経営力, 保健組織活動力, 特別支援教育力, ICT活用力・情報モラル. Rows include 着任時, 始発期, 成長期, 充実期, 組織運営期.

山形県教員指標 栄養教諭用A【栄養教諭の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

Table with 6 columns: 領域, 項目, 達成時の姿, 始発期, 成長期, 充実期. Rows include 児童生徒理解力, 食に関する指導力, 個別の相談指導力, 栄養管理力, 衛生管理力, 特別支援教育力, ICT活用能力・情報モラル.

山形県教員指標 栄養教諭用A 【栄養教諭の実践に関する資質・能力】

※空欄の矢印(↓)は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

Table with 6 columns: 領域, 項目, 食に関する指導力, 食に関する指導力, 食に関する指導力, 食に関する指導力, 食に関する指導力. Rows include 児童生徒理解力, 食に関する指導力, 個別の相談指導力, 栄養管理力, 衛生管理力, 特別支援教育力, ICT活用能力・情報モラル.

山形県教員指標 校長用

☆「指標」校長用 ☆

領域	資質・能力	項目	
総合的な人間力	管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に努め、職業倫理の模範を示すとともに、豊かな経験にもとづき、的確で迅速な判断・決断をしリーダーシップを発揮する。	
		2 国や県、市町村教育委員会の教育施策について情報を収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握し、教育哲学や理念に基づいた学校経営を行う。	
	学び続ける姿勢	3 「令和の日本型学校教育」の実現のため、自ら研究と修養に励み資質・能力を磨くとともに、職務上の自らの言動や行動を絶えず省察し、校長としてのマネジメント力等の向上を図る。	
教育公務員としての自覚		4 教育公務員として自ら法令を遵守し、「師表」となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。	
経営・組織マネジメント力	①学校経営目標の設定と達成	5 自校の実態と使命を踏まえ、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報を収集・整理・分析、組織内で共有しながら先見性をもって経営目標を策定し、その実現に向けて経営戦略を構築する。	
		6 学校評価をもとに教育活動や学校運営の状況を的確に把握し、継続的な評価・改善を行うとともに、積極的な情報発信を行い、説明責任を的確に果たす。	
	②カリキュラムマネジメント	7 教育目標の具現化に向けて学校の使命や教職員の実態等を踏まえ、特色を活かしたカリキュラムの作成・管理・改善にリーダーシップを発揮する。	
		8 組織運営にかかわる内部・外部の環境条件を把握し、事務職員、技能職員等の職務も理解しながら、強みを活かした教育活動の実現に向けた組織づくりを行う。	
	③組織体制づくり	9 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に、組織で対応する「チーム学校」づくりに指導性を発揮する。	
		10 職場内のコミュニケーションを通じて協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団を育成する。	
		11 業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。	
	人材育成力	①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。
		②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成を図り、管理職にふさわしい人材を発掘する。
		③人事評価	14 人事評価について十分に理解を深め、所属職員に対して適切な指導助言を行う。
	連携・協働調整力	①保護者・地域との連携・協働	15 保護者、地域の多様な関心やニーズを的確に把握し、学校の教育計画や教育活動に適切に外部の方の参画を促すなど、連携・協働を推進し、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する。
②教育委員会等との連携・協働		16 学校の課題解決に向けて、教育委員会や関係機関と連携・協働する。	
③開かれた学校づくり		17 地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かし、郷土愛や地域への参画意識を醸成するため、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。	
危機管理	①学校安全管理	18 危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実を図り、事故等の未然防止に向け平素から職員の危機管理能力を高めるとともに、緊急時の対応においてリーダーシップを発揮する。	
		19 予算編成の趣旨を踏まえ効果的な予算の執行管理及び公金や諸帳簿の管理を適切に行うとともに、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理を徹底する。	
	②学校情報管理	20 HP、校内ネットワーク、ソフトウェア等における情報漏洩防止のため、厳正なセキュリティ管理を実施する。	

山形県教員指標 校長用

観 点	項目		
総合的な人間力	①管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に <b>基づく</b> 職業倫理の模範の <b>提示</b> と豊かな経験に基づく的確で迅速な判断・決断及びリーダーシップの発揮	
	②学び続ける姿勢	2 国や県・市町村教育委員会における教育施策について情報収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握 <b>しながら取り組む</b> 、教育哲学・理念に基づいた学校経営の <b>実践</b>	
教育公務員としての自覚		3 「令和の日本型学校教育」の実現に向け、研究・修養による自らの資質・能力の研鑽と職務上における自らの言動・行動の <b>日常的な省察</b> による、校長としてのマネジメント力等の向上	
教育公務員としての自覚		4 教育公務員として、法令の遵守及び「師表」となる誠実・厳正な職務の遂行と自らを範とする努力を <b>伴う</b> 教職員への指導	
経営・組織マネジメント力	①学校経営目標の設定と達成	5 様々なデータや内外環境に関する情報の収集・整理・分析と組織内での共有、自校の実態・使命を踏まえ、先見性をもった経営目標の策定とその実現に向けた経営戦略の構築	
		6 教育活動や学校運営に関する学校評価による的確な状況の把握と継続的な評価・改善の <b>実施</b> 、積極的な情報発信による的確な説明責任の <b>遂行</b>	
	②カリキュラム・マネジメント	7 教育目標の具現化を目指し、学校の使命や教職員の実態等を踏まえた特色あるカリキュラムの作成・管理・改善における、リーダーシップの発揮	
		8 強みを活かした教育活動の実現に向け、組織運営にかかわる内外の環境条件を把握し、事務職員や技能職員等の職務の理解を図るなど、 <b>多様な専門性を活かした組織づくりの推進</b>	
	③組織体制づくり	9 <b>働き方改革に係る自校の取組み状況及び課題の把握、課題解決に向けた取組みの推進</b>	
		10 いじめや不登校等、生徒指導上の課題に組織で対応できる「チーム学校」づくりの推進	
		11 職場内のコミュニケーションを通じた協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団の育成	
	人材育成力	①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性の把握 <b>に基づく</b> 、チーム・学年・教科等によるOJTの推進と <b>教職員の</b> キャリアステージに応じた外部研修参加の <b>促進</b>
		②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成と管理職にふさわしい人材の発掘
		③人事評価	14 人事評価の十分な理解 <b>に基づく</b> 、所属 <b>教職員</b> に対する適切な指導助言
	連携・協働調整力	①保護者・地域との連携・協働	15 保護者・地域の多様な関心やニーズを把握し、適切に外部人材の参画を促すなど、学校内外の関係者との連携・協働による、学校の教育力の最大化
②教育委員会等との連携・協働		16 学校の課題解決に向けた、教育委員会や関係機関との連携・協働	
③開かれた学校づくり		17 郷土愛や地域への参画意識の醸成に向け、地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かした、家庭・地域に開かれた学校づくりの <b>推進</b>	
危機管理	①学校安全管理	18 事故等の未然防止や <b>適切な対応</b> に向けた、危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実と平素から職員の危機管理能力を高める <b>指導助言</b> 、緊急時の対応におけるリーダーシップの <b>発揮</b>	
		19 予算編成の趣旨を踏まえた、効果的な予算の執行管理と適切な公金・諸帳簿の管理、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理の徹底	
	②学校情報管理	20 <b>情報セキュリティポリシーに則った、情報漏洩防止等のための厳正なセキュリティ管理</b>	

領域	資質・能力	市町村教育委員会参考用 幼稚園教諭用A【保育の実践に関する資質・能力】※○印は、その段階における重点項目	項目	雇用の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
幼児理解力 ・教育相談力	幼児理解力 ・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛をもった上で、幼児理解及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。 2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。 3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。 4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。 5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。 6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。 7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を意識した指導・援助ができる。 8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることのできる。	O1	○	○	○	○	○
保育指導力	基礎的保育力 ・カリキュラムマネジメント	14 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することのできる。 15 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことのできる。 16 保育のねらいに応じて指導・援助や環境構成を行うことのできる。 17 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことのできる。 18 幼稚園教育要領、学習指導要領、第6次山形県教育振興計画の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することのできる。 19 園の特色を活かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することのできる。 20 園の特色に基づいた評価の意義と方法について理解している。 21 幼児の興味・関心を引き出す教材研究を行うことのできる。 22 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することのできる。 23 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことのできる。 24 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることのできる。 25 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることのできる。 26 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することのできる。 27 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることのできる。 28 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信することのできる。 29 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことのできる。 30 園や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることのできる。 31 インクルーシブ保育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等を理解している。 32 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことのできる。 33 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことのできる。 34 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することのできる。 35 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに指導・援助を行うことのできる。 36 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことのできる。 37 園におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。 38 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器や教育データを活用することのできる。 39 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、園のICT活用を進めることのできる。 40 情報モラル等に関する情報収集を行い、保護者に的確な指導や助言ができる。	O2	○	○	○	○	○
ICT活用能力 ・情報モラル	ICT活用能力 ・情報モラル	32 特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、保育指導等を個別最適に行うための資質・能力	O4	○	○	○	○	○

幼稚園教諭用A【保育の実践に関する資質・能力】

※空欄の矢印( )は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

領域	資質・能力	市町村教育委員会参考用 幼稚園教諭用A【保育の実践に関する資質・能力】	項目	雇用の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
幼児理解力 ・教育相談力	幼児理解力 ・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛を基盤として、幼児理解及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。 2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。 3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。 4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。 5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。 6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。 7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を意識した指導・援助ができる。 8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることのできる。	O1	○	○	○	○	○
保育指導力	基礎的保育力 ・カリキュラムマネジメント	14 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することのできる。 15 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことのできる。 16 保育のねらいに応じて指導・援助や環境構成を行うことのできる。 17 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことのできる。 18 幼稚園教育要領、学習指導要領、第6次山形県教育振興計画の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することのできる。 19 園の特色を活かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することのできる。 20 園の特色に基づいた評価の意義と方法について理解している。 21 幼児の興味・関心を引き出す教材研究を行うことのできる。 22 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することのできる。 23 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことのできる。 24 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることのできる。 25 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることのできる。 26 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することのできる。 27 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることのできる。 28 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信することのできる。 29 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことのできる。 30 園や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることのできる。 31 インクルーシブ保育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等を理解している。 32 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことのできる。 33 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことのできる。 34 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することのできる。 35 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに指導・援助を行うことのできる。 36 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことのできる。 37 園におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。 38 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器や教育データを活用することのできる。 39 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、園のICT活用を進めることのできる。 40 情報モラル等に関する情報収集を行い、保護者に的確な指導や助言ができる。	O2	○	○	○	○	○
ICT活用能力 ・情報モラル	ICT活用能力 ・情報モラル	32 特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、保育指導等を個別最適に行うための資質・能力	O4	○	○	○	○	○

※空欄の矢印( )は、これまでに身に付けた資質・能力の維持・向上を意味する

## (参考資料)

### 山形県教員指標（改正案）に提出された意見の概要及び 意見に対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで
- 2 意見の件数 3 名から 3 件の意見

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
1	○ 1つのキャリアステージの中で項目が細分化されている箇所について、隣の項目と関連しているように見える。	○ 項目を区切る線の位置を工夫します。
2	○ 「探究学習」について、「始発期」ではなく、「成長期」に本腰を入れて取り組んでいく方がよいと感じる。	○ 児童生徒が主体的・協働的に課題を解決する力の育成に向けて、教員のキャリアステージにおける早い段階から探究学習の趣旨を理解する必要があるため、これまでも「始発期」に位置付けているところです。
3	○ 昨今、保護者への対応が複雑化・困難化している。教員を守るためにも校長用の指標に保護者対応に関する指標を入れるべきではないか。	○ 子どもたちが抱える課題の複雑化・困難化に伴う、保護者の教員に対する期待の高まり等の中で、教職員が力を発揮できる環境をつくる趣旨で、文部科学省の指針の改正において、校長用の指標に働き方改革が位置付けられたことを受け、今般、本県の校長用の指標にも働き方改革を位置付けたところです。 また、これまでも保護者対応等を含めた課題を組織的に対応する「チーム学校」づくりの推進を位置付けています。

## 議第 4 号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例  
の施行規程の一部を改正する規則の制定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程  
の一部を改正する規則を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例  
の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程  
(昭和29年8月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(旅費の支給)

第2条 学校職員の旅費の支給については、県職員等の旅費に関する条例（昭和26  
年10月県条例第48号）の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員の例に  
よる。

第3条から第8条までを削る。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提 案 理 由

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例が準用する、  
県職員等の旅費に関する条例等の一部改正を踏まえ、必要な規定を整備するため提  
案するものである。

令和8年3月17日提出

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例（昭和29年6月県条例第25号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例（昭和29年6月県条例第25号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(教育職員等の旅費)</p> <p>第2条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第4号口に規定する教育職給料表(2)及び同項第6号口に規定する医療職給料表(2)の適用を受ける職員に旅費を支給する場合における当該職員の同条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表に相当する職務の級は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 <u>学校職員の旅費の支給については、県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員の例による。</u></p>
<p>(旅行取消等の場合における旅費)</p> <p>第3条 山形県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号。以下「条例」という。）第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにかかわらず、払いもどしを受けることのできなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</p> <p>(2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額</p>	<p>(削る)</p>
<p>(旅費喪失の場合における旅費)</p> <p>第4条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。</p> <p>(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時</p>	<p>(削る)</p>

<p>以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</p> <p>(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差引いた額</p>	
<p>(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式)</p> <p>第5条 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、別記様式第1号による。ただし、同様式により難い事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>2 前項に定める旅行命令簿等は、当該旅行命令簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第7条第6項において同じ。)をもつて、当該旅行命令簿等に代えることができる。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(路程の計算)</p> <p>第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程</p> <p>(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程</p> <p>(3) 陸路 県内にあつては、職員等の旅費に関する条例の施行手続(昭和26年11月県人事委員会規則6-2)別表第2による山形県管内路程図に掲げる路程、県外にあつては、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程</p> <p>2 県外旅行の場合において前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第3号の規定に準じて計算することができる。</p> <p>3 県外旅行の場合、第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</p> <p>4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行に</p>	<p>(削る)</p>

<p>ついて陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をもつて起点とすることができる。</p> <p>5 第1項及び前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。</p>	
<p>(旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式)</p> <p>第7条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式は次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 次号以外の場合 別記様式第2号</p> <p>(2) 赴任旅費を請求する場合 別記様式第3号</p> <p>2 次の各号に掲げる場合は、前項の旅費請求書に当該各号に掲げる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) 扶養親族移転料を請求する場合 扶養親族移転料仕訳書(別記様式第4号)</p> <p>(2) 条例第28条に規定する旅費を請求する場合 旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する資料</p> <p>(3) 条例第29条第1項に規定する旅費を請求する場合 職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する資料</p> <p>(4) 条例第29条第3項に規定する旅費を請求する場合 職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料</p> <p>3 次の旅費に係る第1項の旅費請求書には、旅費として支払を行つた旨を証明する資料を添付するものとする。</p> <p>(1) 条例第3条第5項に規定する損失額</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 航空賃</p> <p>(4) 条例第18条第1項ただし書に規定する車賃</p> <p>(5) 食卓料</p> <p>(6) 移転料</p> <p>4 条例第20条第2項、第22条第3項又は第26条第2号に規定する天災その他やむを得ない事情により宿泊し、又は期間を延長した場合の旅費を請求するときは、第1項の旅費請求書に当該</p>	<p>(削る)</p>

事情を証明する資料を添付するものとする。

5 前4項の規定により難い事情がある場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

6 条例第13条第4項に規定する電磁的方法は、任命権者が定める方法とする。

(旅費の請求手続)

第8条 条例第13条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して1週間とする。

2 条例第13条第3項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間とする。

3 精算請求書は、旅行終了後速やかに提出しなければならない。

(削る)

別表第1

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表区分	9級		7級		3級	2級	1級
	8級	5級	6級	4級			
給料表							
教育職給料表(2)	4級	3級16号給以下	2級37号給から44号給まで	2級21号給から36号給まで	2級20号給以下	1級40号給以下	
	3級17号給以上	特2級		1級41号給以上			
医療職給料表(2)		7級	4級	3級4号給以下	2級8号給以下		
		6級	3級5号給以上	2級9号給以上	1級		
		5級					

(削る)

(注) この表は、別表第2の適用を受ける職員には適用しない。

別表第2

定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表区分	9級	7級	3級	2級	1級
	8級	6級			
給料表		5級			
		4級			
教育職給料表(2)	4級	特2級		1級	
	3級	2級			
医療職給料表(2)		7級	4級	2級	1級
		6級			
		5級			

(注) 定年前再任用短時間勤務職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(削る)

別記

様式第1号

旅行命令簿(旅行依頼簿)

命令(依頼)年月日	用務及び地名	出発月日 帰序月日	変更命令又は承認	概算私又は精算の有無		精算	職名(所属職名)	氏名	受命確認
				概算私	精算私				
年月日		月日					級号給		
		月日					級号給		
		泊日							
年月日		月日					級号給		
		月日					級号給		
		泊日							
年月日		月日					級号給		
		月日					級号給		
		泊日							

- 備考 1 「変更命令又は承認」の欄には、命令の変更、近距離旅行及び日額旅費支給の際の所要事項並びに旅費の調整基準の適用区分を記入すること。
- 2 「概算私又は精算の有無」の欄には、請求(返納)書を受領した教育事務所会計職員が確認した旨を示すこと。
- 3 「精算」の欄には、概算私した旅費について追給又は返納を要しない場合に限り、当該旅行終了後旅行者が確認した旨を示すこと。
- 4 旅行命令簿は、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第4条に規定する給料表の適用を受ける者の職種別に別つくりとすること。
- 5 旅行依頼簿として使用する場合は、「命令年月日」とあるのは「依頼年月日」と、「職名」とあるのは「所属職名」と訂正して使用すること。

(削る)



# 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行 規程の一部を改正する規則の制定について

## 1 概要

「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例」が準用する、「県職員等の旅費に関する条例」（県条例）等の一部改正<sup>\*</sup>を踏まえ、必要な規定の整備を行うもの。

<sup>\*</sup>国の旅費制度の改正（原則実費支給 等）を踏まえた見直し（令和8年4月1日施行）

## 2 改正内容

### （1）職務の級に関する条項の削除（改正前の第2条関係）

県条例において、職務の級による旅費支給額の差がなくなり、行政職給料表と教育職給料表等の対比に係る規定が不要となったため、削除。

#### 〔参考〕改正前の第2条別表（抜粋）

別表第1

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表区分	9級 8級	7級 6級 5級 4級	3級	2級	1級
給料表					
教育職給料表(2)	4級 3級17号給以上	3級16号給以下 特2級 2級45号給以上	2級37号給から 44号給まで	2級21号給から 36号給まで 1級41号給以上	2級20号給以下 1級40号給以下
医療職給料表(2)		7級 6級 5級	4級 3級5号給以上	3級4号給以下 2級9号給以上	2級8号給以下 1級

（注）この表は、別表第2の適用を受ける職員には適用しない。

### （2）その他、人委規則と同内容の条項の削除（改正前の第3条～第8条関係）

「山形県人事委員会規則6-2（職員の旅費に関する条例の施行手続）」に準じ同じ内容の規程を置いていたが、改正後の第2条において「知事の事務部局の職員の例による」と整理したうえで削除。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 関連条文（抜粋）

### ○ 市町村立学校職員給与負担法〔昭和二十三年法律第百三十五号〕（抄）

（市町村立小中学校等職員の給与の都道府県負担）

第一条 市…町村立の小学校、中学校、義務教育学校…の校長…教諭…及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、…旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）…は、都道府県の負担とする。

一 ～ 三 一略一

### ○ 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例〔昭和29年6月山形県条例第25号〕（抄）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）に対して支給する旅費に関する基準を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第2条 学校職員の旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定を準用する。

第3条 削除

（実施の規定）

第4条 この条例の施行について必要な事項は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。

### ○ 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程〔昭和29年8月山形県教育委員会規則第5号〕（抄）【改正後】

（目的）

第1条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例（昭和29年6月県条例第25号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第2条 学校職員の旅費の支給については、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員の例による。

## 県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

### 第1 県職員等の旅費に関する条例の一部改正

国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準の見直しを行うもの。

【主な見直し内容】〔内は改正後の条項〕

#### 1 交通費関係

##### ○ 車賃〔§11〕

自家用車で出張した場合の車賃の額を37円/kmから22円/kmに改正  
 (経過措置として、令和9年3月31日まで29円/kmを支給)〔附則④〕

#### 2 宿泊費等関係

##### ① 宿泊費〔§13〕

宿泊に要する費用について、定額支給から上限付き実費支給に見直し  
 現行(抜粋) (単位:円)

	宿泊料(定額)			→ 条例から削除 人事委員会規則で規定 (右表予定)	宿泊費(上限額)	
	知事等	部次長級	その他		知事等	その他
山形県内(乙)	13,300	11,800	9,800		14,000	10,000
東京都特別区(甲)	16,500	14,800	13,100		27,000	19,000

##### ② 包括宿泊費〔§14〕

いわゆる「パック旅行」を利用した場合の旅費費目として新設(実費支給)

##### ③ 宿泊手当〔§15〕

「現地経費」(200~1,100円/日)を廃止、宿泊を伴う旅行に新設(定額支給)  
 (支給額は、人事委員会規則で規定(予定額2,400円/泊))

#### 3 転居費等関係〔§16〕

○ 赴任に伴う転居に要する費用を、定額支給から実費支給に見直し

#### 4 その他〔§3 ⑦〕

○ チケット手配をした旅行代理店等に、旅費相当額を直接支払うことを可能とする

### 第2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正

### 第3 参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正

### 第4 山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正

### 第5 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

特別職に属する県職員(第2)、語学指導等に従事する外国人\* (第4)等について、第1同様の措置を講ずるため、所要の規定の改正を行うもの。

※ 語学指導等に従事する外国人: A L T (外国語指導助手)(各県立高等学校等に配置)等

### 第6 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第 5 号

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の設定について

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年 8 月県教育委員会規則第 12 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（旧法公益信託に関する経過措置）
- 2 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）附則第 2 条第 2 項に規定する旧法公益信託（以下「旧法公益信託」という。）については、同項に規定する移行期間（旧法公益信託が当該移行期間内に同法第 3 条に規定する行政庁の認可の申請をした場合で当該移行期間内に当該申請に対する処分がされていないときにあつては、この規則の施行の日からその処分がされる日までの間）は、なお従前の例による。  
（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）
- 3 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 18 年 2 月県教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。  
（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 4 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法公益信託の受託者がその事務所に備えなければならない書類等の作成及び保存については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律 62 号）を全部改正する公益信託に関する法律の施行により、公益信託に関する事務の権限が知事に一元化されることに伴い、教育委員会が行う公益信託に関し必要な事項を定めた規則を廃止するため提案するものである。

令和8年3月17日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

# 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則について

## 1 廃止する規則の概要

- (1) 公益信託とは  
委託者（法人又は個人）が一定の公益目的のため、財産を受託者（信託銀行等）に預け、受託者が財産を管理・運用し、その公益目的を実現しようとする制度で、主務官庁の許可を受けたもの。
- (2) 廃止する規則の規定内容  
公益信託の事務処理として、引受けの許可、信託変更許可及び信託終了に伴う残余財産処分許可等の手続きを定めている。
- (3) 教育委員会における公益信託の事務処理  
政令により、文部科学大臣から都道府県教育委員会に委任されている。
- (4) 教育委員会における公益信託の状況  
3件 内訳) 奨学金の給付：2件  
教育活動等への助成・顕彰：1件

## 2 廃止の理由

公益信託ニ関スル法律が全部改正されたことにより、主務官庁（教育委員会）による許可制度が廃止され、知事による認可制度となり、公益信託に関する事務の権限が知事に一元化されることから、公益信託に関する規則を廃止するもの。

## 3 附則の規定

- (1) 第2項  
改正前の旧法公益信託に関しては、法により「移行期間である2年間」又は「移行認可を受け新法適用となるまでの間」は「なお従前の例による」こととされているため、当該期間は、廃止する規則の規定に準じて事務処理する旨を規定するもの。
- (2) 第3項
  - ①「山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」は、県が条例等により作成・保存を求めている書面について、電磁的方法によることを可能とするものを定めている。
  - ②公益信託の受託者が事務所に備えるべき書類がその対象となっているが、公益信託に関する規則の廃止に伴い、当該規則を廃止するもの。
- (3) 第4項  
改正前の旧法公益信託の受託者が事務所に備えるべき書類について、「移行期間である2年間」又は「移行認可を受け新法適用となるまでの間」は、これまでどおり電磁的方法による作成・保存を可能とするもの。

## 4 施行日

令和8年4月1日

## 議第 6 号

山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則  
山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則（平成 6 年 10 月県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

提 案 理 由

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 8 年 3 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(聴聞の期日又は場所の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2～4 -略-</p>	<p>(聴聞の期日又は場所の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2～4 -略-</p>

## 議第 7 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の第 42 条に次のただし書を加える。

ただし、電子申請の方法により入学料を納付する者については、入学料を添えることを要しない。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

現在県証紙で収入している入学料について、電子申請による納付を可能とするため規則の該当項を改正するため提案するものである。

令和 8 年 3 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>—略—</p> <p>（誓約書の提出）</p> <p>第42条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書（別記様式第5号）に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。</p>	<p>—略—</p> <p>（誓約書の提出）</p> <p>第42条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書（別記様式第5号）に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。<u>ただし、電子申請の方法により入学料を納付する者については、入学料を添えることを要しない。</u></p>

## 議第 8 号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、特殊勤務手当支給の基準と手続（昭和35年10月県人事委員会規則5—2）第11条の2に規定する船員作業手当は、条例第20条に規定する学校職員のうち海事職給料表1級の職務にある者の例により支給する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

県人事委員会規則の改正により、漁船乗組員の特殊勤務手当の種類に船員作業手当が加えられたことに伴う規定の整備を図るため提案するものである。

令和8年3月17日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

技能労務職員に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 主として夜間において授業を行なう定時制の課程を併置する高等学校に勤務する職員が、夜間における勤務に従事したときは、山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「条例」という。）第17条の規定により定時制高等学校の夜間勤務に従事する学校職員の特殊勤務手当を受ける学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。</p> <p>第4条 職員が、練習船鳥海丸に乗り組んだときは、条例第20条に規定する学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 主として夜間において授業を行なう定時制の課程を併置する高等学校に勤務する職員が、夜間における勤務に従事したときは、山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「条例」という。）第17条の規定により定時制高等学校の夜間勤務に従事する学校職員の特殊勤務手当を受ける学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。</p> <p>第4条 職員が、練習船鳥海丸に乗り組んだときは、条例第20条に規定する学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。<b><u>ただし、特殊勤務手当支給の基準と手続（昭和35年10月県人事委員会規則5—2）第11条の2に規定する船員作業手当は、条例第20条に規定する学校職員のうち海事職給料表1級の職務にある者の例により支給する。</u></b></p>

## 技能労務職員に関する規則の一部改正について

### 1 改正概要

- 今年度、国家公務員等の旅費制度が抜本的に改められ、旅費支給にあたっての基本的な考え方が、従前の定額支給から、実際に要した費用を支給する実費弁償に改められた。

本県職員に係る旅費制度は、従来国に準じていることから、実費弁償が旅費支給の基本とされた。これにより、出張時に要すると考えられる各種少額経費を一律で支給する、いわゆる「日当」は、今後は支給されないこととなったところ。

- 船員等が船舶に乗船した際にも、その日数に応じた「航海日当」を支給するものとされていた。

今回の旅費制度の抜本改正にあって、国においては、船上での業務の特殊性を踏まえ、特殊勤務手当に「船員作業手当」を新設し、航海日当と同額を引き続き支給することとなったが、本県職員に対しても、国家公務員と同様の措置がなされることとなり、人事委員会規則が改正され、漁船乗組員の特殊勤務手当の種類に船員作業手当が加えられた。

- 教育委員会が任命権者となっている技能労務職員に対しては、従来の航海日当の支給にあっては、給与条例適用職員のうち、海事職給料表1級の者と同額とする旨、教育委員会訓令で規定していたところであるが、特殊勤務手当へ移行後もこれと同様に、海事職給料表1級の者と同額で、技能労務職員に手当を支給する旨、規定の整備を図ることとしたいもの。

### 2 施行日

令和8年4月1日

※ 「船員作業手当」が新設される日と同日

○技能労務職員に関する規則（昭和33年4月山形県教育委員会規則第5号）

最終改正 令和5年4月1日教委規則第7号

（目的）

第1条 この規則は、技能労務職員の給与の額、支給方法等、旅費の支給及び勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この規則において「技能労務職員」（以下「職員」という。）とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員のうち教育委員会の任命するものをいう。

（給与の額、支給方法等）

第2条 職員に支給する給与の額、支給方法等及び旅費の支給については、この規則で定めるもののほか技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）に規定する職員の例による。

（給料の調整を行う職及び調整数）

第2条の2 給料の調整を行う職及び調整数は、別表のとおりとする。

（特殊勤務手当）

第3条 主として夜間において授業を行なう定時制の課程を併置する高等学校に勤務する職員が、夜間における勤務に従事したときは、山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「条例」という。）第17条の規定により定時制高等学校の夜間勤務に従事する学校職員の特殊勤務手当を受ける学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。

第4条 職員が、練習船鳥海丸に乗り組んだときは、条例第20条に規定する学校職員の例により特殊勤務手当を支給する。**ただし、特殊勤務手当支給の基準と手続（昭和35年10月県人事委員会規則5—2）第11条の2に規定する船員作業手当は、条例第20条に規定する学校職員のうち海事職給料表1級の職務にある者の例により支給する。**

（へき地手当及びへき地手当に準ずる手当）

第5条 職員には、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第13条の4及び第13条の5に規定する学校職員の例によりへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給する。

（勤務時間等）

第6条 職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、休憩を一斉に与えないことができる要件を除き、県立学校に勤務する職員以外の職員にあつては山形県職員等の給与に関する条例第2条第1号に規定する職員のうち教育局又は教育機関に勤務する者の例により、県立学校に勤務する職員にあつては山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第2条に規定する学校職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

—中略—

附 則（令和5年4月1日教委規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表

職	調整数
県立の特別支援学校に勤務する介助員の占める職	1

## 関係条例・規則等（令和8年4月1日現在）

### ○ 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）（抄）

（この条例の目的）

**第1条** この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、一般職に属する県職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の給与並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 職員等のうち第2号及び第3号に掲げるものを除いた者をいう。
- （2）警察職員 地方警務官以外の警察官及びその他の職員をいう。
- （3）学校職員 県立の大学の学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員及びその他の職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者及び人事委員会規則で定める者をいい、同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。）をいう。
- （4）教育職員 前号に掲げるもののうち事務職員、技術職員及びその他の職員を除いた者をいう。

### ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）（抄）

（定義）

**第2条** この条例で「職員等」、「職員」、「警察職員」、「学校職員」及び「教育職員」とは、給与条例第1条及び第2条に定めるところによる。

（漁船乗組員の特殊勤務手当）

**第20条** 漁船乗組員の特殊勤務手当は、漁業に関する試験、調査、取締り、指導又は練習に従事する漁船に乗り組む職員及び学校職員に支給する。

- 2 前項の手当の種類及び額は、人事委員会が定める。

### ○ 特殊勤務手当支給の基準と手続（昭和35年10月山形県人事委員会規則5—2）（抄）

（漁船乗組員の特殊勤務手当）

**第6条** 漁船乗組員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 漁獲手当
- 実習指導手当
- 乗船勤務手当
- 船員作業手当

(船員作業手当)

第11条の2 船員作業手当は、水産研究所若しくは庄内総合支庁水産振興課に勤務する船員たる職員又は県立加茂水産高等学校に勤務する学校職員（教育職員若しくは船員に限る。次項第2号において同じ。）が、航海中（定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港その他人事委員会が定める港をいう。）を出港する日から同港に入港する日までの期間をいう。）の船舶において行う船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するものに係る作業又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 水産研究所又は庄内総合支庁水産振興課に勤務する船員たる職員 職員の職務の級に応じて次の表に定める額

職務の級	手当額
海事職給料表4級	1,090円
海事職給料表3級及び2級	910円
海事職給料表1級	750円

(2) 県立加茂水産高等学校に勤務する学校職員 職員の職務の級に応じて人事委員会が定める額

☞ 令和7年9月2日付け山人委第133号通知で定める額

山形県教育委員会教育長 殿

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦



山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）第11条の2  
第1項に規定する「人事委員会が定める港」等について（通知）

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則（令和7年9月2日）による改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）（以下「規則」という。）第11条の2第1項に規定する「人事委員会が定める港」及び同条第2項第2号に規定する「人事委員会が定める額」について下記のとおり定めたので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

- 1 規則第11条の2第1項に規定する「人事委員会が定める港」は、三崎漁港（神奈川県に所在するものに限る。）及び仙台塩釜港塩釜港区とする。
- 2 規則第11条の2第2項第2号に規定する「人事委員会が定める額」は、職員の職務の級及び航海の目的地（海上の目的定点を含む。以下同じ。）の区分に応じて、別表に定める額とする。
- 3 目的地が2以上ある場合において、当該目的地が定額を異にする目的地の区分に分類するときは、額の大きいものを前項の定額とする。

別表

職務の級	目的地の区分	第1区	第2区	第3区	第4区
教育職給料表(1)の各級		1,090円	1,640円	2,050円	3,080円
海事職給料表5級及び4級					
海事職給料表3級及び2級		910円	1,370円	1,710円	2,570円
海事職給料表1級		750円	1,130円	1,410円	2,120円

備考

- 1 この表において、「第1区」とは、東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度

北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域（外国の領海の区域を除く。）をいう。

- 2 この表において、「第2区」とは、東は東経175度、西は同110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域（第1区の区域を除く。）をいう。
- 3 この表において、「第3区」とは、東は東経175度、西は同94度、南は南緯11度、北は北緯21度の各線の内側の区域（トンキン湾を含む。）及び東は東経175度、西は同134度、南は北緯51度、北は同63度の各線の内側の区域をいう。
- 4 この表において、「第4区」とは、第1区、第2区及び第3区以外の区域をいう。

**○ 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程**（昭和48年3月30日山形県教育委員会訓令第3号）

**第1条** この規程は、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第25条、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例（昭和29年6月県条例第25号。以下「市町村立学校職員旅費条例」という。）第2条及び技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）第2条の規定に基づき、県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員旅費条例第1条に規定する学校職員（以下「職員」という。）に対する日額旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 一略一

**第3条** 県立加茂水産高等学校に勤務する教職員（常時船舶に乗船してその業務に従事する教職員に限る。）が、船舶に乗船して旅行する場合は、日額旅費として航海日当を支給する。

2 航海日当は、定けい港（当該船舶が通常てい泊し、又はけい留される港をいう。）を出港する日から同港に入港する日までの期間について支給するものとし、その額は、次表の区分による額とする。

区分	日額
教育職給料表(1)の適用を受ける者及び海事職給料表4級以上の職務にある者	1,090円
海事職給料表3級及び2級の職務にある者	910円
海事職給料表1級の職務にある者及び技能労務職給料表の適用を受ける者	750円

**第4条** 日額旅費の支給を受ける旅行と普通旅費の支給を受ける旅行とが同日に行われるときは、その日の旅行については、すべて普通旅費を支給する。

**第5条** 職員の日額旅費について、公務の必要又はやむをえない事情により、この規程によりがたい場合は、旅行命令権者は、知事の承認を得て別に支給することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、この訓令の施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

一中略一

附 則（令和7年3月28日訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

○ 山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程

(平成4年3月27日山形県教育委員会訓令第2号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、山形県人事委員会規則6—2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)第9条第2項に基づき、山形県立加茂水産高等学校の職員(以下「職員」という。)に対する旅行手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(旅行手当の額)

**第2条** 鳥海丸が酒田港若しくは三崎港又は教育長が別に定める港を出発した日からこれらの港に入港した日までの期間における職員の鳥海丸による旅行について支給する旅行手当の額は、旅行手当の定額に当該旅行の日数を乗じて得た額とする。

2 前項の旅行手当の定額は、職員の区分及び当該旅行の目的地(目的海域を含む。以下同じ。)の所属する航海区域の区分に応じ、それぞれ別表に定める額とする。

3 目的地が2以上ある場合において、当該目的地が旅行手当の定額を異にする航海区域に分属するときは、額の大きいものを第1項の旅行手当の定額とする。

**附 則**

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年4月1日教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年11月7日教委訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**別表**

職員の区分	航海区域の区分			
	第1区	第2区	第3区	第4区
教育職給料表(1)の適用を受ける者及び 海事職給料表4級以上の職務にある者	1,090円	1,640円	2,050円	3,080円
海事職給料表3級及び2級の職務にある者	910円	1,370円	1,710円	2,570円
海事職給料表1級の職務にある者及び技能 労務職給料表の適用を受ける者	750円	1,130円	1,410円	2,120円

備考 航海区域の区分は、次に掲げる区域とする。

(1) 第1区 東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる線に囲まれた区域から外国の領海を除いた区域

(2) 第2区 東経175度、北緯21度、東経110度及び北緯51度の線により囲まれた区域から第1区の区域を除いた区域

(3) 第3区 東経175度、北緯51度、東経134度及び北緯63度の線により囲まれた区域並びに東経175度、南緯11度、東経94度及び北緯21度の線により囲まれた区域(トンキン湾を含む。)

(4) 第4区 第1区、第2区及び第3区以外の区域

## 議第 9 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則  
の制定について

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年 7 月県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 2 年文部科学省告示第 1 号」を「令和 7 年文部科学省告示第 114 号」に改め、「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、」を削る。

第 2 条第 1 号中「教育委員会」を「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 2 条第 3 号中「指針第 2 章第 1 節（1）」を「指針第 1 章第 3 節（1）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に基づき文部科学大臣が定めた指針の改正内容に伴い提案するものである。

令和 8 年 3 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年7月21日山形県教育委員会規則第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<a href="#">令和2年文部科学省告示第1号</a>。以下「指針」という。）を踏まえ、<a href="#">山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</a>は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 <a href="#">教育委員会</a>の所管に属する県立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。</p> <p>(2) 所定の勤務時間 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年県条例第93号）第7条に規定する学校職員の休日（以下「休日」という。）、同条例第7条の2の規定により休日と振り替えられた日及び同条例第7条の3に規定する代休日（同条例第7条の2の規定により勤務を要しない日及び休日以外の日と振り替えられた休日並びに同条例第7条の3の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。</p> <p>(3) 在校等時間 <a href="#">指針第2章第1節(1)</a>の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<a href="#">令和7年文部科学省告示第114号</a>。以下「指針」という。）を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(1) 教育職員 <a href="#">山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</a>の所管に属する県立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 在校等時間 <a href="#">指針第1章第3節(1)</a>の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>

現 行	改 正 案
<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1箇月について45時間</p> <p>(2) 1年について360時間</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1箇月について100時間未満</p> <p>(2) 1年について720時間</p> <p>(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。</p>	<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 (同左)</p>

## 議第 10 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

令和 7 年度山形県一般会計補正予算（第 9 号）のうち、教育委員会に関する事務に係る部分

### 提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 8 年 3 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

## 繰越明許費の設定について

### 1 概要

(単位：千円)

事業名	繰越額	概要
県立高等学校各種 営繕工事事業	23,234	山形南高等学校のグラウンドフェンス更新工事について、年度内の事業完了が困難なことから令和8年度に繰り越すもの
県立高等学校校舎 整備等事業	259,112	県立高等学校のトイレ洋式化改修工事及び新庄志誠館高等学校全日制校舎の電気設備工事について、年度内の事業完了が困難なことから令和8年度に繰り越すもの